

岡 広 第 3 6 7 号  
平成29年2月16日

日本共産党岡山市議団  
団長 河田 正一 様

岡山市長 大森 雅夫

平素から岡山市政の発展にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
さて、平成28年11月18日付けでいただきました2017（平成29）年度岡山市予算編成要求書について、下記のとおり回答いたします。

記

## 政策局関係

1. 地方創生交付金は市民の福祉や暮らしに役立つ施策に活用すること。

### 【回答】

地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に位置付けられた自主的、主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるため国が地方公共団体に交付するもので、「しごと創生」や「働き方改革」など国が定める事業分野や先駆性等の要件を満たす事業を申請し、外部有識者等の審査を経て交付金対象事業が決定されます。

今後とも、地方推進創生交付金を積極的に活用し、本市の地方創生に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。 **【政策企画課】**

2. 中期計画の策定にあたっては、地方自治法の本旨に沿って、住民福祉と生命の安全を基本に行うこと。憲法・平和・人権の理念を明確にすること。

### 【回答】

住民の福祉を増進することは、地方公共団体の存立目的そのものであり、総合計画の策定を進める上での当然の前提となっています。また、生命の安全は、住民の福祉の増進と不可分であり、自治体には災害等から住民の生命を守る責務があると認識しております。

こうした前提のもと、平成27年度に策定した長期構想においては、将来都市像の一つに「全国に誇る、傑出した安心を築く」ことを掲げるなど、住民福祉と生命の安全の観点からの記述を盛り込んでおります。

また、前期中期計画の素案においては、「誰もが個性と能力を發揮できる人権尊重の社会づくり」という政策の中に、「人権意識の高揚」「平和を大切にす意識の醸成」

という2つの施策の方向性をお示ししております。

【総合計画課】

3. 市民の願いや行政の実態と乖離している包括外部監査は、義務づけをやめるよう国に法改正を求めること。

【回答】

包括外部監査は、地方自治法により実施が義務付けられており、外部監査人の責任において実施されるものです。その目的は、「住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げる」とことと「組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図る」とこととされています。なお、法改正に関しては、平成28年3月に地方制度調査会から、地方行政体制及びガバナンスのあり方に関して監査制度も含めた答申がなされ、現在はそれを受けた制度改正等が国で検討されているところであり、本市においてはその動向を注視してまいりたいと考えております。

【行政事務管理課】

4. 市長をはじめとする特別職の退職金を一般職員並みに改めること。

【回答】

特別職の退職金につきましては、現在の社会経済情勢を踏まえたものでなければならぬと考えており、今後とも、より一層、市民の理解を得られる適切なものとなるよう研究して参りたいと考えております。

【給与課】

5. 市の政策審議会等は、市民の一般公募枠を設けること。委員の重複や固定化を避けること。

【回答】

審議会の委員選定に当たっては、平成23年に定めた審議会に係る基本方針に基づき運用しています。方針では同一人の複数審議会への就任については原則として4機関までとし、市民から委員を選任する場合には可能な限り公募制によることにしております。今後とも適正な運用を行うよう周知徹底に努めてまいります。

【行政事務管理課】

## 総務局関係

1. 慢性的な人員不足のもとで、一部には長時間・過密労働も発生し、精神疾患も増えており、職員処遇の改善は急務である。職員が、「全体の奉仕者」として公正で民主的な行政業務に専念し、心と体の健康を保持できるよう、官製ワーキングプアを生んでいる「多様な雇用形態」をやめ、正規職員での配置を行うこと。
  - (1) 区役所や福祉関係・教育の部署を増員し、業務に見合った正規職員を配置するとともに、一人ひとりの職員の能力を活かして、市民サービスの向上に努めること。

- ①退職不補充の中期採用計画は総括し、検証すること。その際には、在職者のメンタルヘルス、超過勤務を含む労働時間、予算執行状況などの観点を踏まえること。
  - ア) 用地担当・土木技術者・建築技術者等については、技術の継承が危惧されることから、年齢構成の不均衡を早期に解決するための採用計画をたてること。
  - イ) 法定数及び交付税で措置するケースワーカー、保育士、保健師、消防士等について、責任を持って確保すること。
- ②サービス残業を根絶し、超過勤務手当は実態どおり支払うこと。
- ③国の不当な賃下げ圧力には屈しないこと。

**【回答】**

職員の配置については、効率的かつ効果的に業務を遂行できる組織を目指し、事務事業の見直し、職場の実態に応じた適正な職員配置等を進める必要があると考えております。そのような中においても、必要な人員については計画的に採用していくこととし、適正な職員数の確保に努めるとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。技術職員の採用については、年齢構成等にも配慮してまいります。

また、必要な分野に必要な人員を配置し、事務負担の平準化等様々な工夫に努め、時間外勤務の縮減を図るよう取組んでまいります。

**【人事課】**

- (2) 非正規職員の労働条件を改善し、官製ワーキングプアをつくらないこと。

- ①非正規が常態化している部署では、正規職員での配置を行うこと。
- ②時給を1000円以上にすること。

**【回答】**

自治体を取り巻く状況に目を向けますと、より一層の効率的・効果的な行財政運営が求められており、それは、人員配置についても同様であると考えております。このような中、本市では、多様な雇用形態も活用し、市民サービスの向上に努めているところです。

非常勤職員の勤務労働条件については、毎年、適正な水準となるよう見直しを行っており、今後も民間や他の公共団体の動向を注視しながら適正な水準となるよう見直ししていきたいと考えております。

**【人事課】**

2. 自治体職場にそぐわない人事評価制度はやめること。

**【回答】**

平成22年度からすべての職員に対して人事評価制度を実施しております。職務を遂行するに当たり発揮した能力と職務を遂行するに当たり挙げた業績を定期的に把握し、統一的基準で公正かつ客観的に評価することとしております。能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るために人事評価を活用するよう地方公務員法が一部改正されたことも踏まえ、人事管理の基礎として、今後も人事評価を実施してまいりたいと考えております。

**【人事課】**

3. 県の滞納整理機構への職員派遣をやめること。

【回答】

岡山県滞納整理推進機構は、徴収困難事案の滞納解決や市町村職員の滞納整理技術向上を目的に、県及び県内市町村が連携・協力して設置した組織であり、本市では平成21年の設立当初から職員を派遣するとともに案件の引き継ぎを行っております。

市税滞納案件のうち高額・徴収困難案件を機構へ引き継ぐことで、現在まで一定の徴収成果が得られております。また、近年では派遣職員が持ち帰った徴収ノウハウを生かして搜索による滞納整理を積極的に進めており、相応の効果を上げております。

【収納課】

4. 市事業の受託者が下請け業者と適正な契約を結び、労働条件を市の責任で引き上げるため、公契約条例をつくること。

【回答】

公契約条例の制定につきましては、賃金については最低賃金法等で制度化されており、また、労使間で自主的に決定すべき労働条件等を制限することになるため、本市においては条例制定の取り組みに至っておりません。

なお、引き続き他の自治体における取り組み状況などの情報収集を行うとともに、国の動向を注視してまいります。

【契約課】

5. 職員研修は、憲法を基本に据えることを明確にすること。

【回答】

本市の人材育成の指針となる「人材育成ビジョン」では、めざすべき職員像を「市民視点で考え、行動する職員」としており、職員が全体の奉仕者であるということを基本に据えたものです。この指針の実現に向けて、職員に求められる知識や能力、姿勢を習得し、実務に活かすことができるよう意識改革を促すとともに能力開発を支援するため、職員研修を実施しています。今後とも、研修を通じて、行政のプロとして、市民の信頼の下に、市民視点で考え、行動する職員の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

【人事課】

6. 政令市の中で最も多く受け入れている国からの出向職員を減らすこと。

【回答】

国からの職員受け入れについては、他の政令市等の状況も見極めながら、引き続き考えてまいります。

【人事課】

7. 職員採用にあたっては、障害者雇用促進法の趣旨にのっとり、身体・知的・精神すべての障害者の雇用を積極的にはかること。

【回答】

障害者の雇用においては、障害者一人一人の障害の状況やスキルの習得状況に応じた

職務内容、職場環境や勤務形態等について総合的に判断し、対応することが重要であると考えております。 【人事課】

8. 出先機関、外局、教員等も含め、すべての市職員のメンタルヘルスケア及びパワハラ・セクハラ対策を推進すること。

(1) 職員からの訴えがあった際には、必ず事実関係を調査の上、被害者の人権を尊重して対処すること。

(2) 対応方針やマニュアルを改善すること。

①客観的な調査ができるようにすること。

②ハラスメントの場合の復職にあたっては、配置転換するなどやり方を改善すること。

【回答】(1)(2)

メンタルヘルスケアについては、職場におけるメンタルヘルスの保持増進を図るため、心の健康づくりについての研修に重点を置き、管理者を対象とする研修をはじめ、各職位別に段階的に実施しております。さらに職員全体が心の健康づくりについて取り組めるよう情報誌の発信などの普及啓発を行うとともに、産業医（精神科専門医）や保健師による個別相談なども随時実施しております。

また、労働安全衛生法の改正による平成 27 年 12 月 1 日からのストレスチェック義務化に先駆けて、平成 26 年度からストレスチェックを試行して、職員の心理的負担の軽減に取り組んでおります。

パワハラ・セクハラに関する相談案件の解決に当たっては、事実関係を調査するため、双方の当事者や関係者等から必要な聞き取り等を行っております。また、必要であると判断すれば、職員以外の関係者からの聞き取りも行い、本人の置かれている状況を考慮しながら、行為者に対して措置や指導等を行い、改善に向けて問題解決に努めております。

解決が困難な場合にはハラスメント防止・対策委員会において、事実関係の調査や対応措置の審議に当たっており、必要があれば弁護士その他の関係機関等に意見を求めることも想定しておりますので、公平な調査、判断を担保しているものと考えており、今後も継続してハラスメントのない職場づくりに努めてまいります。

【人事課】

9. 「岡山市特定事業主行動計画」は、毎年検証や必要な修正を行い、着実に目標達成をはかること。

【回答】

行動計画の目標に対する取組結果については、毎年公表を行うとともに、必要に応じて行動計画の見直しを行い、女性の活躍推進及び次世代の育成支援に関する取り組みを計画的かつ着実に推進するよう努めております。 【人事課】

10. マイナンバー制度について、国に廃止を求めること。

【回答】

マイナンバー法が平成27年10月5日に施行され、平成28年1月から、区役所などの窓口においてマイナンバーの利用が開始されました。また、本市においては、コンビニエンスストアで、マイナンバーカードを使用した住民票の写しや印鑑登録証明書の交付が可能となっています。今後も引き続き、法に則り、制度の周知や、マイナンバーの適切な取り扱いについての職員研修などを着実に進めてまいります。

【行政事務管理課】

11. 戦争法制の廃止と集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を国に求めること。戦争法＝安保法制の発動をしないよう国に求めること。

【回答】

外交・安全保障は国の専管事項であり、国において適切に対応されるべきものと考えております。

【総務法制企画課】

12. 憲法違反の自衛隊の隊員募集事務を行わないこと。

【回答】

自衛官募集事務は、地方自治法、自衛隊法及び同法施行令により、第1号法定受託事務として行うこととされております。

【区政推進課】

13. 原子力発電所（原発）を再稼働しないよう国に求めること。あわせて、原発に頼らないエネルギー計画の策定を求めること。

【回答】

我が国のエネルギー政策は、エネルギー政策基本法に基づき策定されたエネルギー基本計画により実施されていると認識しています。また、全国市長会では国に対し原子力安全・防災対策の充実強化等に関する決議・提言を行っております。

【総務法制企画課】

14. 家計と中小企業に重い負担を強いる消費税増税は実施しないよう国に求めること。

【回答】

消費税率の改定は、社会保障の安定財源の確保のため行われるものであり、市民に必要な社会保障サービスを提供していくための重要な財源確保につながるものと考えております。

【税制課】

## 危機管理室関係

1. 「岡山市国民保護協議会条例」に基づく武力攻撃事態を想定した訓練には、参加しないこと。なお市民を強制的に参加させないこと。

### 【回答】

岡山市では国民保護計画に伴い緊急処理事態を想定し、国・県と合同で訓練を行っており、その中での市町村の役割は、住民への情報提供及び救急活動・避難誘導、市民の方達にもご理解をいただいたうえで参加していただいております。強制的な参加要請はしていません。

【危機管理室】

2. 従来の常識を超える地域的な集中豪雨が各地で発生している。地域の特性に応じた防災・水害対策を再検討し、安全対策を強化すること。必要な施設整備を行うこと。

### 【回答】

危機管理室では、防災に関する出前講座等でハザードマップを活用した地区の特性や災害種別に対応するための事前対策をお願いしているところです。水害対策等の施設整備については各施設管理者が適切に行うものと考えます。

【危機管理室】

3. 南海トラフ巨大地震等への対策にあたっては、常に最新の知見をもとに防災対策を見直すこと。津波の想定は基準を、朔望平均満潮位ではなく最大潮位に戻すこと。

### 【回答】

岡山市が定める岡山市地域防災計画は更新を重ねており、それに基づき各防災関係機関においては必要な対策を講じることになっております。

津波浸水想定は岡山県が定め公表しております。その中で津波高の想定に用いた設定潮位は朔望平均満潮位となっており、岡山市は岡山県の浸水想定により被害の想定を行っています。

【危機管理室】

4. 防災空地・避難所を市が責任をもって確保すること。とりわけ市街地中心部での対策を強化すること。

### 【回答】

過去の災害などを教訓に市・県有施設や民間施設等を対象に災害種別に適した避難場所等の更なる確保に努めておりますが、地域住民にも地域の実情に応じた避難場所等の確保をお願いしています。

【危機管理室】

5. 緊急告知ラジオについて、大規模な町内会には複数配置すること。

### 【回答】

岡山市では防災行政無線の戸別受信機を連合町内会単位に2台、緊急告知ラジオを

単位町内会や自主防災会等に各1台配備し、正確で素早い情報伝達に努めているところであり、新規結成自主防災会にも配備を行っておりますが、今後も複数配備基準や他の情報伝達手段など検討してまいります。  
【危機管理室】

6. 土砂災害の想定や対応には、産廃や残土の崩落も含めること。

【回答】

産業廃棄物・残土置き場の適切な管理についてはそれぞれの法規に基づきそれぞれの担当課の指導・監督のもとそれぞれの管理者が行うものと考えます。

【危機管理室】

7. 自主防災組織について

(1) 組織率向上に努めること。自主防災組織の結成支援を強化すること。

【回答】

自主防災会結成促進を図るため、結成時の単位を連合町内会とした場合の防災資機材等支給限度額を増額し、連合町内会での結成後に単位町内会で自主防災会を結成し訓練実施時に防災資機材の給付を受け取ることができる制度を利用し会の活性化を図っていただくため、岡山市としても出前講座等で制度や自主防災会の必要性の啓発に努め結成を促したいと考えます。

【危機管理室】

(2) 市の防災計画を町内会で具体化できるよう支援すること。そのために公民館に配置されている地域担当職員を活用すること。

【回答】

出前講座等で自助・共助の重要度を認識していただき、自主防災会（町内会）単位での活動の促進を啓発しております。また、各公民館職員には平成27年度より防災士の研修を受講していただき地域の防災力強化を図ることとしています。

【危機管理室】

## 市民協働局関係

1. 政策立案に際しての市民意見の反映にあたって

(1) 公聴会の開催を制度化すること。

【回答】

市民からの意見聴取の方法として、パブリックコメントやアンケートの実施、ワークショップの開催等、事業計画に応じた取組を行っております。

今後も、幅広く市民の声の把握に努めてまいりたいと考えております。

【広報広聴課】



(2) パブリックコメントは、IT利用中心ではなく、実施していることの周知を徹底すること。

**【回答】**

パブリックコメントについては、ホームページ以外にも広報紙への掲載、各区役所・支所・地域センターでの閲覧等によって周知を徹底するよう指導を行ってまいりたいと考えております。

**【広報広聴課】**

2. 非営利公益団体・市民・市がお互いに補完し、活動を推進できるように

(1) 市民協働の核となるNPOの活動・交流拠点を整備すること。

(2) コーディネーターの配置など、支援体制を確立すること。

**【回答】** (1) (2)

現在、庁舎内に「ESD・市民協働推進センター」を設置し、NPO等と行政、NPO間のコーディネートを行っています。また、地域の公民館を、地域活動、地域での協働の拠点として位置づけています。こうしたコーディネート機関の機能を高めながら、活動・交流拠点の在り方などを検討してまいりたいと考えています。

**【市民協働企画総務課】**

3. 市のあらゆる審議会、各種委員会などに長期間選任されている委員がまだ多数存在していることについて

(1) 原則として複数審議会への参加は止めること。

(2) 専門職以外の委員ははずし、審議内容に精通した市民の声を生かす努力をすること。

(3) 市民公募と女性委員を増やすよう努めること。

**【回答】** (1) (2) (3)

審議会の委員選定に当たっては、平成23年に定めた審議会に係る基本方針に基づき運用しています。方針では同一人の複数審議会への就任については原則として4機関までとし、市民から委員を選任する場合には可能な限り公募制によることにしております。また男女比率についても、男女いずれか一方の委員の数が、原則として委員総数の10分の4未満とならないようにしております。今後とも適正な運用を行うよう周知徹底に努めてまいります。

**【行政事務管理課】**

4. 公民館の地域担当職員について

(1) 地域の実情に合わせ、防災士やソーシャルワーカーなど、専門性を持った職員を配置すること。

(2) 災害時に自力での避難が困難な住民への個別支援計画の策定にあたっては、公民館の地域担当職員が計画づくりの支援を行うこと。

**【回答】** (1) (2)

地域が抱えている課題は様々であることから、地域担当職員が地域の特色や課題をふ

まえ、地域のニーズに的確に対応できるよう研修等を通じて人材の育成を図っております。

また、専門性の高い分野については、行政の担当部署や関係機関・団体と連携・協力し、地域との連絡・調整に当たっていききたいと考えております。

【市民協働企画総務課】

5. 「男女共同参画社会促進条例」とその計画に基づき、政策の推進をはかること。

(1) 岡山市の女性幹部比率を抜本的に引き上げること。

【回答】

岡山市職員における女性管理職比率につきましては、平成 28 年 4 月 1 日現在で 9.5 %となりました。

今後の女性管理職比率につきましては、岡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略における目標値「平成 31 年度に 13%」、平成 27 年度からの新たな特定事業主行動計画の目標値「将来的に 30%」の達成に向けて、引き続き努力してまいりたいと考えております。

【人事課】

(2) 担当課をさんかくセンターに異動させることを検討すること。

【回答】

組織運営や事務の執行体制については、事務の効率化や市民サービス向上の観点から適切なものとなるよう研究してまいります。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(3) 男女の差別撤廃、女性の活躍を促すためにも、自営業者の家族・女性の地位向上のため、「所得税法 5 6 条」の廃止を国に求めること。

【回答】

所得税法第 5 6 条は、租税回避防止の観点から昭和 2 5 年度の税制改正において導入されたものであり、本市としても税制改正における国の動向を注視していききたいと考えております。

【税制課】

6. DV対策について

(1) DV被害者支援を実質的に民間が担っていることを踏まえ、機能維持・人材育成できるよう予算を大幅に拡充すること。

【回答】

DV被害者支援については、DV防止のための啓発、緊急一時保護時の移送、被害者の保護、同行支援、経済的支援など、途切れのない支援を行っております。

今後も、DV被害者支援につきましては、民間団体等とも連携し、実効ある支援方法について検討してまいりたいと考えております。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(2) 岡山市配偶者暴力相談支援センターについて

- ①専任のセンター長を置くこと。
- ②全ての相談員を正規にし、スーパーバイザーを配置するなどして、相談体制をさらに充実させること。
- ③相談員の研修は業務として保障すること。

**【回答】**

配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ岡山市男女共同参画相談支援センターでは、平成22年4月から相談員を1名増員して体制の強化を、平成25年度には、相談室を1室増設し、必要な相談体制の充実を図り、平成26年度からはスーパーバイズの回数を増やしております。相談員の研修は、業務のなかで計画的に国や関係団体主催の研修に積極的な参加を図るなどし、相談員としての資質の向上と、心理的な負担の軽減をめざしているところです。

今後も状況を見ながら、必要な相談体制と研修の充実を図ってまいります。

**【女性が輝くまちづくり推進課】**

- (3) 24時間対応の性暴力相談支援センターを、市として設置すること。
- (4) DV性暴力被害者回復支援の拠点及び女性・子どもの中長期回復支援の拠点を整備すること。

**【回答】(3)(4)**

犯罪被害者等総合相談窓口、こども総合相談所など関係機関と連携をとりながら、性暴力を含め、女性や子どもなどDV等暴力の被害者に対する相談や支援に取り組んでいるところです。今後も被害を受けた女性や子どもにとってよりよい支援となるよう努めてまいります。

**【女性が輝くまちづくり推進課】**

- (5) 学校教育・生涯教育を通じて、法及び条例・計画の啓発を行うこと。

**【回答】**

男女共同参画社会基本法やDV基本法、本市のさんかく条例や第3次さんかくプラン及び策定中の第4次さんかくプラン等の法や条例、計画につきましては、継続して普及啓発に努めるとともに、今後もさまざまな機会をとらえ、関係部署とも連携を図りながら、より一層の啓発につとめてまいります。

**【女性が輝くまちづくり推進課】**

- (6) 「性暴力禁止法」(仮称)をつくるよう国に求めること。

**【回答】**

国の第4次男女共同参画基本計画において、性犯罪への対策の推進として、関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進とともに、性犯罪に関する罰則のあり方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずることとされており、今後の国の動向を注視してまいります。

**【女性が輝くまちづくり推進課】**

(7) 「女性自立支援法」(仮称)をつくるよう国に求めること。

【回答】

非正規雇用やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加する中、国の第4次男女共同参画基本計画において、就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組など、女性が安心して暮らせるための環境整備を進めることとされており、また、「女性活躍加速のための重点方針2016」に基づく非正規雇用の女性の処遇改善などが進められているところであり、これらの取組状況や効果などを注視してまいります。

【女性が輝くまちづくり推進課】

7. LGBTについて、当事者の人権保障のため、パートナーシップ宣言をすること。  
条例を検討すること。

【回答】

LGBTの方々が、社会生活を送るうえで様々な困難を抱えていることは認識しており、現在、人権を尊重するとともに、多様な性へのあり方への理解を促進するため、講演会の開催や、本市職員への研修など啓発に努めているところです。

今後も他の自治体のパートナーシップ制度の利用状況や効果なども注視し、まずはLGBTについて、社会全体の理解の促進を図るよう啓発に取り組んでまいります。

【女性が輝くまちづくり推進課】

8. 「犯罪被害者支援条例」について、補償金の給付金制度を速やかに設けること。

【回答】

犯罪被害者等に対する補償金、見舞金等の給付金制度については、総合相談窓口や関係団体等に寄せられる相談の内容などをふまえ、研究していきたいと考えております。

【生活安全課】

9. 福島原発事故の指定地域以外からの避難者支援について

(1) 就学援助、保育料軽減、家賃補助など市独自の支援を復活させること。

【回答】

就学援助については、文部科学省から被災した子どもの支援について国の政令で定められた区域からの避難者を補助金対象とする旨の通知があり、その趣旨に沿った扱いとしたものですので、ご理解を賜りたいと考えております。

【就学課】

【回答】

市独自に、失業や疾病等により前年度から所得が大きく減少した方等に対して、申請に基づき、保育料等の減免を実施しています。福島原発事故の指定地区以外から避難されている方においても、要件に該当すれば同様に減免の対象となります。

【就園管理課】

【回答】

市営住宅においては当初より家賃補助などは行っておりませんが、避難者については指定区域外であっても目的外使用で現在も無償で入居を続けています。 【住宅課】

(2) いわゆる「二重生活」世帯について、生活実態が確認できた場合に、「ひとり親」とみなすよう検討すること。

【回答】

様々な事情で「二重生活」を余儀なくされている方々との整合性の問題があるためご指摘の避難者について「ひとり親」とみなすことは難しいと考えられます。

【こども福祉課】

(3) 国・東電の家賃補助打ち切りの方針に対して、制度継続を要望すること。

【回答】

家賃補助の実施については、国の専管事項であると認識しており、国の権限と責任において対応し、判断されるものと考えております。

【総務法制企画課】

10. 多文化共生の観点から、在住外国人へのサービス向上を図ること。

(1) 岡山市と行政区の歴史、文化、産業などを紹介する多言語のパンフレットの充実や、ホームページをニーズに合わせて充実すること。

(2) 公共施設の案内表示板は、多言語表示するとともに、平易な文章やルビを打つなど、在住外国人への丁寧な案内に努めること。

【回答】(1)(2)

多文化共生社会の推進に向けた施策は市民生活全般に関わっているため、「岡山市多文化共生社会推進プラン」を策定し、庁内の関係部署における当該プラン推進のための各種取組に対し支援調整を行っています。当該プランの中でコミュニケーション支援を挙げており、在住外国人へのサービス向上に対し、引き続き関係部署への支援調整を図ってまいります。

【国際課】

(3) 在日外国人の地方参政権を認めるよう、国に働きかけること。

【回答】

選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、本市が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理することとなっております。

選挙管理委員会は、選挙の管理・執行機関として、在日外国人の地方参政権について、今後とも、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

11. コミュニティハウスの管理委託料の増額をはかること。

【回答】

コミュニティハウスの管理委託料（指定管理料）については、利用状況やコミュニ

ティ協議会の収支状況をふまえ、引き続き検討していくものの、昨今の財政状況から  
厳しい課題であると認識しております。 【市民協働企画総務課】

12. 町内会集会所建設補助金の補助率を、1/2・上限500万円に引き上げること。

【回答】

より効果的な補助制度について、町内会へ実施したアンケート結果等をふまえ、検討  
してまいりたいと考えております。 【市民協働企画総務課】

## 市民生活局関係

1. 市民の視点に立った行政を行うために、夜間・休日の対応をはじめ、行政サービスの  
充実をいっそう前進させること。

【回答】

市民視点に立った市民サービスの向上を図るため、証明書自動交付機による夜間・休  
日対応に加え、平成28年2月から住民票の写し及び印鑑登録証明書、平成29年3月  
から戸籍関係証明書のコンビニ交付サービスを導入し、夜間や休日における証明書の取  
得を可能にしており、今後も窓口サービスの利便性の向上に努めてまいります。

【区政推進課】

2. 公民館を市民サービス窓口拠点とするにあたっては、公民館機能を低下させること  
なく、市民サービスを拡充すること。窓口業務は、公民館職員に頼ることなく、専  
門職員により窓口の対応や遅滞への改善をはかること。

【回答】

公民館を市民サービス窓口拠点とするにあたっては、公民館機能を低下させることな  
く市民サービスの向上に努めてまいります。

なお、職員の配置について効率的な運営が図れるように努めてまいります。

【区政推進課】

3. サービス拠点への公共アクセスを充実させること。キッズコーナーを設置すること。

【回答】

サービス拠点への公共アクセスの充実に向け、区役所について事業者等へバス路線整  
備の働きかけを行うとともに、関係部局と連携し、検討してまいりたいと考えておりま  
す。

キッズコーナーの設置については、スペースや子供の安全の確保などの問題もあり、  
今後、保護者への環境づくりの観点から研究してまいります。 【区政推進課】

4. 消費生活センターは、体制充実と勤務時間の工夫などをしてサービスを拡充するこ

と。

**【回答】**

消費生活相談体制につきましては、県が休日の相談体制を整備し、市が平日の相談体制を整備するなど、県と市が相互に補完しながら迅速な消費生活相談の解決を図るなど市民サービスの向上に努めているところです。 **【生活安全課】**

5. スポーツ振興計画にのっとり、施設整備・環境整備に努めること。既存施設の利用者の声をよく聞き、スポーツの機会確保に努めること。

**【回答】**

岡山市スポーツ推進計画の具体的な行動指針である「岡山市スポーツ施設整備方針」を平成27年度に策定しており、この方針に基づき、既存施設の有効活用や施設の利便性の向上を図るなど、施設利用者の意見や要望を踏まえ、スポーツの機会の確保に努めてまいります。 **【スポーツ振興課】**

6. 文化振興基本計画に基づき、郷土芸能・文化の振興をはかること。

**【回答】**

「岡山市文化芸術振興ビジョン」（平成24年3月策定）の中の「つなぐ」において、各地域の郷土芸能・伝統行事等について、本市の文化芸術振興の面から、PR等の支援を行っていくこととしており、岡山に暮らす人が地域への愛着を持ちながら、いきいきと暮らせる豊かな文化都市を目指していきます。 **【文化振興課】**

7. 市民会館・文化ホールの建て替えに際しては、過大としないようにすること。

- (1) 基本設計の策定にあたっては、これまでの検討内容を尊重するよう組合に求めること。  
(2) 新しい文化芸術施設の地権者への丁寧な対応を行うこと。

**【回答】**

- (1) 新しい文化芸術施設の整備にあたっては、市民の誰もが、いつでも気軽に立ち寄り、つどい、憩える機能を持ち、岡山の文化芸術の拠点として相応しい施設となるよう検討してまいります。

基本設計にあたっては、これまでの検討によりまとめた基本構想とそれを具体化する基本計画における岡山市の考え方を反映したものとなるように準備組合と協議を行ってまいります。

- (2) 当該再開発事業で、地権者への同意に関わること等につきましては、準備組合が行うこととなります。岡山市としては、新しい文化芸術施設の内容について、地元住民も含め、広く市民の皆様へ説明を行ってまいりたいと考えております。

**【文化振興課】**

8. 文化芸術のイベント開催について

- (1) 開始から10年を迎える「おかやま国際音楽祭」について、目的や効果を検証すること。
- (2) 「岡山芸術交流」や「岡山市芸術祭」など、名称や内容が類似しているイベントが複数ある現状にかんがみ、目的の整理や所管の統一を検討すること。

**【回答】**

- (1) おかやま国際音楽祭は、だれもが気軽に音楽に触れて心豊かな市民が育つこと、また観光客も含めてまちの賑わいを創出すること等を目的に実施しており、これまでの事業の実施結果やアンケートから、年々定着度や満足度が増してきております。来年度以降について、市民からは事業継続を望む声が大きく、一定の改正を行いながら、毎年開催していきたいと考えており、市民の皆様には好評で定着してきている「下石井3DAYS」や「地域資源を活用する岡山ならではのコンサート」などの屋外イベントを中心に据え、より多くの市民の皆様には音楽に親しんでいただくとともに、まちに賑わいと憩いをもたらす事業を実施し、目的や効果をしっかりと検証してまいります。
- (2) 文化芸術は、地域振興や観光振興、人材育成、福祉等、まちづくりとの関係が深いことから、それぞれの目的に応じたイベントが実施されております。各事業目的や役割分担等を踏まえ、どのような整理が可能か検討してまいります。

**【文化振興課】**

9. 新斎場建設にあたっては、現在の富吉候補地での強行をしないこと。

**【回答】**

新斎場整備は、急激な高齢社会を迎える中、岡山市の将来の火葬需要の増加に対応するための、市民にとって是非とも必要な都市施設であり、地元住民の方々への丁寧かつ真摯な説明に心掛けながら進めてまいります。

**【生活安全課】**

10. 全ての未使用市営墓地の返還にあたっては、使用料を還付すること。

**【回答】**

岡山市財産条例第5条の規定に基づき、既納の使用料は還付しないこととしておりますが、笠井山霊園、上道墓園、なださきメモリーパーク、瀬戸町南霊園、瀬戸町東霊園、瀬戸町大内霊園においては、未使用の場合は、使用料の半額を還付するなど、墓地利用者等の事由を考慮した対応を行っております。

**【生活安全課】**

11. 深夜の花火規制条例を検討すること。

**【回答】**

深夜の花火により、周辺住民が迷惑を受けたり、安全・安心なまちづくりの面から支障が生じる事例が増加するようであれば、今後、関連部局が連携し、現状の花火対策や迷惑行為の実態を把握するとともに、適切な対応策について検討していきたいと考えております。

**【環境保全課、生活安全課】**



## 財政局関係

1. 消費税率10%の中止を求め、財源は軍事費にメスを入れ、特に思いやり予算を廃止し、大企業・資産家の減税をやめさせ、応分の負担を求めることで確保するよう国に求めること。

### 【回答】

国の税制改正において、課税ベースの拡大や税率構造の見直しなどが行われているところであり、本市としては、国の動向を注視していきたいと考えております。

【税制課】

2. 国と地方の役割分担を明確にした上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を負担するよう国に求めること。

### 【回答】

国庫補助負担金改革については、指定都市市長会の政策提言において、国へ要望しております。今後も、真の分権型社会の実現のため、引き続き国に対して要望していきます。

【財政課】

3. 地方交付税の削減手法であるトップランナー方式の中止を国に求めること。

### 【回答】

地方交付税については、必要額の確保及び臨時財政対策債の速やかな廃止について、国へ要望しており、今後も、この観点で踏まえ国へ要望していきます。

【財政課】

4. 繰り上げ償還にペナルティを課さないよう国に求めること。

### 【回答】

公的資金補償金免除繰上償還については、指定都市市長会の政策提言において、国へ要望しております。今後も、財政の安定的な運営のため、引き続き国に対して要望していきます。

【財政課】

5. 政令市移行に伴って市負担が増やされた単県事業の県負担分の増額を県に求めること。

### 【回答】

政令市移行に伴う単県事業における県負担分の取り扱いについては県市協議のうえ、決定しております。今後、県内市町村間で均衡を欠くような県負担分の取り扱いがなされるような場合には、是正を求めていきます。

【財政課】

6. 臨時財政対策債ではなく地方交付税として満額交付するよう国に求めること。

【回答】

地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止については、指定都市市長会の政策提言において、国へ要望しております。今後も、財政の安定的な運営のため、引き続き国に対して要望していきます。 【財政課】

7. 消費税は低所得者ほど負担の重い不公平税制であり、消費税増税分を市の公共料金に転嫁しないこと。

【回答】

消費税率が変更になった場合は、水道料金も法令に基づき適正に改定を行うこととしております。 【水道局営業課】

【回答】

消費税率が変更になった場合は、下水道使用料も法令に基づき適正に改定を行うこととしております。 【下水道河川局営業課】

8. 財政健全化のために元金返済額を上回る起債は行わない方針に立ち返ること。

【回答】

元利償還金の全額が地方交付税に算入されるものを除いた借入については、極力抑制を図っておりますが、今後当面の間は、喫緊の課題である市有施設の耐震化や老朽化施設の改修・更新などを実施していく必要があり、時限的に有利な起債を活用し将来世代に負担を先送りすることがないよう極力借入額を抑制し、実質的な公債費負担の適正化、平準化を図ってまいります。 【財政課】

9. 「公共施設マネジメント」について、強引な施設統廃合は行わないこと。

【回答】

公共施設等マネジメントは、まちづくりのあり方に関わるものであり、その実施に当たっては利用者であり納税者でもある市民の理解が不可欠であることから、公共施設等の実態に関する情報を適切な時期にわかりやすく公開することによって市民等と問題意識の共有を図りつつ、マネジメントの合意形成に努めながら進めていきます。

【財産活用マネジメント推進課】

10. 市有施設の管理運営について

(1) 直営を基本とすること。

(2) 指定管理者制度を導入した場合でも、市に管理責任があることを明確にし、市民サービスを低下させないこと。

(3) 指定管理の点検・評価は、行政や業者だけでなく、市民も参加して行えるよう検討すること。

【回答】(1)(2)(3)

市有施設の管理運営方法は、その施設の性格に応じて、市民サービスの向上及び効率化を図る観点から決定しており、指定管理者制度を導入した場合においても、市有施設の最終的な管理責任は市にあり、市民サービスの低下を招くことはないと考えています。

また、今後導入を検討する評価制度においては、市民への情報公開のあり方についても検討してまいります。  
【財産活用マネジメント推進課】

- 1 1. 岡山市北区の本町 8 番地区及び平和町 1 番地区に係る固定資産税の超過税率の適用は止めること。

【回答】

岡山市北区平和町 1 番地区に係る第 1 種市街地再開発事業に対する土地、家屋の固定資産税の超過税率については、地方税法第 1 条第 1 項第 5 号及び第 7 条並びに岡山市市税条例附則第 9 条の 2 の規定に基づき、限定して適用しているものです。

なお、本町 8 番地区については、平成 2 8 年度以降は超過税率を適用しておりません。

【税制課】

- 1 2. 入札制度の改善について

- (1) 総合評価制度を見直し、地域貢献度の配点を大幅に増やすこと。
- (2) 市が発注する官公需において、質の確保とともに、そこに従事する人たちの生活を守るため、公契約条例を制定すること。
- (3) 一般競争入札の運用にあたっては、地元中小企業・業者の仕事確保の観点から、一定額以下は大企業を排除する逆ランク制度を採用すること。

【回答】

- (1) 本市の建設工事総合評価一般競争入札は、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の体制等を評価する特別簡易型を原則としており、そのうちの企業の体制等に関する項目として、市内外業者区分や本市と災害時における防災協力に関する協定書を締結している団体に加入していることを評価・加点することとしております。平成 2 7 年 4 月からは、市内業者及び従業員数 5 0 人以上の準市内業者への配点を 0. 5 点増やし、1. 5 点としております。今後も総合評価制度の主旨を踏まえ、評価項目や配点について、他都市の状況も注視しながら、適切に運用してまいります。
- (2) 公契約条例の制定につきましては、賃金については最低賃金法等で制度化されており、また、労使間で自主的に決定すべき労働条件等を制限することになるため、本市においては条例制定の取り組みに至っておりません。

なお、引き続き他の自治体における取り組み状況などの情報収集を行うとともに、国の動向を注視してまいります。

- (3) 本市の建設工事一般競争入札は、対象工事の許容価格に応じて、経営規模や技術力等による格付業種の等級や地域性等を参加資格要件としております。引き続き地

元中小企業者に配慮した運用に努めてまいります。

【契約課】

1 3. 小修繕業者登録制度の対象を50万円未満に拡充し、関係各課に周知をすること。

【回答】

小修繕業者登録制度における登録業者は、対象の許容価格10万円未満の施設修繕業務について、件数、金額ともに全体の1%も受注していない状況であり、受注実績の向上に向けて、庁内関係部署に対する制度の趣旨、活用にかかる周知の徹底や登録業者数の増加が課題と考え、施策に取り組んでおります。

今後におきましても、登録制度が活発に運用されるよう取り組みを進めてまいります。

【契約課】

1 4. 市の遊休地・未利用地及び岡山市土地開発公社が保有する塩漬け土地について

(1) 福祉・教育分野に有効活用すること。

(2) 処分方針を決定するにあたっては、売却ありきではなく、十分な市民的議論を行ってから決定すること。

(3) 天神町の旧後楽館中学・高校跡地については、売却方針を見直すこと。

【回答】(1)(2)(3)

平成28年5月に、「岡山市の保有する未利用地等の処分等に関する方針」を策定し、「未利用地等の処分については、売却を基本とし、手法は一般競争入札とする」こと、「ただし、各局区室長が、まちづくりの方針等に基づき、未利用地等の活用方針を個別に定める必要があると判断したものについては、この限りでない」ことを定めています。

また、未利用地等の処分を検討するにあたっては、あらかじめ庁内で利用要望についての調査を行い、まずは庁内での有効活用を検討することとしています。

旧後楽館中学校・高等学校(天神校舎)跡地についても、この方針に沿って売却としております。

【財産活用マネジメント推進課】

1 5. 税や料金の徴収にあたっては、減免制度の周知や分割納付の相談に応じるなど、市民の生活実態に即した徴収を行うこと。人権侵害とならないよう注意すること。そのために職員の数を増やすこと。

【回答】

納期限内納付がない方に対しては、まず督促状や催告書の送付・電話催告・訪問催告によってできるだけ早期の未納解消を呼びかけております。納付困難な方については、個々の事情をお聞きした上で、減免の手続き等のために区役所・市税事務所をご案内したり、生活実態に即した分割納付に応じたりと、適切な対応を心掛けております。

しかし、資力がありながら納付をされない方、納付の意思がない方については、きちんと納めていただいている多くの市民の方々との公平性を保つ観点から、法令に基づいて差押え等の滞納処分を行っております。

業務体制の効率化により滞納整理部門を手厚くすることで、今後も、納付義務者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応をするよう留意してまいります。

【収納課、料金課】

16. 県の滞納整理機構に案件送付をしないこと。

【回答】

「総務局関係の項目3」のとおり。

【収納課】

17. 管理実態のない財産区については全体像を把握すること。平成11年度局長答弁に基づいて、早期に公有化を具体化すること。

【回答】

財産区財産の市有財産化にあたっては、市有化し公共の福祉の用に供すべき財産であるかどうかの確認、処分方針についての財産区住民の意向を確認することが不可欠であり、管理実態のない財産区において、どのようにそれらを確認していくか検討を進めているところです。

【財産活用マネジメント推進課】

18. 市有施設は新々耐震基準を満たすこと。

【回答】

建築物の耐震基準は昭和56年6月に大きく改正され、それまでの旧基準建築物は改正後の新基準のものに比べ耐震性能が大きく劣っています。

その後、阪神・淡路大震災の被害の教訓から、木造に係る耐力壁のバランスや接合部の金物の基準などについて、平成12年6月に改正が行われたことにより、この改正以前の木造建築物の一部には、耐震診断を行うと耐震性能を満足しないものがあると認識しております。

市有建築物の耐震化につきましては、平成25年2月策定の「岡山市有建築物の耐震化計画指針」に基づき、市民及び施設利用者等の安全性確保の観点から、耐震性能が大きく劣っている昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた市有建築物の耐震化を推進するとしており、防災拠点や避難所など「早急な対応が必要な施設」の耐震化を平成30年度までに、また「その他の施設」につきましても「早急な対応が必要な施設」に引き続き耐震化を実施することとしています。

まずは、この指針に基づき昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた市有建築物の耐震化を最重点施策として、現在取り組んでいるところです。

【公共建築課】

## 保健福祉局関係

1. 平和首長会議・日本非核宣言自治体協議会に参加する岡山市にふさわしい平和行政をすすめること。」

平和で幸せな岡山市を築くため、不断の努力を続けることを誓っている岡山市平和都市宣言の立場を発展させ、非核平和都市宣言とし、核兵器廃絶に向けて行動すること。そのためにも、福島原発事故の教訓に学び、原発ゼロ・核兵器廃絶の立場をあらゆる場面で明確にすること。

### 【回答】

岡山市は、平成22年1月に平和市長会議（平成25年度から平和首長会議）に加盟し、平成24年9月本非核宣言自治体協議会に加入し、これまでも平和な社会の実現を願って昭和60年6月25日に行った「平和都市宣言」の中で、核兵器の廃絶を願い、平和で幸せな岡山市を築くため不断の努力を続けることを誓いました。

今後もこの宣言の趣旨を踏まえ、平和祈念事業を推進することで、平和の尊さを市民に周知するとともに、平和なまちづくりを進めるための努力を続けていきたいと考えております。

【福祉援護課】

2. 平和行政について

- (1) 平和行政を専管する部署を設けること。

### 【回答】

組織の設置や改廃の検討に当たっては、「簡素で効率的・効果的な組織」を基本的な考え方に据えて、必要に応じ関係部署と協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

【人事課】

- (2) 岡山空襲展示室を充実させること

- ①現在いる3人の学芸員を正規職員にすること。
- ②市民協働で運営できるよう運営委員会の設置、ボランティアガイドなどを組織すること。
- ③シティミュージアムと一体に企画、管理するため市民局に移管すること。
- ④平和教育でのホール利用を無料とすること。
- ⑤展示室の活用や教育現場などに資料を貸し出す事業の啓発を強化すること。

### 【回答】①②③⑤

平成24年10月1日に開設した岡山空襲展示室は、3名の学芸員を配置し、戦災資料の収集、展示等を行っております。今後の運営のあり方は、事務量や専門性、利用者の状況等も考慮し、総合的に検討していきたいと考えております。

岡山空襲展示室の平和教育への利用を促進するため、市内の小中学校及び県内の高等

学校等に広報用のチラシや資料提供用の申込用紙を配布し、写真パネルや焼夷弾レプリカの貸出及び各種テキストの提供の仕組みを整備しております。今年度も「岡山戦災の記録と写真展」の図録を作成し、昨年度作成した体験集やDVDとともに学校等へ案内したところです。また、学校等でのパネル展示の補助や各学校が平和学習のために来場した際の学芸員による展示解説も積極的に行っております。 【福祉援護課】

【回答】④

岡山シティミュージアムの講義室等の施設使用料については、岡山シティミュージアム条例施行規則に基づき、市が主催または共催する事業に使用するときには免除しております。 【岡山シティミュージアム】

(3) 戦争・戦災遺跡の保存・伝承に努めること。

- ①各学校・園、公民館などで啓発を行うこと。
- ②説明板の改善・保全・増設をすること。
- ③戦災死者追悼のため、氏名を彫った平和の礎を建立すること。
- ④市有地にある戦災遺跡を整備すること。

【回答】

岡山市の各公民館では、例年、戦災資料パネルの巡回展示を行っており、今年度も継続して行っております。

戦災遺跡は、市内の23か所に被災建築物説明板を設置しています。

説明板の改善及び保全は、所有者等と協議し、できるだけわかりやすい場所に設置し、必要に応じて修繕等も行っております。今年度も市内23か所について設置状況を確認し、修繕が必要なものは予算措置等検討を行っているところです。

その他、「岡山空襲の記憶」のパンフレットには被災建築物説明板を設置した概略図を掲載しております。

戦災死者の追悼については、岡山市平和の日である6月29日に岡山市主催で戦没者追悼式を挙行しております。 【福祉援護課】

(4) 中国残留日本人孤児の日本語教育への財政的援助を継続・充実させること。

【回答】

中国残留邦人等の方々が地域社会にとけ込んでいく上で“言葉の壁”は大きな問題です。

現在、岡山市は、対象者の方が多い地区で開催されている日本語教室への補助を行っており、今後も、この事業を継続していきたいと考えております。その他、高齢化が進む帰国者の方が地域にとけこんでいけるよう、介護予防体操教室などを地元住民とともに開催するという取り組みへの補助も平成26年度から新たに行っております。

【福祉援護課】

### 3. 高齢者福祉の充実のために

(1) 介護保険制度改定後の負担実態を市として把握し、国に改善を求めること。

【回答】

一定額以上の所得のある人の2割負担等については、制度の持続性の観点から国の制度改正が行われたものであります。岡山市としても法令に従って運用してまいります。

【介護保険課】

(2) 岡山市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に向けて、実情をつかみ、値上げ回避に最大限の努力を払うこと。本人の収入を基本とした保険料の減免制を拡充すること。

【回答】

現在、介護保険料は、本人及び世帯の市民税課税状況等に応じた所得段階別の12段階設定となっています。

低所得者への対策としては、平成27年度から、世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入+合計所得が80万円以下の人を対象として、保険料率を0.05引き下げ、負担軽減を図っています。

なお、世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入等が80万円を超える場合でも、世帯収入、扶養及び資産が岡山市独自の減免制度条件に該当するときは申請により最も保険料額が低い第1段階保険料相当額まで軽減しております。

平成30年度介護保険料改定については、保険料上昇の抑制に努めてまいります。

【介護保険課】

(3) 介護従事者が安心して働くために

- ① 給与を含めた労働条件が改善されるよう国に強く求めること。
- ② 障害者・自立支援者などの就労受入をしている法人に対して支援制度を拡充すること。

【回答】

① 国において、「1億総活躍社会」の実現に向け、介護職員の賃金や労働条件について更なる処遇の改善が検討されており、その動向を見守っていきます。

② 障害者・自立支援者などの就労受入をしている法人に対する支援制度は国の所管になります。

【事業者指導課】

(4) 総合事業について

- ① サービスの質を落とさないために、介護職員の処遇、研修の向上に市としても務めること。

【回答】

総合事業において実施する第1号訪問事業、第1号通所事業については、現行の介護サービスと同様に、処遇改善加算算定も可能とするとともに、研修についても市が定める運営基準に明記することなどにより、機会確保等について求めていきます。



【事業者指導課】

②利用者を緩和されたサービスに誘導しないようケアマネージャー等に周知すること。

【回答】

サービス提供に際しては、これまでと同様にケアマネージャーがアセスメントを行ったうえで、利用者本人の状態像に合わせた適切なサービスを提示することとしております。

ケアマネージャーに対しては、サービスの選択肢も増えるため、ケアマネジメントの基本的な考え方や流れ等について研修会を行い、周知徹底しております。

【高齢者福祉課】

(5) 特別養護老人ホームは、建て替えも含め増床に努めること。要介護度2以下でも実情に応じて入所対象とすること。

【回答】

特別養護老人ホームにつきましては、第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）において、創設、増床合わせて235床整備することとしています。

なお、要介護2以下であっても、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難と認められる場合、特例的に入所できることとなっています。

【高齢者福祉課】

(6) 特養入所にあたっては、市として独自の制度創設も含め、低所得者を締め出さないこと。

【回答】

介護保険施設の食費及び居住費については、原則的には自己負担となっております。しかし、低所得者の方に対しては、保険給付の一部として補足給付を行い、利用者負担の軽減を行っておりますので、今後も保険給付の範囲内で軽減措置を行ってまいりたいと考えております。

【介護保険課】

(7) 特養で障害者就労・自立支援者就労などを受け入れている法人に対して、援助制度を市独自で拡充すること。

【回答】

障害者・自立支援者などの就労受入をしている法人に対する支援制度は国の所管になります。

【事業者指導課】

(8) 通所系サービスの食事代自己負担に対しての低所得者対策をとること。

【回答】

通所系サービスの食事代自己負担については、利用者の負担感への一定の認識を持つ

ておりますが、他の居宅サービス利用者との費用負担の公平性という観点から、軽減対策をとることは困難であると考えております。 【介護保険課】

(9) 利用料算定の所得に非課税所得は含めないようにすること。利用料の負担増は止めること。

**【回答】**

原則的には自己負担となっている介護保険施設入所者等の食費及び居住費について、低所得者の方に対しては、保険給付の一部として補足給付を行い、利用者負担の軽減を行っておりますが、平成28年8月からの国の制度改正により、この補足給付を行うための負担限度額認定に係る利用者負担段階の判定に、非課税年金を含めることとなりました。

自宅で暮らす方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性を高めることを目的とした改正であることから、趣旨をご理解くださるようお願いいたします。 【介護保険課】

(10) 保険料の滞納を理由に介護サービスを取り上げることや、利用料の10割負担、入所施設からの追い出しなどは行わないこと。給付制限も設けないよう国に要望すること。

**【回答】**

保険料滞納者に対する給付制限については、介護保険制度は市民の共同連帯の理念に基づき、被保険者が相互に保険料を負担し合うという社会保険制度であるため、きちんと納めていただいている被保険者との公平性の観点から、一定の保険料の滞納に対して保険給付の制限を行うことは必要であると考えております。

しかしながら、災害その他特別の事情があると認める場合には、給付制限の適用をしないこととしております。 【介護保険課】

(11) 要介護認定について

①介護保険の申請は必ず受け付けること。特に、がん患者の認定は迅速にすること。

**【回答】**

介護保険の認定申請の際、申請をお断りすることはありません。

ただし、入院中で急性期であるとか、状態が不安定な場合などは、ご病状がある程度安定した段階で認定調査する必要があることなどをお伝えし、申請者が適切な介護サービスを受けられるよう助言する場合はあると思われま。

また、末期がんで、心身の状況に応じて迅速に介護サービスの提供が必要となる方の要介護認定の取り扱いについては、直近に開かれる審査会に追加するなど、できる限り早期に認定調査及び認定審査会の審査を行い早期対応に努めております。

【介護保険課】

② 65歳未満のがん患者について、末期がんに限定しないこと。

【回答】

介護保険制度において40歳以上65歳未満の第2号被保険者が要介護認定を受け  
るためには、要介護状態等の要因である身体上及び精神上的の障害が、介護保険法施行令  
第2条で定める16の疾病(特定疾病)によることが要件とされています。その中で「が  
ん」については、がん(医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込  
みがない状態に至ったと判断したものに限る)と明記されております。

【介護保険課】

(12) すべての福社區に介護予防サービスセンターを設置すること。

【回答】

「ふれあい介護予防センター」については、岡山、北、南の各ふれあいセンター内に  
事務所を設置し、公民館等、地域に出向き、全ての福社區において介護予防活動を実施  
しております。

【高齢者福祉課】

(13) 安心して在宅介護ができる地域包括ケアシステムの確立のために

① 小学校区単位で拠点整備することに市が責任を持ち、期限を切って進めること。

【回答】

在宅介護を支援するために、「総合相談・支援」「介護予防ケアマネジメント」「虐待  
防止・権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」の業務を行う地域包括支援セン  
ターの本センターとして各福社區1か所の計6か所と出先機関として10分室により  
地域で暮らす高齢者を介護・保健・医療・福祉などさまざまな面から総合的に支えてい  
ます。

地域包括支援センターでは、職員が小学校単位で担当区域を持ち、全市をカバーして  
います。

【高齢者福祉課】

② 多職種連携会議を中学校区単位で確立すること。

【回答】

岡山市において、多職種の方の連携を図る場としては、各地域包括支援センター単位  
で行われている個別プラン検討会や、小学校区単位で行われている小地域ケア会議があ  
ります。また、地域で中心的な役割を果たしている在宅医療・介護の専門職が参加する  
会議および地域の多職種が参加する意見交換会を福社區単位で、さらに、市民を交えた  
意見交換会を一部の中学校区で開催しているところです。

今後も、それぞれの活動をより活発にしていく中で、よりしっかりと連携を図って参  
りたいと考えています。

【高齢者福祉課、医療政策推進課】

③ 24時間地域巡回型訪問サービスを拡充すること。

【回答】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの拡充に向けて、市民やケアマネジャー等に対して、より一層の周知を図るとともに、サービス提供エリアの更なる拡充に向けて、必要な施策を講じていきます。 **【事業者指導課】**

(14) 地域包括支援センターについて

①センターの存在と役割の全市民への周知を徹底すること。

**【回答】**

地域包括支援センターの市民への周知については、センターの業務や場所等を記載したリーフレットを作成し、各センター等に配置するとともに、「市民のひろばおかやま」、市のホームページ、事業委託先である公益財団法人岡山市ふれあい公社のホームページにも掲載しております。

また、各センターにおいては、センターをPRする広報紙を町内会回覧等しております。

さらに、年1回市役所1階市民ホールにおいて「地域包括支援センターフェア」を開催し、広報を行っています。

引き続き、市民の方への周知に努めてまいります。

**【高齢者福祉課】**

②介護、保健福祉など複合した相談への対応力を高めるため、分室の専門職員を増やし、機能強化をはかること。

**【回答】**

分室の職員配置については、業務が適切に実施できるよう努めてまいります。

**【高齢者福祉課】**

(15) 高齢者虐待への対応システム（相談窓口・緊急一時保護など）を整備・拡充し、市民に啓発すること。

**【回答】**

「岡山市高齢者虐待防止連絡会」を通じて、保健、福祉、医療、警察などの関係機関と情報共有や連携強化を図るとともに、高齢者虐待防止専門員の配置や、成年後見制度を活用した高齢者虐待の対応を実施しているところです。

また、特別養護老人ホームのベッドを確保し、緊急の場合の受け入れ体制を強化をしているところです。

市民の方への啓発としては、虐待防止のリーフレットを各地域包括支援センターに配置し、機会あるごとに活用しております。

**【高齢者福祉課】**

(16) 高齢者施設での虐待未然防止のために、抜き打ちの立ち入り検査を行うこと。検査結果を公表すること。

**【回答】**

高齢者虐待等での通報の対応については、必要に応じて立ち入り検査等を行うことと

しております。虐待認定件数については、県が公表しております。

【高齢者福祉課、事業者指導課】

(17) 在宅高齢者介護支援金の対象者を拡大するなど、在宅介護する家族への支援を拡充すること。

【回答】

在宅高齢者介護支援金、家族介護者慰労金については、国の地域支援事業の補助を受けて実施してきましたが、平成27年度、厚生労働省から地域支援事業実施要綱の改正が示されたところであり、その中で本事業に係る対象要件を見直ししたため、岡山市としても見直しを行い実施しているものです。

【高齢者福祉課】

(18) 小規模多機能型事業所について

- ①介護報酬改定の影響を市として明らかにすること。
- ②十分に成り立つ介護報酬制度に改善するよう国に求めること。
- ③サテライトを柔軟に運用できるよう、国に改善を求めること。

【回答】

- ① 平成27年度の報酬改定は、小規模多機能型居宅介護などの事業所が基本報酬の上乗せにあたる加算を取得することで、26年度までと同水準の介護報酬を得られる仕組みとなっています。本市においても、改定の前後で小規模多機能型居宅介護の事業所数に差は見られないことなどから、引き続き必要なサービスは提供できていると考えています。
- ② 報酬改定の影響は国でも検証しており、本市でも事業所の新設、廃止等により確認してまいります。
- ③ サテライト型事業所の運用については、人員基準が本体より緩和されていますので、国において解釈が示されていますが、利用者の立場からみて、妥当なものと考えています。

【介護保険課・事業者指導課】

(19) 岡山市社会福祉協議会（社協）との連携について

- ①市として社協の位置づけを明確にすること。

【回答】

社会福祉法人岡山市社会福祉協議会は、「本市から継続的に人的又は財政的な関与を受け、且つ本市の政策・施策の遂行と密接な関係を有する法人」であるため、本市の外郭団体と位置付けています。（岡山市総務局行政事務管理課「岡山市外郭団体改革方針（総論）」より）

【福祉援護課】

- ②「ふれあい・いきいきサロン事業」は補助対象を広げ、増額すること。

【回答】

サロンについては、社会福祉協議会が行っている事業です。

サロンは、地域の高齢者が気軽に集まれる身近な場所として、高齢者の閉じこもり防止や生きがいづくり、見守りネットワーク構築などにもつながっていると考えております。

サロン活動への支援としては、生活・介護支援サポーターがスタッフとして運営に参画し、支援に努めてまいります。 【高齢者福祉課】

(20) 緊急通報システムについて、昼間に一人になる高齢者のいる世帯にも対象拡大すること。

【回答】

緊急通報システムについては、65歳以上のひとり暮らしの方および60歳以上65歳未満のひとり暮らしの高齢者で病弱な方、65歳以上のみの世帯に属する寝たきりや病弱な方等に給付または貸与しております。

同居のご家族がおられる高齢者の方については、有形、無形の支援が得られることから、対象者の拡大は困難と考えております。 【高齢者福祉課】

(21) 常時おむつを利用している高齢者のいる非課税世帯への助成を独自事業として行うこと。

【回答】

おむつを利用に対する助成については、対象者が相当の人数にのぼると考えられ、岡山市として独自事業で行うには費用負担の面から困難と考えております。

【高齢者福祉課】

(22) 介護給付費の住宅改修事業の償還払いをやめ、現物給付にするよう国に求めること。

【回答】

介護保険制度上、「現物給付」の要件に関しては、介護保険法第41条第6項、介護保険法施行規則第64条で定められており、その中に住宅改修費は入っておりません。 【介護保険課】

#### 4. 認知症対策について

(1) オレンジプランについて、数値目標を含めた具体的な計画を持つこと。

【回答】

岡山市における認知症施策の指針（岡山市版オレンジプラン）は、岡山市の認知症施策の方向性を示すものとして策定したものです。したがってこのプランの中には具体的な数値目標は掲げておりませんが、このプランを受けて、事業ごとの具体的な数値目標を第6期岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に定めております。

【高齢者福祉課】

(2) 認知症サポートリーダーを中心に、サロンや地域活動の充実を計画的に行うこと。

**【回答】**

平成25年より認知症サポートリーダーの養成を始め、岡山市全体の認知症啓発イベントでご協力いただいております。今後も無理のない範囲で活動していただくこととしております。認知症サポートリーダーの交流会等の機会もあることから、活動の実態や活動する中で出てきた課題等を把握し、そこで得た情報を今後の活動に活かしていきたいと考えております。

**【高齢者福祉課】**

(3) 認知症カフェについて

①数値目標を立てるなど、拡充を進めること。

**【回答】**

認知症カフェは、市が委託実施しているカフェが各福社区1か所で6か所、社会福祉法人や医療法人、NPO法人、認知症サポートリーダーなどが自主的に運営しているカフェが、市が把握しているもので13か所あります。

地域でカフェの立ち上げを考えておられる方には、従来から設置場所や運営方法の相談があれば、設置場所の紹介や既に運営している事例なども紹介しているところであり、今後も引き続きこのような支援を行うことで、認知症カフェの拡充を行ってまいります。

**【高齢者福祉課】**

②認知症地域支援推進員をすべての包括センターに1人以上置くこと。

**【回答】**

認知症地域支援推進員につきましては、地域包括支援センターの地区担当職員のうち、推進員になるための研修を受講し、認定を受けた者を各センターに最低1名配置しております。

**【高齢者福祉課】**

③気軽に相談できる認知症サテライト相談の回数を増やすこと。

**【回答】**

認知症サテライト相談は、認知症カフェ事業の中のメニューとして各実施施設で毎月2回開催していますが、今後開催回数の増加を働きかけてまいります。

**【高齢者福祉課】**

5. 後期高齢者医療制度について

(1) 国、広域連合へ以下のことを働きかけること。

①国に対して、後期高齢者医療制度の廃止と高齢者差別をやめるよう求めること。

**【回答】**

後期高齢者医療制度については、引き続き国において議論されると聞いております。市としましては、国に対して、被保険者の混乱を招かないよう十分に周知・説明したうえで、持続的かつ安定的な制度を確立するよう、また市町村への財政支援措置を行うよ

う、今後とも働きかけてまいりたいと考えております。

【医療助成課】

②保険料は後期高齢者の生活実態をふまえ、引き上げに反対し、引き下げに取り組むこと。年金天引きをやめるよう国に求めること。

【回答】

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料抑制のために国において引き続き十分な財政措置をすべきであることなどについて、全国市長会などを通じて国に要望しているところであり、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

なお、保険料の年金天引きについては、希望により口座振替での支払に変更できることとなっております。

【医療助成課】

③医療費負担の引き上げをしないよう国に求めること。

【回答】

岡山県後期高齢者医療広域連合にお伝えしますが、国の法令・制度設計によるところでもありますので、ご理解をお願いします。

【医療助成課】

④特定健診の制限をやめるよう国に求めるとともに、健診は無料とすること。

【回答】

後期高齢者の健診では、医療サービスの提供機会が確保されているという観点から、長期入院者や養護老人ホームへの入所者等が健診の対象外となっております。

また、健診の自己負担については、医療費の負担率（自己負担1割）に比べて低い金額で設定しております。

【保健管理課】

(2) 市として免除制度をつくること。

【回答】

保険料免除制度については、保険料抑制のために国において十分な財政支援措置を行うよう要望しているところであり、本市独自の財政措置は考えておりません。

【医療助成課】

(3) 引き続き、岡山市では資格証明書を発行しないこと。

【回答】

岡山市の後期高齢者では、発行実績はありません。資格証明書の発行につきましては、岡山県後期高齢者医療広域連合にお伝えしてまいります。

【医療助成課】

6. 70歳～74歳の医療費負担を1割に戻すよう国に求めること。

【回答】

70歳～74歳の医療費負担は、平成20年度から法律上2割負担とされていますが、特例措置により暫定的に1割負担とされていました。この特例措置に関しては、国



において「より公平な仕組みとするため」平成26年4月から段階的に廃止されることになっています。

岡山市としては、混乱のないよう周知に努めてまいりたいと考えております。

【国保年金課】

## 7. 国民健康保険について

(1) 基金や国の財政支援を活用して、保険料を引き下げること。

【回答】

国民健康保険の保険料については、平成28年度も28.5億円の法定外繰入を行うことによって、平成19年度以来9年間保険料率を据え置くこととしました。

他の政令市と比較しますと、9年間保険料率を据え置いている政令市は無く、平成27年度の被保険者一人当たり法定外繰入額は、20政令市中5番目の高さとなっているところです。

このような状況の中で、医療費増大などによる将来的な財政負担を考えると、給付と負担のバランスを取ることが喫緊の課題であり、保険料の引き下げをする状況にはないと考えております。

【国保年金課】

(2) ペナルティを直ちにやめるよう国に強く求めること。

【回答】

子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額措置については、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置は行われなかったこととなりましたが、子ども医療費については対象年齢等にかかわらず減額措置を撤廃するとともに、全ての福祉医療制度に係る減額措置を撤廃されるよう、今後も要望してまいりたいと考えております。

【国保年金課】

(3) 薬価引き下げを国に強く求めること。

【回答】

薬価の改定については、政府において薬価を毎年改定する基本方針を決めたことを受け、中央社会保険医療協議会において検討が始められましたので、国の動向を注視してまいりたいと考えています。

【国保年金課】

(4) 国庫負担の引き上げを求めること。

【回答】

国民健康保険の財政基盤の強化に関しては、全国市長会等を通じて、国に継続して要望してきたところですが、都道府県化に際して、国の財政支援拡充が図られる予定ですので、その動向を見極めながら必要に応じて対応していきたいと考えております。

(5) 減免制度等について

①保険料の申請減免制度を拡充すること。

【回答】

保険料軽減につきましては、国によって平成26年度から平成28年度まで3年連続で低所得者の軽減範囲が拡大されたため、軽減対象世帯は増加しております。さらに所得激減などによる市の独自減免を実施するなど、個々の実情に応じ、きめ細かな対応をしているところです。

条例減免の拡充は、財源確保にあたって保険料率への影響もあることから、慎重な検討が必要と考えております。

【国保年金課】

② 医療費負担の軽減制度を拡充すること。

【回答】

一部負担金の徴収猶予と減免の取り扱いを定めた国の改正通知に基づき、平成28年度から収入条件を新生活保護基準額の1.1倍以下とする改定を行っております。

【国保年金課】

③ 減免制度の種類や申請方法などについて、「国保のお知らせ」やホームページ等を見れば理解できるように、分かりやすく記載すること。

【回答】

減免制度の周知については、保険料額決定通知書に同封するリーフレット、窓口に備えている小冊子、ホームページ等で、納付が困難な場合には早めにご相談いただくようお知らせしているところです。

減免につきましては、様々なケースがあるため、収入が著しく減少したなど、保険料の納付が困難なときは、事情をお聞きしたうえで対応することとしております。

【国保年金課】

④減免や分割納付の相談に丁寧のること。

【回答】

納付困難な方については、事情をお聞きした上で、減免の相談をご案内したり、生活実態に即した分割納付の相談に応じたりと、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応をするよう留意してまいります。

【国保年金課、料金課】

(6) 多子世帯の保険料軽減を制度化すること。

【回答】

保険料軽減につきましては、国によって平成26年度から平成28年度まで3年連続で低所得者の軽減範囲が拡大されたため、軽減対象世帯は増加しております。

今後、ご指摘の要素も含めて研究してまいりたいと考えております。

【国保年金課】

- (7) 国保制度は社会保障制度であることを確認し、資格証明書を発行せず、短期保険証の交付をやめること。

【回答】

医療給付の財源となる保険料を徴収している以上は、その負担の公平性を考慮することが必要です。短期被保険者証（以下「短期証」）も資格証明書（以下「資格証」）も、納付相談の機会を確保することを目的に行っている法定事務であり、その運用自体をやめることはできません。

資格証については、70歳以上の高齢者や高校生以下の被保険者は交付対象から除外しております。また、資格証交付者であっても疾病等特別事情に該当する場合は、納付相談の申し出があれば、短期証を交付するなど、状況に応じた、きめ細かな対応に努めております。

【国保年金課】

- (8) 国保料未納者の実態把握のため、時間外・休日等の納付相談や訪問・面接など、細かい対応ができるよう職員を増員すること。

【回答】

国民健康保険料の徴収については、正規職員に加えて任期付職員や嘱託員が文書・電話・訪問催告、窓口相談等の業務を分担して、納付の呼びかけや納付相談の対応を行っております。

さらに、納付相談が行いやすくなるように、休日や夜間の納付相談・訪問催告も行っているところであり、今後も業務体制の効率化による徴収部門の充実を図り、細やかな対応に努めてまいります。

【料金課】

- (9) 特定健診は通年制として受診率向上を目指すこと。70歳以上は無料にすること。

【回答】

特定健診の受診期間については、医療機関との協議の中で決められるもので、平成22年度から1ヵ月延長を行い、現在の6月～12月で定着しております。

特定健診の受診率向上は、被保険者の健康増進の面から、また、将来の医療費適正化の面からも重要なテーマであり、平成23年度からは、市広報紙等への掲載、『けんしんガイド』の全戸配布、テレビ、ラジオ等マスコミを通じた制度の周知、関係機関と共同した啓発イベントの開催などで、積極的な受診勧奨に努めています。また、ハガキ、電話による健診未受診者に対する個別の受診勧奨も行っており、今後も受診率の一層の向上に努めていきたいと考えております。

70歳以上の方の自己負担については、大変厳しい状況にある本市の国保財政において、応分の負担をお願いしているものであります。

【国保年金課】

(10) 国保の広域化にあたって

①値上げをしないこと。

②これまでの市の制度や事業をすべて継続し、拡充すること。

**【回答】**

国保財政の運営主体が都道府県になることに伴い、平成30年度以降、国保事業費納付金や標準保険料率が県から示されます。市の国保財政の運営も大きく仕組みが変わることとなりますので、国民健康保険料のあり方について考えていく必要があります。

また、平成30年度以降も、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業については引き続き市町村が行います。

制度改正の詳細については、今後国の動向を注視していきながら、遅滞なく対応していきたいと考えております。

**【国保年金課】**

(11) 緊急入院した場合、保険料の滞納があっても限度額認定証を発行すること。もしくは現行の高額医療費貸付金の基準を緩和すること。

**【回答】**

限度額適用認定証の交付にあたっては、保険料をきちんと納めていただいている他の多くの方との公平を図る観点から、保険料を滞納していない世帯であることを確認することとしております（国民健康保険法施行規則により規定）。

限度額認定証が交付できない世帯については、基準に該当すれば、高額療養費の貸付金を申請していただけますが、貸付金については、その財源を保険料から充てている以上、現行の基準を緩和することは、困難であると考えています。

**【国保年金課】**

(12) 国保運営協議会委員の公募枠をつくること。

**【回答】**

国民健康保険運営協議会は、法定の市町村必置機関であり、その委員は「被保険者代表」「保険医または保険薬剤師代表」「公益代表」の三者同数で構成するとされており、退職者医療制度の関係から「被用者保険等保険者」の委員も加えることができるとされています。

本市におきましても、それぞれ各分野を代表される方々、24名の委員の方々にご就任いただき、広く様々な立場から貴重なご意見を頂戴しているところです。

被保険者代表につきましては、公平性や公益性を考慮し、各種団体からの推薦、紹介をいただき選任していますので、公募をする予定はありません。

**【国保年金課】**

(13) 生活保護基準以下で暮らす方の差し押さえは命にかかわるのでやめること。

**【回答】**

未納保険料については、文書催告だけでなく、電話や訪問等でもアプローチを図り

納付勧奨を行い、納付相談を呼びかけています。それでも何の連絡もない方、納付約束を守っていただけない方については、できるだけ滞納が累積化する前に財産調査を行い、資産・資力がある方については滞納処分を行うこととしております。

【料金課】

#### 8. 無料低額診療制度について

- (1) 市民に広く知らせること。
- (2) 市独自に実施事業所への補助を行うこと。
- (3) 市独自に薬代も無料低額制度の対象とすること。

【回答】(1)(2)(3)

従来から、各福祉事務所をはじめ関係機関にこの制度を周知するとともに、福祉事務所などの窓口で医療機関の制度概要を紹介するパンフレットの配布や、市公式ホームページでの広報も行なっています。

なお、社会福祉法で規定されているこの制度は、国において見直しを検討中とのことから、その情報収集に努め、その検討結果を待って、今後対応して参りたいと考えております。

【福祉援護課】

#### 9. 県下最低レベルの子どもの医療費無料化制度を早急に改善すること。

- (1) 通院も中学校卒業まで拡充すること。

【回答】

子ども医療費助成制度については、平成28年4月から小学生の通院の自己負担を3割から1割へ軽減する拡大を行ったところです。拡大にあたっては、保護者の要望や医療現場における小児科医をはじめ医療関係者の負担、受診にあたってのコスト意識、市の財政負担等を総合的に勘案し、実施したものです。今後につきましては、拡大の影響を検証し、慎重に検討してまいります。

【医療助成課】

- (2) 国に対し、子どもの医療費無料化の拡充を求めること。

【回答】

子どもの医療費無料化については、全国市長会を通じて国へ要望しているところです。

【医療助成課】

- (3) 県に対し、扱いを他市町村と同様にしよう求めること。

【回答】

県からの補助金については、政令市に移行するときに県との協議により、現状に至っております。

【医療助成課】

- (4) 小学生の通院自己負担を1割にしたことの検証を行うこと。

【回答】

小学生の通院の自己負担を1割にしたことによる受診の実態につきましては、助成金額の推移とともに現場の声も聞いてまいります。【医療助成課】

10. 不妊治療の補助制度を市独自で上乗せ拡充すること。

【回答】

特定不妊治療を実施された方に対し、国の基準に合わせて助成を実施しております。【保健管理課】

11. 「健康市民おかやま21」の中間まとめにあたっては、達成状況を明らかにし、啓発も兼ねて、シンポジウム等市民的議論を行うこと。

【回答】

中間評価の過程において、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、目標値に対する達成状況を確認する予定です。【保健管理課】

12. 改正自殺対策基本法をふまえ、自殺予防対策を強化すること。

(1) 市民対応窓口に、ゲートキーパーを配置すること。

【回答】

保健所やこころの健康センターが、市民対応窓口の関係部署の職員に対して、ゲートキーパー研修を行うなど、正しい知識の普及啓発等、人材育成に努めているところです。【保健管理課】

(2) 市として24時間対応ができるよう体制強化を図ること。

【回答】

自殺の要因は様々であるため、関係機関や民間団体などと連携し、相談窓口の周知に努めてまいります。【保健管理課】

13. 「歯と口腔の健康づくり条例」を踏まえ、県が計画に位置付けたフッ素洗口実施を、市としても計画し、実施学校を増やすこと。

【回答】

フッ化物の応用など、「岡山市歯科保健基本計画」にあげている具体的な取組については、岡山市歯と口腔の健康づくり推進協議会のご意見を聞きながら、検討してまいりたいと考えております。【保健管理課】

14. 受動喫煙防止に向けた法整備の検討が進んでおり、市においても外国人観光客の受け入れ強化を図っている現状にかんがみ、以下を実施すること。

(1) 市有施設では建物内の禁煙を徹底すること。

【回答】

受動喫煙防止に向けた法令等の整備に併せて、市有施設における受動喫煙防止対

策を適切に進めてまいります。

【給与課】

(2) 本庁舎入り口付近での喫煙禁止を徹底すること。

【回答】

市民の皆様の中には、喫煙される方達もいらっしゃいますので、本庁舎へ入る前に煙草の火を消す場所が必要となるため、市役所出入口から一定の距離をとって、灰皿を設置しております。

今後については、法令等の整備に併せて、市有施設における受動喫煙防止対策を適切に進めてまいります。

【給与課】

(3) 駅前広場の喫煙スペースを移転または完全分煙すること。

【回答】

平成19年に「岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例」を制定後、制限区域内での路上喫煙者は、平成19年度の千人当たり7.6人から平成26年度は1.8人と減少しており、受動喫煙の防止効果も上がっていると考えております。制限区域内にあった59ヶ所の路上灰皿の殆どは撤去し、現在は、岡山駅後楽園口の2ヶ所と運動公園口の1ヶ所に集約しております。これらの喫煙所の利用者は、1日に約5千人となっており、今後は、タバコのポイ捨て防止や、喫煙行為の岡山駅周辺への拡散防止などの観点も踏まえて、他の政令市の基幹駅での状況等を参考にしながら、喫煙場所のあり方について検討してまいりたいと考えております。

【環境事業課】

(4) 路上喫煙禁止区域を広げること。

【回答】

現在の区域は、人通りが多く、タバコの火でやけどをしたり服を焦がしたりすることや煙の不快感を防止する必要性が高い区域を指定するという趣旨に従って、市民の皆様にご意見をいただきながら指定されたものであり、また、現在の区域が浸透していることから、当面は、現在の路上喫煙制限区域を維持しながら、推移を見守りたいと考えております。

【環境事業課】

15. HIVをはじめとする感染症予防のために。

(1) 感染者のバックアップ体制をつくること。

【回答】

必要に応じて、エイズ治療拠点病院、福祉事務所、カウンセラー、NPO等と連携を行ってまいりたいと考えております。

【保健管理課】

(2) 性感染症予防について、啓発をすすめること。

【回答】

HIV 感染予防のため、地域住民、学校、企業を対象に、「エイズ・性感染症・性教育出前講座」を開催するとともに、大学等の学園祭を利用した若年層への取組を行っております。  
【保健管理課】

16. 「がん対策推進条例」に基づき、総合的にがん対策を推進すること。

(1) 早期発見・早期治療のため、がん健診率を国目標の50%に上げること。

- ①特に女性のがん健診率を引き上げること。
- ②胃がん検診を毎年に戻すこと。
- ③70歳以上の肺がん検診を無料に戻すこと。

【回答】

- ① 受診率向上のため、医療機関の一覧を掲載した「けんしんガイド」の全戸配布、企業グループ等と連携した啓発イベントの開催、企業向け出前講座の実施などに取り組んでおります。今後も地域団体や医師会等の関係団体と連携・協力しながら、特に女性特有のがんを含む検診の受診率向上に努めていきたいと考えております。
- ② 従来からがん検診は、国の『がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための方針』に基づいて実施しているところであり、同指針において、胃がん検診の受診間隔は原則として同一人について2年に1回とされているところです。
- ③ 肺がん検診における70歳以上の方の自己負担については、世代間の公平性の観点から、負担をお願いするものであり、医療費の負担率（自己負担1割）に比べて低い金額で設定しております。  
【保健管理課】

(2) 相談支援センターの周知を行い、市民の活用をやすくすること。緩和ケアの啓発や周知をすすめること。

【回答】

がん患者会、がん相談支援センター等を掲載した「がん相談窓口紹介カード」の配布をはじめとして、ホームページで「岡山がんサポート情報」を紹介するなど、がんに関する情報の提供に努めているところです。

また、緩和ケアについては、県及びがん診療連携協議会等と連携し、ホームページや健康教育を通じて、理解を深めていただきながら、在宅医療の充実に努めていきたいと考えております。  
【保健管理課】

(3) 弾性衣料やかつらなど、市として経済負担軽減策をとること。

(4) がん対策予算を増やし、医療制度改善を国に求めること。

【回答】(3)(4)

治療の保険適用や療養費の取扱い等については厚生労働省中央社会保険医療協議会等の中で評価検討が行われており、これら国の動向を今後も注視してまいりたいと考えております。  
【国保年金課、保健管理課】



(5) 障害者年金の受給対象となる可能性のあるがん患者に制度を周知すること。

【回答】

年金制度については、国が制度設計して運用しており、制度周知については国において公的年金のパンフレットや広報活動によって障害年金に関する情報提供を行っているところです。窓口等での相談について引き続き対応してまいりたいと考えております。

【国保年金課、保健管理課】

17. 障害者福祉の充実をはかること。

(1) 国と訴訟団・支援団体が結ばれた基本合意文書に沿った福祉法に改正するよう国に求めること。

(2) 障害者総合支援法の応益負担の撤回を国に求めること。

【回答】(1)(2)

障害者総合支援法については平成28年5月に改正法が成立し、障害者に対する一定の支援の拡大が図られたところです。今後も他の政令市等と共同し、障害福祉行政の充実について国に要望してまいりたい。

【障害福祉課】

(3) 障害者差別解消支援地域協議会は、当事者を公募すること。

【回答】

岡山市障害者差別解消支援地域協議会は、障害者差別解消法の規定に基づき、関係機関による協議を行う場として設置しているものです。本市では、当事者の意見もお伺いするために、障害種別ごとに市内の当事者団体の中から5人の方を委員としてお願いし、それぞれの障害の当事者の視点を踏まえた協議を行っていただいております。

【障害福祉課】

(4) 精神科医療の自己負担への助成制度を設けること。特に低所得者への助成制度を設けること。

(5) 更生医療・育成医療の自己負担への助成制度を設けること。在宅酸素療法患者の医療費助成について検討すること。

【回答】(4)(5)

精神医療、更生医療及び育成医療の自己負担については、障害者総合支援法により原則1割負担となっております。

また、負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1か月当たりの負担限度額が設定されるとともに、高額な治療を長期にわたり継続しなければならない方について軽減措置も設けられているところであり、新たな助成制度については、困難であると考えております。

なお、在宅酸素療法患者の医療費については、身体障害者手帳1・2・3級所持者及び重度の知的障害者の方は、心身障害者医療費助成制度(所得制限あり)の対象となる場合もあります。

【障害福祉課、保健管理課、医療助成課】

(6) 地域生活へ移行する観点から、グループホーム制度を推進すること。施設の確保に努めること。

**【回答】**

グループホームについては、引き続き整備が必要であることから、今後、地域移行施策を進めて行く中で、計画相談事業者や地域定着支援事業者などと連携するとともに、設置に向けた事業者への働きかけを行っていきたいと考えております。

**【障害福祉課】**

(7) 重度障害者の医療費を無料化すること。

**【回答】**

自己負担部分を無料化することについては、社会全体で制度をともに支え合うという観点から、適正な受益者負担を求めることは必要であると考えております。

なお、低所得者の負担軽減策として、本市では平成24年7月より、一部負担金の月額上限額について、時限措置により半額にされている低所得Ⅰ・Ⅱの外来の軽減を恒久措置とし、その他の所得区分についても半額とする制度改正を行っておりますので、ご理解をお願いします。

**【医療助成課】**

(8) 障害者の保護者の就労支援のために

- ① 18歳未満について、時間と日数を拡充すること。
- ② 18歳以上についても、日中活動系のサービスを利用できない障害者がいる実情も踏まえた上で、同様の日数を利用できるようにすること。

**【回答】**

日中一時支援については、市町村が行う地域生活支援事業の任意事業として現在要綱を定めて実施しているところです。このうち、就学中の障害児に対しては、就労支援として1か月23日を限度として支給決定しており、これ以上の拡大は困難です。また、高校卒業後、日中活動系サービスを利用できない方が日中一時支援を利用することは困難と考えられます。なお、高校卒業後は、家族等の一時休息として1か月8日を限度として支給決定しています。

**【障害福祉課】**

(9) 福祉タクシー制度を利用しやすくするために市独自の助成制度を拡充させること。助成の基準を本人所得に改めること。

**【回答】**

福祉タクシー事業については、平成20年度までは国県の地域生活支援事業費補助金の対象でしたが、平成21年度からは対象外経費とみなされ市単独事業となっている状況であり、助成の拡大については困難と考えています。

**【障害福祉課】**

(10) 障害者雇用について。

- ①精神障害者や知的障害者を含め、雇用を促進させること。
- ②そのための条例を制定すること。

**【回答】**

精神障害者を含む障害者の雇用促進については、平成27年度から障害者を雇用する企業の開拓や就職面接会等を実施する障害者就労支援事業を開始しており、平成28年度は2回（7月、1月）の就職面接会を開催しています。

また、平成30年度からは改正障害者雇用促進法が施行され、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられます。法の趣旨に沿うよう障害者雇用を推進することとしており、条例の制定は考えておりません。 **【障害福祉課】**

- (11) 保健・予防対策及び精神障害者の対応等をすすめるために、保健師を抜本的に増やし体制を確保すること。

**【回答】**

保健師は健康増進、母子保健、精神保健、感染症を含む総合保健事業を担っており、市民の健康維持のため重要な役割を果たしております。

28年度には、7人の保健師を採用しており、今後とも継続的な採用について、関係部局と協議していきたいと考えております。 **【保健管理課】**

- (12) 障害者自立支援法のサービスを受けている方を、65歳で介護保険制度に強制的に移行させるのをやめること。

**【回答】**

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、障害者総合支援法の規定により、介護保険の給付が優先されます。

ただし、障害者の方で、必要なサービスの支給量が介護保険サービスのみによって確保できない場合等、特別な事情がある場合は、介護保険サービスに上乘せして障害福祉サービスが支給されます。 **【障害福祉課】**

- (13) 障害者が65歳を超えても従前のサービスを受けられることを周知すること。特に、既に65歳以上の方には個別に周知徹底すること。

**【回答】**

65歳以上の方の障害福祉サービスの支給決定に当たっては、個別の相談を通して、障害の程度、サービスの利用状況、要介護度等さまざまな要因を考慮しつつ障害者の方一人ひとりの状況に応じた柔軟な対応を行うこととしており、さらに、障害福祉サービスを受給中の65歳になろうとしている方には、誕生日の3カ月前に介護保険制度との併給についてのご案内を文書で行っています。 **【障害福祉課】**

- (14) A型作業所の実態を把握すること。問題のある事業所は是正させること。

**【回答】**

市の職員が事業所に出向いて行う実地指導において実態の把握に努め、不適切な運営があれば、改善の指導に努めています。 【事業者指導課】

18. 生活保護行政の充実をはかること。

(1) 生活保護行政は、憲法の理念・条項をふまえ、申請の意思を尊重し受理すること。

【回答】

生活保護行政における制度運営は、市民の信頼に応えるものでなければならぬと考えております。法の理念を踏まえ、申請の意思の尊重に努めてまいります。

【生活保護・自立支援課】

(2) 加算や扶助の減額、控除の廃止などの生活保護基準改悪を元に戻し引き上げるよう国に求めること。

【回答】

生活保護基準につきましては、社会保障全体の中で国が設定するものであり、今後、様々な機会をとらえて他の政令市と意見交換していきたいと考えます。

【生活保護・自立支援課】

(3) 福祉事務所のケースワーカーは、担当数を1人80ケース以下となるよう増員し、申請者や受給者への対応を改善すること。

【回答】

要保護世帯に対する必要な支援を充実させるため、ケースワーカー1人あたりのケース数を国の標準数に近づけるよう努めてまいりたいと考えております。引き続き関係部局と十分に協議してまいります。

【生活保護・自立支援課】

(4) 住宅扶助の限度額を実情に合わせて引き上げること。

【回答】

限度額は国において定められるものですが、今後、必要に応じ全国の政令市等と意見交換してまいりたいと考えております。

【生活保護・自立支援課】

(5) 異常気象への対応として、夏季加算を検討すること。

【回答】

夏季加算につきましては、生活保護基準として、社会保障全体の中で国が設定するものであり、今後、様々な機会をとらえて他の政令市と意見交換していきたいと考えます。

【生活保護・自立支援課】

(6) 生活保護申請中の医療機関利用について、引き続き制度説明を徹底すること。

【回答】

新規申請時の医療扶助については、病状、受診予定等を聞き取る中で、より具体的

な説明を行うようにしてまいります。

【生活保護・自立支援課】

(7) 受給者の親族が死亡などの場合、移送費の支給が可能なことを積極的に知らせること。

【回答】

親族の葬儀等への参加のための移送費については、一定の要件はありますが、支給できますので受給者からの相談があれば、適切に対応してまいります。

【生活保護・自立支援課】

(8) 車の資産活用については、家族の病状や仕事の条件などを考慮して柔軟に対応すること。

【回答】

車の保有については、世帯や仕事の状況などを十分把握し、要件に該当するか否か慎重に検討のうえ、対応してまいります。

【生活保護・自立支援課】

(9) 弱者が対象となる貧困ビジネス等について、ケースワーカーによる訪問を充実させるなどして実態を把握するよう努めること。

【回答】

現在のところ、本市において、いわゆる貧困ビジネスと言えるものの存在を確認できていません。ケースワーカーによる訪問などを通じて、仮に疑わしいものがあれば実態の把握に努め、適切に対応してまいります。

【生活保護・自立支援課】

19. 生活困窮者対策のために予算を増やし、対応を強化すること。

(1) 生活困窮者支援は、きめ細かい対応ができるよう実績・実態を勘案して事業主体を選定すること。

【回答】

事業の委託先につきましては、各種福祉制度についての知見や相談実績などを十分有し、関係機関や社会福祉法人、NPOを含め地域と連携して事業を実施することができる能力を有する事業者であることが望ましいと考えております。

委託先の選定につきましては、事業者としての福祉・生活相談等の実績、また、事業従事者である個々の相談支援員の経験や資格等を勘案し、行ってまいりたいと考えております。

【生活保護・自立支援課】

(2) 全ての福祉区に「福祉ジョブ・サポート・スペース」を設置すること。

【回答】

市では、市内3箇所に「福祉ジョブ・サポート・スペース」を設置しておりますが、この施設は岡山市単独ではなく、ハローワークと協働で設置・運営する施設があり、施設のない福祉事務所においても、ハローワークの就職支援ナビゲーターの出張相談

により、同等の支援を行っているところです。引き続きハローワークとの緊密な連携により、生活保護受給者等の自立を支援してまいりたいと考えております。

【生活保護・自立支援課】

20. 動物愛護法に基づく啓発を行い、殺処分ゼロをめざして、適正な動物愛護行政を進めること。

(1) 動物虐待防止の観点から、ブリーダーへの実効ある規制を盛り込んだ条例をつくること。

【回答】

動物の愛護及び管理に関する法律、岡山市動物の愛護及び管理に関する条例で動物取扱業者及び動物の所有者に対し、動物の適正な管理について規定しており、様々な機会を捉え、今後ともその内容の周知指導を行って参ります。

【保健管理課】

(2) 地域猫活動の普及啓発を図ると共に、制度を使いやすいものに改善すること。

①全市的なニーズ調査を行い、予算を拡大すること。

【回答】

広報紙、ホームページ、テレビ、ラジオやチラシなどの広報媒体を用いて、市民へ岡山市地域猫活動支援事業の普及啓発を実施しており、市内全域を対象に地域からの相談などニーズに応じて導入支援を行っております。

予算につきましては、今後とも前年度予算執行状況等を踏まえて、検討して参りたいと考えています。

【保健管理課】

②個体の申請を事後にできるようにすること。

【回答】

個体申請は、地域を指定する際に現在その地域に生息し、かつ、管理する猫を把握し、計画的に対象猫の不妊去勢手術を実施することに対し、助成金を支出する事業であることから、事前の申請が必要であると考えます。

【保健管理課】

③ 年間の期限を撤廃すること。

【回答】

手術助成金の交付は、活動に係る継続的な経費の補助ではなく、活動当初に一時的に必要な経費を補助するものと位置づけております。

【保健管理課】

④ 公園など市有施設を開放すること。

【回答】

市有施設の中、公園での地域猫活動については、公園利用者への配慮・衛生面・安全面の観点から十分な理解を得ることが難しいと考えており、現状では認めておりませんのでご理解ください。

【庭園都市推進課】

(3) 譲渡を促進する団体等との連携を強めること。

【回答】

犬、猫の殺処分を減らすため、動物愛護ボランティアの協力をいただき、譲渡を進めているところです。今後とも、ボランティアをはじめとする民間団体の協力を得ながら譲渡事業の拡充に努めて参ります。 【保健管理課】

2 1. 無年金者が生じないように最低保障年金制度を創設するよう国に求めること。

【回答】

年金確保支援法及び年金事業運営改善法による納付可能期間の延長や納付猶予対象者拡大、年金機能強化法による受給資格期間の短縮、年金生活者支援給付金法による低所得者への福祉的な給付措置等、将来の無年金者及び低額年金受給者の発生を防止するための国の施策が講じられています。

市としても窓口等での相談については引き続き対応していきます。 【国保年金課】

2 2. 放射性物質について

(1) 環境中の放射性物質について測定し、数値の公表を継続すること。

【回答】

市内にある岡山県環境保健センター（岡山市南区内尾）において、空間放射線量は毎日、大気浮遊粉じん及び降下物の放射性物質は毎月、水道水は3か月毎に測定を実施しています。その結果については、岡山県のホームページで公表されており、市のホームページからも参照することができます。

また、本市は、海水浴場（市内2箇所）の海水に含まれる放射性物質について年1回開場前に測定を実施しており、その結果は環境省のホームページで公表しています。

【環境保全課】

(2) 市民が借りることのできる放射線測定装置を購入すること。

【回答】

本市が保有する放射線測定器は、当初農産物等の汚染状況を把握することを目的に導入した機器であります。測定に当っては、自然界に存在する放射線の影響を大きく受け、測定方法や環境由来の放射線の影響評価等、専門的な知識や技術が必要とされるため、市民への貸し出しは考えておりません。 【保健管理課】

2 3. 地方独立行政法人化後も市民病院は、地域医療に責任をもち、住民のための病院づくりを行うこと。市は設立団体として以下について要望すること。

(1) 救急かどうか、所持金があるかどうかを問わず、市立の病院として断らない医療を今後も堅持すること。

(2) 無料低額診療を行うこと。

- (3) 24時間対応の性暴力相談支援センターを設置すること。
- (4) ハイリスク妊産婦への対応を強化すること。
- (5) 病児・病後児保育に取り組むこと。
- (6) 発達障害児の療育の一翼を担うこと。

**【回答】(1)～(6)**

平成26年4月に地方独立行政法人へ移行した市民病院は、岡山ERと保健医療福祉連携を柱に、市立病院としてこれまで担ってきた医療ネットワークを支える「最後の砦」としての役割を引き続き果たして参ります。

市民病院の運営については、地方独立行政法人へ移行したため地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）が行っており、予算についても、総合医療センター自らが4年間の中期計画期間中の予算額算定のためのルールや計画等を定め、この計画実現にむけて各年度の予算を編成しております。

岡山市においては、総合医療センターが引き続き住民のための病院づくりを実施できるよう、設立団体としての役割を果たしていきたいと考えております。

**【医療政策推進課】**

**2.4. 旧市民病院跡地については、地元住民との協議会を立ち上げること。**

**【回答】**

跡地活用につきましては、引き続き地元へ足を運び、地域住民等の意見、要望を聞きながら、中心市街地の活性化や安全・安心の観点から有効利用の方法の検討を進めてまいります。

**【医療政策推進課】**

## **岡山っ子育成局関係**

**1. 「岡山っ子育成条例」について**

- (1) 子どもの権利条約に書かれている、子どもの全ての権利と、その権利を守るために行政等がしなければならないことを条例で明確にすること。
  - ① 「子どもの最善の利益」を擁護することを明記すること。
  - ② 生きる権利「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」など主な子どもの権利を明記すること。

**【回答】**

岡山市では、子どもの権利条約の趣旨も踏まえて「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例（愛称：岡山っ子育成条例）」を制定しています。本条例第3条で、すべての子ども子どもとしての権利を尊重することを謳っており、この基本理念に基づいて市民協働による自立する子どもの育成を推進していくことが、子どもの権利を守ることに繋がると考えています。

**【教育企画総務課】**



(2) 子どもの権利条約全文をすべての子どもに配布すること。

【回答】

岡山市では、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例」(愛称：岡山っ子育成条例)を、子どもの権利条約の趣旨を踏まえて制定しており、その周知や啓発に努めてまいります。  
【指導課】

## 2. 保育園について

(1) 最優先課題である待機児童と未入園児童の解消にむけて、公有地や既存施設の活用などを含め、認可保育園を増やすこと。

【回答】

今年度も国の待機児童解消加速化プランによる有利な財源を活用した施設整備として、認可保育所、地域型保育事業の募集を行い、待機児童の解消を図っているところです。

また、公有地や既存施設の活用については、施設配置の最適化を進める中で民間の活力を活かした施設整備なども含め保育の受け入れ枠の確保に努めてまいります。

【こども園推進課】

(2) 市立幼稚園の空き教室は市立保育園の分園として活用すること。

【回答】

国から待機児童解消に向けた緊急対策として、地域のインフラを活用した一時預かり事業が示されたことから、本市におきましても、幼稚園の余裕教室を活用した一時預かり事業を実施したいと考えています。

なお、幼稚園の空き教室の活用につきましては、引き続き民営化による幼保連携型認定こども園への移行や私立保育園の分園による活用について検討してまいりたいと考えています。  
【こども園推進課】

(3) 待機児童の抜本的解決を図るため、以下について国に求めること。

①施設整備のための財源を引き続き確保すること。

②公立園への財政措置を行うよう求めること。

【回答】

保育所整備に要する財源については、大都市児童福祉主管課長会議等を通じて、税財源の移譲、新たな特別措置の創設等について、国に要望しているところであります。

【こども園推進課】

【回答】

公立保育園の運営に係る経費については、地方交付税の基準財政需要額に算入されているものと認識しております。  
【保育・幼児教育課】

(4) 「子ども・子育て支援事業計画」を将来予測を立てて抜本的に見直すこと。

**【回答】**

子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施し、「岡山市子ども・子育て支援事業計画」の見直しについて、検討しているところです。 **【こども企画総務課】**

(5) 保育料について

- ①公定価格の1号との格差を是正し、保育料の保護者負担（2・3号）を減らすよう国に求めること。
- ②市独自で、標準・短時間の料金を統一すること。保護者負担を減らすこと。
- ③第3子以降の保育料は完全無料化すること。

**【回答】 ①②**

公定価格及び利用者負担の基準額については、本市としては、引き続き、国基準よりも保護者の負担がさらに軽減されるように努めるとともに、政令指定都市市長会等を通じて、さらなる改善を図るよう、国に提案してまいりたいと考えております。

**【就園管理課】**

**【回答】 ③**

平成28年4月から保育園等に通う3歳未満の第3子以降を対象に、現行の保育料の半額とする利用者負担額の条例改正を行っております。その後、保育料全体の見直しを検討し、平成28年11月議会において利用者負担額を変更する条例改正の議決がなされたため、平成29年4月から保育利用の約8割の方が対象となる保育料の軽減を実施いたします。

**【就園管理課】**

(6) 保育施設について

- ①小規模保育は、A型のみとすること。
- ②営利企業の参入をさせないこと。

**【回答】**

今年度も国の待機児童解消加速化プランによる有利な財源を活用した小規模保育事業A型の募集を行い、待機児童の解消を図っているところです。

子ども・子育て支援新制度では、保育の需要が充足されていない場合は、施設の設置主体を問わず認可することとされていますが、本市が幼保一体化施設として想定している幼保連携型認定こども園の設置者は、国、自治体、学校法人及び社会福祉法人に限られています。

**【こども園推進課】**

(7) 全ての保育施設で給食の直営自園調理を守ること。外部搬入をしないこと。

**【回答】**

近年のアレルギー児の増加や食育の観点からも、保育園や幼保連携型認定こども園においては、工事等によるやむを得ない場合を除いては、自園調理を基本としております。

**【保育・幼児教育課】**

(8) 認可園で多面的な保育要求にこたえること。特に公立園に置いてはセーフティネットとしての役割に鑑み、延長、一時、夜間・休日などの保育を拡充すること。

【回答】

延長保育や一時預かり、夜間・休日等の保育については、就学前児童数の動向や保育ニーズなどを把握した上で、進めてまいりたいと考えております。

【こども園推進課、保育・幼児教育課】

(9) 発達障害などの子どもたちへの支援を充実すること。どの園でも受け入れられるように充実すること。

(10) 障害児は、子どもの発達保障の立場から親の就労状況に関わらず、主治医などの証明により、保育の必要があるとして受け入れること。

【回答】(9)(10)

保育の必要な障害児につきましては、集団保育が可能な限りできるだけ受け入れております。今後とも、障害児保育の需要に対応していくために、保育環境の整備に努力してまいりたいと考えております。

【保育・幼児教育課】

(11) 私立認可保育園への公的責任について

①保育運営費の引き上げを求めること。

②家庭支援推進担当や障害児対応の保育士を配置すること。

【回答】

私立保育園の人員費については、国の保育士処遇改善の取り組みに対応して、単価引き上げを行う予定であるとともに、更なる充実についても国へ要望して参ります。また、家庭支援推進担当保育士の配置につきましては、要支援児童の割合が特に高い公立保育園において実施してまいります。

【保育・幼児教育課】

(12) 保育園入園申請に関して、離婚調停中も「ひとり親」とみなすこと。

【回答】

平成29年度の入園事務より離婚調停中についても、「ひとり親」とみなして利用調整の加点をつけます。

【就園管理課】

(13) 行政による基準やチェックのない企業主導型保育によって待機児童等の解消をはからないこと。

【回答】

企業主導型保育については市町村による保育の受け皿の計画的な整備を補完し、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とされており、市内や近隣市町村に設置された場合には、保育サービスの選択肢の一つとして活用され、待機児童の解消に寄与できるものと考えております。

【こども園推進課】

### 3. 保育士について

(1) 抜本的な保育士不足を解消するために、処遇を改善すること。

- ①全産業平均から大きく落ち込んでいる賃金について、市独自の上乗せを行うこと。
- ②市の臨時保育士を正規化すること。もしくは、短時間正規の制度を創設するなどして、昇給・継続性・社会保険などを安定させること。任期付の雇用形態はとらないこと。
- ③保育士・保育所支援センターを充実させること。

#### 【回答】 ①③

保育士確保に向けては、引き続き保育士・保育所支援センターを活用し、ハローワークとも連携し、保育士支援セミナーや就職面接会などを開催し、潜在保育士の掘り起しに取り組んでまいります。処遇改善については、保育士の確保や定着の面から重要な課題であると考えており、国が示している平成28年度の人勤(平均1.3パーセント)や「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく2パーセントの賃上げ、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善にしっかりと対応するとともに、こうした取り組みがきちんと保育士等の給与に反映されるよう、社会福祉法人改革の動きもふまえて適切に事業者に対する指導も行ってまいりたいと考えています。

市立保育園の保育士について、必要な正規職員の確保に努めるとともに臨時職員の処遇についても改善を図ってまいりたいと考えております。 【保育・幼児教育課】

#### 【回答】 ②

良質な保育環境の確保のため、多様な雇用形態を活用しながら適正な保育士の配置に努めるとともに、臨時保育士の待遇改善についても引き続き検討してまいりたいと考えております。 【人事課】

- ④国に対して、保育士の処遇の抜本改善を求めること。

#### 【回答】

市長会や他の政令指定都市と連携するなどし、国に対してしっかりと要望してまいります。 【保育・幼児教育課】

(2) 保育士の配置についてはさらに水準を上げること。保育士の資格者にかかわる規制緩和をこれ以上行わないこと。

#### 【回答】

現在の保育の需要・供給の状況や、保育士確保にかかる問題等から、条例による配置基準を国の配置基準より高く設定することは困難ではありますが、公私立ともに保育園の適切な運営が行われるよう、体制整備に努めてまいりたいと考えております。

【保育・幼児教育課】

(3) 保育士の置き換えではなく、全ての保育園に看護師を加配すること。

【回答】

看護師の配置については、乳児の多い園から順次、配置しているところですが、今後も配置園の拡大に努めてまいりたいと考えております。 【保育・幼児教育課】

(4) 市立保育園の保育士確保は、正規職員比率をせめて70%に引き上げること。育休代替分は新規採用数と別枠にする約束を守ること。

(5) 保育士の労働環境（休憩、年次有給休暇、週休2日など）を改善すること。

【回答】(4)(5)

良質な保育環境の確保のため、適正な保育士の配置や臨時保育士の待遇改善について引き続き、問題意識をもって取り組んでまいりたいと考えております。

【保育・幼児教育課】

#### 4. 岡山市の就学前教育・保育について

(1) 市立幼稚園・保育園の民営化を行わないこと。

【回答】

公立と私立では基本的な違いがないことから、公として果たすべき役割を明確にした上で、「民でできることは民に任せる」ことを基本として、子育て家庭を社会全体で支援していきます。

また、市立施設では、全市一律のサービス提供が求められるため、地域ニーズを反映しにくく、民間に移行することにより、市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるようになると考えています。

なお、民営化の実施につきましては、地元関係者や保護者の方に、新制度の概要、本市の状況、取組みについて丁寧に説明し、ご理解をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。 【こども園推進課】

(2) 市立認定こども園について

①これ以上、市立認定こども園を増やさないこと。

【回答】

本市では、教育・保育提供区域（30区域）ごとに、公としての役割を担う施設を定め、「岡山市の就学前教育・保育の在り方について」を基本に、市立幼保連携型認定こども園の推進、施設配置の最適化及び保育の希望があっても入所できない子どもの減縮に取り組むこととしております。 【こども園推進課】

②先行園について、幼稚園と保育園のクラスは分けること。

【回答】

幼保連携型認定こども園の学級編成では、認定こども園の良さを活かすため、国の考え方に沿って、同じクラスでの教育・保育を行っております。

【保育・幼児教育課】

③教職員の処遇に格差を作らないこと

【回答】

認定こども園に勤務する保育教諭は、平成28年4月から保育幼児教育職給料表の適用となっております。

【保育・幼児教育課】

④保育料に格差を作らないこと。

【回答】

保育料については、今年度保護者の経済的負担を軽減するための見直しを行い、平成29年4月より実施します。教育利用（1号）と保育利用（2号）の保育料のあり方については、国基準を踏まえ今後検討してまいりたい。

【就園管理課】

⑤保護者や地域の意向を無視して強引に進めないこと。

【回答】

市立の認定こども園の移行にあたっては、地元関係者や保護者、園関係者に丁寧に説明し、情報を共有しながら一定の理解を得ながら進めていくこととしております。

【こども園推進課】

(3) 幼稚園での3歳児教育・預かり保育を早急に増やすこと。ニーズの多い幼稚園では定員枠を増やすこと。

【回答】

3歳児教育・預かり保育の実施につきましては、幼保連携型認定こども園において実施してまいりたいと考えております。

【こども園推進課】

(4) 保育提供区域を小学校区単位に改めること。

【回答】

子ども・子育て支援事業計画において、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として教育・保育提供区域の設定しており、その設定につきましては子ども・子育て会議で検討を重ね、一定の人口規模となる小学校区の組み合わせで設定しております。

【こども園推進課】

5. 子育て支援事業について

(1) 認可外保育施設への補助金を増額すること。あわせて、認可園になるための援助について、市から能動的に働きかけ、1園でも認可園を増やすこと。

【回答】

今年度、国の待機児童対策の補助金を活用した認可化移行事業の運営事業者の募集を行い、待機児童の解消を図っているところです。

【こども園推進課】

**【回答】**

認可外保育施設は民間事業者の多様な事業展開により経営されておりますが、認可保育所等を事実上補完する役割を果たしていることに鑑み、一定の条件を満たす場合には、児童の処遇に要する経費の一部を補助しているところです。

**【保育・幼児教育課】**

(2) 病児・病後児保育を区ごとに増設できるように補助金を増やすこと。

**【回答】**

病児保育事業につきましては、実施可能な医療機関の確保という点から、地区により設置が困難となっておりますが、本年度南区において新規施設を開設するとともに、来年度の運用開始を目指して、他市施設の利用を可能とする広域利用の協議を進めるなど、引き続き当事業利用にかかる市民の利便性向上に努めて参ります。

**【保育・幼児教育課】**

(3) 地域子育て支援拠点について

①中学校区に1つ配置すること。

**【回答】**

岡山市では、従来から保育園、幼稚園、児童館、公民館、地域の子育て団体がそれぞれに特徴ある活動を展開している子育て支援の実施状況があり、活動の充実や市民の市民の周知に努めてまいりました。地域子育て支援拠点事業については、現在実施をしている地域子育て支援センターや児童館を中心として提供体制の充実を図っているところです。

**【地域子育て支援課】**

②活動の実態を要綱に基づいて精査すること。実態のないセンターは廃止し、新たに公募すること。

**【回答】**

保育園における地域子育て支援拠点の活動実績は、毎月実施園からの報告を受けるとともに、必要に応じて巡回訪問等を行い、適切な運営を行うよう指導いたしております。

**【地域子育て支援課】**

6. 学童保育（放課後児童クラブ）を充実するために

(1) 放課後児童クラブ事業の実施に当っては、児童の発達を保障するという理念を明確にし、施設基準、放課後児童支援員の処遇や体制などの引き上げに努めること。

**【回答】**

「岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を

図ることと明記しており、この目的を達成すべく、施設基準の充実、放課後児童支援員等の処遇や体制などの強化を図っていきたいと考えております。

【地域子育て支援課】

(2) 放課後児童クラブと放課後子ども教室は本来異なるものであり、一体化を行わないこと。

【回答】

放課後児童クラブは保育が必要な子どもの生活の場であり、放課後子ども教室はすべての子どもを対象として学習や体験、活動の場です。

このため、本市では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化は考えておりません。

【地域子育て支援課】

(3) 運営体制について

①施設基準や放課後児童支援員の管理・監督に市が直接、責任を持つこと。

【回答】

現在、放課後児童支援員等の管理・監督や運営委員会の経理事務を集中管理する運営事務局（仮称）の設置を検討しています。

また、施設整備については、引き続き本市が行ってまいります。

②会計・実務は市が責任を持って行うこと。

【回答】

平成 27 年度から、経理アドバイザー 2 名を配置し、各運営委員会における経理事務の支援を行っているところですが、運営事務局（仮称）の設置を検討しており、事務の集中管理も検討してまいりたいと考えております。

③専任の課を設置すること。課付けの放課後児童支援員を確保し、市の責任で各クラブの緊急時や産休代替など派遣できるようにすること。

【回答】

平成 27 年度から、小学校の児童が放課後に安全・安心に過ごすための居場所づくりや共働き家庭が安心して働くことのできる環境づくりを目的として、地域子育て支援課に放課後児童対策係を設け、放課後児童健全育成事業を実施しております。

放課後児童支援員等の人員体制につきましては、業務委託を検討する中で、今後研究してまいります。

④保育料を市内同一にすること。保育料減免制度をつくること。

【回答】

保護者負担金の平準化については、児童クラブ連合会と協議しながら検討しているところです。



また、各運営委員会が地域の実情に応じて保護者負担金を決めている現状においては、減免は難しい状況にあります。サービスの平準化を進める中で、今後、必要な事項であると考えております。

⑤開所時間に市内同一基準を設け、延長保育、土曜保育を標準化すること。

**【回答】**

各地域の運営委員会と協議を行い、時間延長や土曜日開所を実施する児童クラブが増えるよう、着実に取り組んで行きたいと考えています。

**【地域子育て支援課】**

(4) 施設確保にあたって

①しっかり予算を確保し、執務室や障害児対応の部屋を設けること。1人当たりの面積基準は保育スペース以外を含めずに最低1.65㎡から1.96㎡に改めること。努力義務とせず実行すること。

**【回答】**

新たに児童クラブ室を整備する場合には、事務や障害のある児童に対応するための部屋として、児童の専用区画や静養スペースとは別に多目的室を設けております。

また、条例では、児童一人当たり面積を、原則おおむね1.65平方メートルとしておりますが、現在の施設水準で面積基準をそのまま適用すると、既存放課後児童クラブの受け入れ児童数の削減が危惧されることから経過措置を設けておりますので、ご理解をお願いします。

②71人以上の大規模放課後児童クラブは、40人程度の支援単位ごとに完全な分割をすすめること。

**【回答】**

条例においても、1支援単位を構成する児童数は、おおむね40人以下としていることから、平成28年度には補助制度を改正し、適正規模の支援単位実現に向けた支援を行っております。

③小学校の空き教室、幼稚園の空き教室などの公的施設を優先的に利用し、拡充すること。

**【回答】**

児童クラブの施設確保については、まず学校や幼稚園、その他の公的施設の活用を考えるなど、各地域の実情や施設の状況等も勘案しながら取り組んでいるところです。

**【地域子育て支援課】**

(5) 支援員の質向上にむけて

①放課後児童支援員は、研修を充実するなど、質の向上を図ること。

【回答】

子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進するため、今年度は、放課後の重要性についての講演会や、障害のある児童への支援に関する研修など、計12回の研修を実施することとしています。

今後も、現場の声を反映させながら、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるよう、より効果的な研修を実施し、支援員等の資質向上を図っていきたいと考えております。

②補助金等を処遇改善に活用できるよう、支援を強化すること。

【回答】

平成28年度から、支援員等の処遇改善に活用できるよう補助金の拡充を図っております。

③障害児への対応について、支援員への研修を強化すること。作業療法士など専門職の支援を受けられるようにすること。

【回答】

障害のある児童への対応に関する支援員等の研修は非常に重要であることから、研修回数を増やし、障害のある児童への支援などの研修を実施しております。

なお、作業療法士などの専門職の導入については、今後研究してまいります。

【地域子育て支援課】

(6) 学校耐震化工事に際しては、代替施設を確保すること。

【回答】

校舎内に児童クラブがある場合は、学校や教育委員会と協議を行い、安全上支障のない特別教室等の使用や仮設プレハブの設置等で対応していくこととしております。

【地域子育て支援課】

7. 発達障害者支援センター「ひかりんく」について

(1) 診断、療育の機能を付加すること。

(2) 医師や発達相談員など専門職を正規で配置すること。

【回答】(1)(2)

発達障害者支援センターでは、保健・教育部門等との連携の中で、保護者への個別相談支援、親子の居場所づくり、民間の専門的医療・療育機関との連携、学校園への訪問支援等をセンター所属医師のスーパーバイズのもとに専門職員が行っています。今後もこのような機能のさらなる充実のため、職員のスキルアップも含めて実施体制の整備に努めてまいります。

【発達障害者支援センター】

(3) 広いところに移転し、市全体の拠点機能を担うこと。

**【回答】**

発達障害者支援センターは他の公的施設も活用しながら支援者向けの研修会等、各種事業の運営を行っています。発達障害者支援は教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して実施していくものであり、本市の支援体制の在り方も継続的に研究・検討してまいります。

**【発達障害者支援センター】**

8. 発達障害等を早期発見できる就学前の5歳児検診体制をとること。

**【回答】**

1歳6か月児健診、3歳児健診により、発達障害等の早期発見に努めております。なお、発達障害者支援センターにおいては、保育園・幼稚園等を巡回し保護者への相談・支援を行うことにより、早期発見・早期支援の機会を設けていくことに努めています。

**【保健管理課】**

9. 子どもたちの多様な外遊びを保障する観点から、プレーパークの場所を増やしたり、継続的な活動ができたりするよう、支援を拡充すること。

**【回答】**

野外の体験活動や外遊びの活動は、子どもたちの成長や子育て支援策に有意義なものであると考えております。岡山市では、平成28年度は、外遊びを通じた児童の健全育成と地域での子育て支援活動の普及を目的に、市内でプレーパーク体験のイベントを委託事業により開催いたしました。平成29年度も引き続き取り組むとともに、野外の体験活動や外遊びの活動に対する支援を検討します。

**【地域子育て支援課】**

10. 仁愛館について

(1) 老朽化した施設を建て替えること。旧館も建て替え、自立支援の拠点とすること。

**【回答】**

平成27年度の利用実績では、月初日平均4.17世帯となっており、現在のところは新館だけで対応が可能な状況です。旧館の在り方については、入居者数の推移を見ながら検討していきたいと思っております。

**【こども福祉課】**

(2) 夜間休日の警備体制を人的配置で強化すること。

**【回答】**

入居者の安全対策として、防犯カメラに加えて警察への非常通報装置を設置し、非常時には警察による対応が即座に行えるようにしていますので、ご理解いただければと思います。

**【こども福祉課】**

(3) 入居者の自立支援機能を長いスパンで充実させること。そのために必要な市民団体との連携を図ること。

**【回答】**

仁愛館では、館内での支援会議に加えて、こども福祉課・福祉事務所地域こども相談センターとの支援会議を、それぞれ毎月開催するとともに、必要に応じて関係機関の職員、親族などを加えた個別検討会議を開いて、より良い支援のあり方を話し合い、本人の意向も踏まえたうえ、支援計画へ反映させています。また平成26年度からは、心理療法の専門職員も配置し、自立支援を行っています。今後とも職員の資質向上を図り、より充実した支援ができるよう努めてまいりたいと思います。 【こども福祉課】

1 1. 児童福祉の充実について

(1) こども総合相談所について

①児童福祉司・児童心理司・保健師、子ども相談主事などの専門職を正規で抜本的に増員すること。

**【回答】**

児童福祉司については、社会福祉職から児童福祉司への任用での対応を考えております。

その他の専門職については、その専門性を考慮し、必要に応じて採用の検討を行っていくものと考えております。 【人事課】

②夜間休日にも専門的な対応ができるよう体制を充実させること。

**【回答】**

児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等を目的に、一時保護所に夜間・休日対応相談員を配置する「24時間・365日体制強化事業」を実施するとともに、一時保護所の宿直・日直業務に従事する正規職員と協力し、緊急対応を要する案件等については幹部職員に報告し指示を仰ぐなど、虐待通告等に迅速に対応する体制の整備に努めているところです。 【こども総合相談所】

(2) 児童自立支援ホームの施設や事業への補助を抜本的に拡充すること。

**【回答】**

現在、市内に4か所設置されている「自立援助ホーム」に対して、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金を活用した環境改善事業補助、職員研修事業補助を行っております。

「自立援助ホーム」の運営は、児童福祉法に基づく措置費を主な財源としており、平成24年度からは建物の賃借に係る実費も対象となるなど、社会的養護の充実が進められているところです。 【こども福祉課】

(3) 里親制度の拡充をすること。

①市として、社会的養護の必要な子どもに対する里親率を高めるための方針と計画を持つこと。

- ②里親支援専門相談員の増員を進めるとともに、質の向上につとめること。
- ③里親登録後、マッチングや相談体制の充実など、実際に里親になるまでの支援を強めること。

**【回答】**

- ①里親委託を進めるための方針及び計画については、岡山県とともに平成27年3月に策定した岡山県家庭的養護推進計画において里親委託の目標値を設定しており、さらに今後策定予定の岡山市第六次総合計画前期中期計画（素案）の成果指標としても目標値を設定しているところです。
- ②里親支援専門相談員については、平成28年度は市内児童養護施設等のうち3施設が配置しています。こども総合相談所では里親支援専門相談員との連絡会を定期的開催するなかで相談員と意見交換を行うほか、里親会関係行事等への参加を促し里親の現状への理解を深める機会を提供しています。これらの取組みにより里親支援専門相談員に対して里親との交流を促進するとともに資質向上を図っているところです。
- ③親の児童受託までの支援については、一時里親としての体験や里親会活動等を通じた受託里親との交流を促すとともに、マッチングに際しては里親支援専門相談員等施設職員と連携して丁寧に対応するなど、里親支援体制の整備に努めていきます。

**【こども総合相談所】**

12. 善隣館について

- (1) 現地にこだわらず建て替えを早急に行うこと。
- (2) 体制は、国方針に基づいて、少人数のファミリーホーム型を基本とすること。職員について、増員を図ること。

**【回答】** (1) (2)

善隣館については、市の耐震化計画指針に沿って、平成30年度に耐震改修工事を行う予定です。その際、可能な限り小規模グループ化の趣旨に沿うような改修を検討してまいりたいと考えています。

**【こども福祉課】**

13. 子どもの貧困対策を市として強化すること。

- (1) 市として以下のことに早急に取り組むこと。
  - ①貧困の実態を把握できる総合的な調査を行うこと。
  - ②条例を制定すること。
  - ③独立した計画を立てて対策を推進すること。
  - ④担当課を設置し、全庁的に取り組む体制を強化すること。

**【回答】**

- ① 現在、岡山市子どもの貧困対策推進本部においては、関係部局が保有するデータを収集するとともに有識者や子どもへの関わりを持つ関係団体等からヒアリングを

行うことにより、子どもの実態把握に努めているところです。

②③ 岡山市子どもの貧困対策推進本部では、関係部署が保有する情報から指標となり得るデータや、所管する既存事業を収集し、それらの情報のとりまとめや、関係団体・NPO等からの聞き取り調査に取りかかっているところであり、現段階では条例、計画の必要性の検討までには至っておりません。

④ 庁内の幅広い関係部署が連携して、一体的に対策を推進するため、庁内横断的な組織として岡山市子どもの貧困対策推進本部を立ち上げ取り組んでいるところです。

【こども福祉課】

(2) 生活困窮者自立支援事業の家計支援メニューを活用するなどして、児童手当及び児童扶養手当の毎月支給を検討すること。

【回答】

平成28年5月に改正された児童扶養手当法は、手当の支払方法について2か月に1回の支給について検討するよう参議院の厚生労働委員会において附帯決議がなされていることから、児童手当も含めて、今後の国の動きを注視してまいりたいと考えております。

【こども福祉課】

(3) 中学校区単位でコミュニティソーシャルワーカーを配置すること。

【回答】

岡山市では、被虐待児童をはじめ支援が必要な児童及びその保護者に対し、「要保護児童対策地域協議会」を設置し支援を行っています。同協議会は児童福祉関係、保健・医療関係、教育関係、警察・司法関係、女性相談関係、人権擁護関係などで構成し、要保護児童の早期発見と迅速な支援開始、情報の共有化等を図るなど、要保護児童の見守りと支援を行っているところです。

【こども福祉課】

(4) 福祉側のコーディネーターとしてのスクールソーシャルワーカーを各学校に置くこと。

【回答】

岡山市では、スクールソーシャルワーカーの役割を果たす「子ども相談主事」を、各福祉事務所に2名（計12名）配置しています。「子ども相談主事」は、問題行動、不登校、児童虐待等に関して、保護者や教職員から相談を受け付け、学校や家庭に出向いて相談対応するとともに、学校と福祉などの関係機関等との橋渡しの役割を担っています。

【こども福祉課、指導課】

(5) 学習支援は、対象を小学生および就学援助受給世帯にも広げること。

【回答】

就学援助世帯への学習支援事業の拡充について現時点では考えておりませんが、貧困

であるかどうかに関わらず、一人一人に応じた学習支援を授業や授業以外の時間を活用しながら充実させてまいりたいと考えております。 【就学課】

【回答】

高校卒業が自立のための一つの大きなポイントになることから、現在、中学生を中心に学習支援事業を行っております。 【生活保護・自立支援課、こども福祉課】

(6) 子ども食堂への支援を行うこと。

【回答】

子ども食堂の活動への支援につきましては、その必要性や官民連携のあり方、役割分担など岡山市子どもの貧困対策推進本部での協議や、有識者、NPO等関係団体からのヒアリング、意見交換等をとおして、検討してまいりたいと考えております。

【こども福祉課】

1 4. 対象者や使用期間が限られていることから、ニーズをふまえ3人乗り自転車を低額で利用できる制度を研究すること。(育成局へ移動、子育て支援)

【回答】

3人乗り自転車の低額もしくは無料での貸し出しや購入費の助成につきましては、他の子育て支援策との優先度や助成の有効性などを見極めたうえで研究してまいりたいと考えております。

【地域子育て支援課】

## 環境局関係

1. 産廃行政について

- (1) 県外の産業廃棄物が市内に多量に持ち込まれていることに対し、抑制の仕組みを強化すること。
- (2) 「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」について、計画提出以前の段階からの住民と事業者や行政との間での紛争に関する規定を盛り込むこと。あわせて、違反者への罰則をより強化すること。
- (3) 稼働中の施設に対しては、立ち入り監視・調査・指導を抜き打ちも含め、より厳重に行うこと。

【回答】(1)(2)(3)

要求の内容については、現行の廃棄物処理法において既に規定されているものもあります。岡山市としては、関係法令を所管する部署とも連携を図りながら、現行法及び岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例等を適切に運用していきたいと考えています。

【産業廃棄物対策課】

2. 水源地保全のために

(1) 水源地には産廃処理施設などを設置できないように、位置規制を盛り込むなど「廃棄物処理法」の改正を国に求めること。

【回答】

既存の法令等の中で水道水源の保護が図られているものと考えています。

【水道局企画総務課】

(2) 市独自で「水源地保全条例（仮称）」を制定すること。

【回答】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、既存の法令等の中で水道水源の保護が図られているものと考えています。

【水道局企画総務課】

3. 地球温暖化など環境破壊に対応して、循環型社会の啓発・推進をすすめること。そのため市民が環境に関心を持ち、守る立場に立って市民とともに活動できるよう啓発をすすめること。

【回答】

環境保全活動の取組には、市民一人ひとりが身近な環境の重要性を認識し、自らのライフスタイルやビジネススタイル等を見直すとともに、その一つひとつの活動をつなぎ、その輪を広げ、多様な主体が協働して進めていくことが大切であると考えており、まずは市が率先して環境問題に取り組むことで、市民・事業者への意識啓発を行い、環境保全意識を高めるとともに、環境保全活動を促す場や機会を提供し、支援していく必要があります。あわせて、これらの活動が「楽しみ」や「喜び」につながるような仕組みや支援体制を整えていくことも必要であると考えております。

【環境保全課】

4. 太陽光発電・小風力発電・小水力発電など、再生可能エネルギーの利用促進のための啓発をすすめ、国の助成制度の新設・拡充を求めるとともに、市独自の助成制度を拡充すること。

【回答】

本市では、太陽光に恵まれた特性を最大限に活かし市域全体がソーラー発電所となることを目標に、住宅用太陽光発電システムをはじめとした補助事業や市有施設への太陽光発電設備の計画的・効率的な導入を推進しており、広報紙、ホームページや施工業者への説明会等を通じて補助制度の活用を促し、再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでいるところです。

今後も、国の制度との協調を図りながら、より効果的な施策の強化に努めてまいります。

また、再生可能エネルギーを推進していくためには、国レベルでの対策が不可欠と考えており、指定都市市長会等の大都市会議を通じ、国に対して財政支援等の必要な関連施策を要望してきているところです。

【環境保全課】



5. 電力の安定供給と地球温暖化防止を口実に、電気料金等の庶民負担を増やさないう、国に求めること。

**【回答】**

電気料金に含まれる再エネ賦課金については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」において、賦課金の負担が過重なものにならないよう配慮することとされております。

本市としては、指定都市市長会等の大都市会議を通じ、再生可能エネルギーの一層の促進が図られるよう、固定価格買取制度について、引き続き制度の改善を提言しているところです。

**【環境保全課】**

6. 現行のエネルギー課税について、環境税はCO<sub>2</sub>排出量を考慮した排出企業負担となるよう国に制度改正を求めること。

**【回答】**

石油・天然ガス・石炭といった全ての化石燃料の利用に対し、環境負荷に応じて負担を求める「地球温暖化対策のための課税の特例（環境税）」が、平成24年10月から施行され、温室効果ガスの9割を占める全化石燃料に対して広く薄く負担を求めることで、特定の分野や産業に過度な負担となることを避け、課税の公平性を確保するとされています。

本市としては、この制度が国民全体の理解の基に適正に執行され、地球温暖化対策税によりCO<sub>2</sub>が削減されていくものと考えております。

**【環境保全課】**

7. 福島原発の廃炉費用を新電力の料金に上乗せしないよう国に求めること。

**【回答】**

エネルギー政策は国の専管事項であると認識しており、国の権限と責任において対応し、判断されるものと考えております。

**【総務法制企画課】**

8. 木質系事業ゴミをエネルギー資源と位置付けることを検討すること。

**【回答】**

岡山市では現在、木材については可燃ごみとして扱っており、当面はサーマルリサイクルが合理的であると判断しております。

**【環境事業課】**

9. 家庭ごみ対策について

(1) 市民のごみ減量化への意識と実践を高めていくために

①学校教育や市民教育を強化すること。

②各種のインセンティブを検討、実施、強化すること。

(2) ごみ処理基本計画の見直しに際しては、焼却中心のごみ対策を改め、プラスチックの再資源化を行うこと。「ゼロエミッション」を基本に、4Rなどの分別・資源化を徹底して、ゴミ減量化を加速させること。

(3) ごみ有料化を再検討し、無料に戻すこと。

**【回答】**

(1) ①市民1人ひとりの意識改革を促し、環境に配慮した暮らし方を普及させていくため、地域におけるESD活動のすそ野を拡大するとともに、ごみの減量化・資源化推進に関する事業や施策についての出前講座を拡充していきます。

②ごみ減量化については、ごみ処理基本計画に基づき、インセンティブ効果がある事業を含め施策の重要度、優先度を勘案して、新規・拡充施策を検討していきます。

(2) プラスチックの再資源化については、平成28年度に改訂中のごみ処理基本計画においても、コスト・施設等の観点から、本市では引き続きサーマルリサイクルが合理的であると判断しています。

また、ごみ処理基本計画に示している7つの基本方針を継続し、環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築をめざすため、ごみの発生抑制を重視し、ごみ減量化を進めていきます。

(3) 家庭ごみ有料化は、排出量に応じた受益者負担の公平性の確保と経済的インセンティブを活用してごみの減量化・資源化を図ることを目的としており、岡山市では有料化前後で約17%の減量をすることができ、現在も減量効果を維持しています。

また、有料化をきっかけに、ごみ減量意識が市民へ定着してきており、引き続き、市民の皆様にご理解とご協力をお願いしていきたいと考えています。

**【環境企画総務課】**

10. 「ふれあい収集」は希望する高齢者・障害者に対象を拡大すること。

**【回答】**

可燃ごみ等のふれあい収集は、平成24年5月から、市内全域を対象に実施しており、現在も新規の申請は続いています。事業の検証も必要であることから、当分の間は、現状の要件に基づき、実施してまいりたいと考えておりますが、今後、高齢化が進む中で多様化する廃棄物処理のニーズに対応できる施策を研究していく必要があると考えています。

**【環境事業課】**

11. 粗大ごみについて、無料でのステーション収集を年に1回程度は行うこと。

**【回答】**

粗大ごみの収集につきましては、有料戸別収集が市民の皆様にご浸透しているところですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**【環境事業課】**

12. 事業系ごみについて

(1) 増量している原因を精密に調査し分析すること。

(2) 分別を徹底し、減量化をはかること。

(3) 収集許可事業者の指導を行うこと。ごみの検量は厳正に行うこと。事業者からのごみの持ち込みについては、不正を許さないこと。

【回答】(1)(2)(3)

事業系ごみが近年増加している背景には、大規模事業者の進出や、景気が上向いてきたことに伴い事業活動が活発なことが挙げられると考えます。

次に減量化について、本市は、市内の大規模排出事業者を対象とした、事業系ごみ減量化・資源化推進研修会を開催するとともに、排出現場での指導を強化しています。

また許可業者については、指導や許可更新時の講習受講の義務付け、適宜展開検査や、ごみの検量についても行っております。

【環境事業課、環境施設課、環境企画総務課】

1.3. ごみ処理広域化基本計画について、域内処理を基本に見直すこと。

【回答】

ごみ処理の広域化については、平成9年5月旧厚生省からの通知でその必要性が位置付けられており、この通知を受け、岡山県は、市町村が行うごみ処理について、ダイオキシン類削減対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの促進等を目的として、平成10年3月に「岡山県ごみ処理広域化計画」を策定しました。その後、市町村合併による見直しが行われた、「新岡山県ごみ処理広域化計画」(平成19年3月)を受け、平成25年度ごみ処理広域化対策岡山ブロック協議会総会において岡山市、玉野市、久米南町の合意が得られ、広域処理に向けた取組を行っていくこととなり、平成27年度には、玉野市、久米南町が岡山市へ事務委託することが決まり、平成28年度には、委託事務の負担割合について協議し、事務委託の管理及び執行に関する経費の負担方法について合意が得られました。

平成26年度に策定されたごみ処理広域化基本計画では、広域化を行うことにより、地域全体で見ると、広域化した方が、個別に施設設備を行うより、環境負荷でダイオキシン類が約96%、温室効果ガスで約48%、経済性で約14%の効果があり、資源・エネルギー循環では約1.6倍の効果がありいずれの面でも有利となります。

【環境施設課】

1.4. 拡大生産者責任を明確にし、製造・販売事業者の責任において発生抑制を指導すること。過剰包装の抑制など市内業者にも働きかけること。

【回答】

拡大生産者責任につきましては、従来から全国都市清掃会議及び大都市清掃事業協議会を通じて国などに要望しているところです。

【環境事業課、環境企画総務課】

1.5. し尿浄化槽の清掃・維持管理について、回数などを適正にするように市の指導を強めること。

**【回答】**

浄化槽の清掃・維持管理につきましては、浄化槽管理者に適正に行うよう指導してまいります。  
**【環境保全課】**

16. 他市ではほとんど実施されていない合特法による事業は廃止すること。

**【回答】**

公共下水道が供用開始されて以来、許可業者は著しい影響を受けてきた経緯があり、本市は許可業者方式を中心とするし尿処理体制を維持することとして、合特法に基づく合理化事業を実施してまいりました。このため、合特法に基づく代替業務の提供は、現在のところ本市のし尿処理業務の安定確保のためには必要であると考えております。

**【環境事業課】**

17. 「地域主体による生物多様性の保全を推進する条例」の理念に基づき、引き続き、オオタカ等絶滅危惧種に指定されている生物、希少生物であるスイゲンゼニタナゴやダルマガエル等の保護に、実効ある対策をとること。

**【回答】**

生物多様性保全に関する市民啓発や環境教育、身近な生きものの里制度による市民の自主的な自然保護活動の支援、人間活動と生物多様性保全の調和を図る共生地区内での開発時の適切な環境配慮などにより、絶滅が危惧される生物への保護対策を行っているところです。今後も引き続き、総合的・効果的な施策を推進していきたいと考えております。

**【環境保全課】**

18. 低周波公害、騒音・振動、電磁波、煙、悪臭などへの対策及び発生抑制に対し、保健福祉局と連携し問題意識をもって積極的に取り組むこと。住民の生活環境を守る観点で、市環境保全条例を抜本的に強化すること。該当する事業者が地元住民に説明責任を果たすよう指導すること。

**【回答】**

低周波音については、環境省において測定方法に関するマニュアルが作成されており、相談があれば、必要に応じて測定を実施し、問題解決に努めております。

しかしながら、現在のところ低周波音による具体的な影響ははっきりしておらず、法令等による規制基準等が定められておりません。今後も低周波音が原因と思われる相談があれば、状況確認及び問題の解決に努めていきたいと考えております。

騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例の規制基準を有する法令の届出時に加え、他法令での意見照会時には発生予防の観点に基づいて指導をしております。相談が寄せられた場合には、低周波音と同様に問題解決に努めております。

電磁波が健康に及ぼす影響については、国においてもWHOにおける検討の状況を注視するとともに、従前から家電製品から発生するものを含む電磁界の人体に対する影響

等について国内外の情報の収集、各種調査研究、これらの成果に係る情報の提供等に取り組んでいるとのことであり、岡山市でもその動向を見守りつつ、今後の対策を検討していきたいと考えております。

煙については、大気汚染防止法をはじめ、岡山県環境への負荷の低減に関する条例や市環境保全条例に基づいて、ばい煙発生施設等に立入調査を行い、排出基準等の遵守及び適正な維持管理等の確認及び指導等を行っています。

悪臭については、悪臭防止法に基づき、立入調査や臭気測定を行い、臭気の改善や維持管理等について指導しております。

岡山市環境保全条例の拡充については、今後の検討課題と考えております。

地元住民に対する事業者の説明については、施設設置及び工事等を事前に知ることができた場合には、関連業者等に対して説明を行うよう要望していきたいと考えております。

【環境保全課】

## 19. 海底ゴミについて

(1) 市民に啓発と教育をすすめること。

(2) 海底ゴミにつながる河川・水路への投棄防止・清掃を行うこと

### 【回答】(1)

平成28年11月に犬島で、里海づくりに関わる関係者や一般市民が集い、海ゴミやアマモ再生などの学習や交流をする「里海づくり交流会」を開催し、海ゴミに関する市民理解の向上に努めたところです。

引き続き、市民啓発の推進や関係団体等との連携・協働が必要であり、岡山県等との協議を進めるとともに、海ゴミに関するチラシの配布や、各清掃活動への参加の呼びかけ、環境学習の開催、海ゴミに関わる市民や団体とのネットワークづくりに取り組んでいきたいと考えております。

【環境保全課】

### 【回答】(2)

「岡山市不法投棄防止対策連絡協議会」を中心とした、不法投棄の監視・啓発、情報提供のお願い等をよりいっそう進めるとともに、関係各課で連携を図っていきたいと考えております。

【環境事業課】

## 経済局関係

### 1. 食料自給率向上に努めること。

#### 【回答】

本市では、市民に安全・安心な食を安定して供給するため、産地や農業従事者の育成、生産者と消費者の交流拡大、食農教育、地産地消の推進等に努めてまいりたいと考えております。

【農林水産課】

## 2. 優良農地の保全について

- (1) 農地転用は厳格に行い、農業委員会の同意を要件とすること。市長判断を濫用しないこと。

### 【回答】

農地転用の許認可については、市長から農業委員会に事務委任しています。

農地転用の許可基準については、農地法や国の通知によって詳細に定められていることから、市町村が独自の基準により運用することは困難です。

農業委員会は転用許可基準に従い、適正かつ厳正に審査をすることにより、優良農地の確保や地域の実情に即した農地の適切な有効利用に寄与してまいります。

【農業委員会事務局】

- (2) 市街地における農地を保全できるような税制をつくるよう国に求めること。

### 【回答】

平成27年4月22日に施行された都市農業振興基本法において、市街地及びその周辺については、都市農業の安定的な継続などを目的に国において必要な法制上、財政上、税制上、金融上の措置等を講じることとされております。

【税制課】

## 3. 岡山の農業の特色を生かした農政を推進すること。

- (1) 兼業農家を含む家族農業を基本とする農業振興に取り組むこと。
- (2) 農業を支える担い手として、若者及び定年後就農者への技術指導・資金融資制度を整備すること。移住や退職後の就農を促進する事業を単市でも拡充すること。
- (3) 営農指導や6次産業化を推進するために、農業改良普及員・生活改善普及員制度を岡山市としても新設すること。
- (4) 「おかやま有機無農薬農産物」認証制度を市として有効活用し、ブランド力を高めるよう取り組むこと。

### 【回答】

- (1) 本市は兼業や小規模の家族経営農家が多数を占めており、こうした地域農業を支える方々が、やりがいを持って農業を営むことが大変重要であると考えております。

本市としましては、意欲ある家族経営型農業を促進するため、家族経営協定の締結を推進するとともに、生産者と消費者の交流の場となる地産地消マルシェの開催等、消費者の農業に対する理解を深める地産地消等を重点施策として位置づけ、推進しているところであります。

今後とも各地区で、様々な農業者がそれぞれの役割を十分に発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

- (2) 農業の健全な発展と経営の安定を図るためには、新規就農者等の担い手の確保・

育成を進めていくことが重要であると考えております。

本市としましては、就農サポートセンターにおいて、きめ細かい就農相談、情報提供、関係機関・団体等と連携した就農研修を実施している他、青年等就農計画の認定及び青年等就農資金等の制度資金融資や青年就農給付金をはじめとする各補助金事業の活用等を推進しております。

また、本年度より単市で取り組んでいる UIJ ターン園芸農業者支援事業を行うことで移住に伴う就農についても支援し、今後とも、就農希望者が安心して就農できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております

- (3) 県の農業普及指導センターでは、各作物の専門の技術職員により、産地や生産者への技術指導や営農指導が行われており、また、女性グループ支援事業により、農産加工品等の開発が行われております。

一方、管内の J A では、地域の特色を生かした農業生産の振興を図り、それぞれの地域に密着した営農指導を行うため、各地区に営農指導員等を配置し、生産者への営農指導に力を入れております。

本市としましては、県、J A 等と連携を図り、それぞれの機関で役割を分担しながら、引き続き本市農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

- (4) 有機無農薬栽培は慣行栽培に比べて労力が多くかかり、生産技術の難易度が高いため、認定手数料や施設・機械の導入等供給力の向上に資する取組を支援するとともに、流通・販路拡大等の支援を通じてブランド力の向上に努めてまいります。

【農林水産課】

#### 4. 地産地消を基本に、米・地場産物の消費拡大を進めること。

- (1) 市内産米粉製品の普及をはかること。目的に合った製粉機を導入すること。米製粉事業を支援すること。
- (2) 地域農業振興室を充実し、地産地消を推進すること。
- (3) 地産地消の推進として、学校給食での地元産食材の割合を高めるよう、更なる環境を整えること。
- (4) 米・野菜など安全な食材が提供できるよう、有機・無農薬栽培講座の開設など環境保全型農業の推進をすること。
- (5) 郷土料理とそれにまつわる文化を守ること。必要な素材提供をする生産者を育成すること。

#### 【回答】

- (1) 米粉の消費拡大のため、米粉商品を扱うお店を P R する「米粉マップ」の作成、米粉スタンプラリー、米粉フェスタ、米粉料理教室の開催などを通じ、米粉の普及促進・消費拡大に努めており、また、岡山市サウスヴィレッジに設置している米粉製粉機の利用促進等も引き続き取り組んでまいります。
- (2) 本市では、消費者である市民が地場産農産物の理解を深め、その消費拡大を通じ、地域の活性化及び農業振興を図るため、農地でショッピング、地産地消マル

シェ、地産地消体験バスツアー等の事業を実施しております。

今後も地産地消の推進に努めてまいりたいと考えています。

- (3) 教育委員会と情報共有しながら、必要な情報を提供していきたいと考えております。
- (4) 環境保全型農業の紹介パネル展や安全安心な農業生産に対する補助金等の交付を通じ、環境保全と生産性の維持向上との調和がとれた環境保全型農業を推進し、エコファーマーの育成に努めております。
- (5) 地産地消や食農教育を推進することにより、食料や農業に対する関心を高め、ひいては郷土料理や文化を守り、生産者の育成につながっていくものと考えています。

【農林水産課】

5. 土地改良事業については、必要性を精査すること。

【回答】

土地改良事業をより効率的、効果的に実施していくため、平成20年3月に「土地改良事業の基本的方向性」を定めて見直しを進めるとともに、事業実施には、その事業の費用効果分析を行い、事業費に対して、効果額の少ない事業については、基本的に事業を行わないこととしております。今後とも、事業の優先順位付けなどにより効果的な実施に努めてまいります。

【農村整備課】

6. 土地改良区の合併を促進し、合理化を進めること。それにより、土地改良区賦課金の二重払いは解消すること。

【回答】

土地改良区については、組織・運営体制の改善を促進する観点から、合併や合同事務所などを提案するとともに、「土地改良区統合整備促進補助金」を措置して取組の促進を図っているところです。各土地改良区の保有する財産の扱いなど個別事情があり、ここ数年間に合併した土地改良区はありませんが、引き続き合理化を進めていくよう働きかけて参りたいと考えております。

【農村整備課】

7. 農業用水路の改修は、環境保全の視点で生態系を考慮した工法で行うこと。

【回答】

農業用水路の改修においては、地元住民等のご意見を伺い、地域のニーズにあった整備に努めるとともに、特に貴重な動植物が生息する地域においては、アユモドキの生息地における工事のマニュアルを作成したり、水路の底を土のままとするなど環境に配慮した整備に努めているところです。

【農村整備課】

8. 全国的に見ても多数の転落事故が発生している現状に鑑み、農業用水路の安全確保に取り組むこと。



**【回答】**

農業用水路の安全確保については、平成27年から、消防局との連携を開始しており、消防局から提供された用水路等転落事故の救急搬送についての情報を各施設管理者に伝え、各管理者が現地確認し、状況を把握したうえで必要な安全対策を講じております。さらに、平成28年度には、都市整備局等と連携し、地域の皆様にご協力をいただき、危険箇所の一斉点検を実施したところです。今後は一斉点検の結果を踏まえ、年次計画を策定し、危険度の高い箇所から順次安全対策を進めてまいります。

**【農村整備課】**

9. 多面的機能支払制度の啓発を十分に行うと共に、事務的支援を市として行うこと。

**【回答】**

本制度の啓発については、市民のひろば、市ホームページへの掲載等をはじめ、農業関係者へのパンフレット等の配布を行い、地域からの要望に応じて、町内会や土地改良区等に対して必要な説明を行っているところです。

また、本制度は、補助金の適正な執行を確認するため、地域が行うべき事務が発生します。

これらの事務作業等について、市として書類作成のマニュアルや交付金使途のガイドラインの作成、事務指導等のサポートを行い、地域が取り組みやすい環境をつくり、農村地域の活性化の取組に発展させるべく、本事業の取組の広がりを促進したいと考えております。

**【農林水産課】**

10. 防災の観点から、ため池改修を急ぐこと。管理できないため池は廃止すること。

**【回答】**

岡山市内の1450箇所（平成28年3月末現在）のため池のうち、決壊した場合に甚大な被害を及ぼすため池66箇所を「防災重点ため池」に位置づけ、順次、整備を行っています。「防災重点ため池」のうち、平成28年度末までに30箇所が対応済みとなります。改修の必要がある残り36箇所につきましては、いずれも、優先的に整備が必要と判断し、現在、地元との調整等を図りながら、県営事業、団体営事業等による改修を順次進めているところです。平成29年度では、採択準備などの対応を進めているものが21箇所あります。残りのため池につきましても順次改修を行っていく予定としています。また、十分な管理がなされていないため池については、地元関係者と協議を行い、低水管理を促す、不用な場合は、廃止するなど安全面に考慮した対応をしていきたいと考えております。

**【農村整備課】**

11. 有害鳥獣対策について

- (1) 農地保護の柵や檻への補助を拡充すること。
- (2) 狩猟に携わる人材の育成に努めること。
- (3) 処理場や加工施設を整備し、付加価値の高い商品化を支援すること。

**【回答】**

- (1) 捕獲柵については、今年度より県補助が廃止されましたが、市独自で補助率3分の2を確保したところです。また、侵入防止柵については、今年度より、県補助の適用に関わらず、市独自に3分の2の補助率を適用することとしたところです。引き続き予算の確保に努めてまいりたいと考えています。
- (2) 狩猟に携わる人材の育成については、新規狩猟免許取得者に対しての支援を行うとともに、捕獲奨励金等の充実を行うこととしております。
- (3) 処理場や加工施設及び商品化については、いただいた命を無駄にすることなく有効に活用できること、また、地域資源の活用による地域活性化等の効果も期待される一方、採算性、安定的な供給、流通先の確保等検討すべき課題も多いところですが、各地域等の自主運営を前提に施設を設置したいとの要望があった場合には、国の補助事業等の活用について、積極的に対応してまいりたいと考えております。

**【農林水産課】**

1 2. 林業振興に取り組むこと。

- (1) 体制強化をするとともに、林業労働者育成に努め、林野の整備を行うこと。
- (2) 林業振興の観点から県産材等の活用を促進すること。
  - ①公共施設に県産材の利用を促進すること。
  - ②木質ペレットなど、木材利用を具体的に進めること。

**【回答】**

- (1) 森林組合等と連携して間伐等を行うとともに、施業の集約化の促進や作業路網の改良等により林業振興に取り組んでまいります。また、小中学生を対象とした森林・林業体験を実施し、森林整備や林業に関する知識を子供たちに伝える取り組みを行っています。
- (2) ①「岡山市内の公共建築物における県産材等の利用促進に関する方針」を定め、関係部署と連携して公共建築物への県産材等の利用促進に努めてまいります。
  - ②間伐等の森林整備を推進するとともに、引き続き、木質資源の供給と需要の喚起に努め、林業の振興と森林の適正な保全に努めてまいります。

**【農林水産課】**

1 3. 水産業支援について

- (1) 漁業の振興策をとること。
- (2) のりの色落ちに対策をとること。
- (3) カワウ対策を強化すること。

**【回答】**

- (1) ノリ養殖漁業において、高性能な機械・設備等の導入を支援し、経営の効率化・安定化を図るとともに、岡山産ノリの消費拡大やPRに取り組めます。また、水産

関係団体や漁業後継者グループへの支援により、水産業の担い手の確保に努めます。  
また、児島湾海域や内水面域へ種苗放流を行い、漁業資源の回復と漁獲量の安定化を図ってまいります。

(2) 県と連携し、情報共有等に努めてまいります。

(3) カワウは捕獲奨励金の対象ではありませんでしたが、平成28年度から新たに交付対象とし対策の強化を図りました。

【農林水産課】

14. 輸入義務のないミニマムアクセス米輸入中止を国に求めること。

【回答】

ミニマムアクセス米の輸入につきましては、政府は、国産米の価格・需給に影響を与えないよう、国家貿易品目として、加工用米や飼料用米を中心に輸入を行っており、WTO農業交渉において新たな合意ができるまでは現行水準が維持されるとしております。本市としましては、今後の国の動きを注視してまいりたいと考えております。

【農林水産課】

15. 国民生活に大打撃を与えるTPP協定を批准しないよう国に求めること。

【回答】

TPPについては、協定及び関連法案が昨年12月、国会で承認、成立いたしました。国においては農林水産業の体質強化は待ったなしの状況であり、引き続き体質強化に向けた各種政策を実施することとしています。本市としましては、今後の国の動きを注視してまいりたいと考えております。

【農林水産課】

16. 農産物の再生産可能な価格の保障、特にコメについては備蓄米を増やすなど、十分な対策を行うよう国に求めること。

【回答】

食料の国内生産の確保と農業者の経営安定を図るため、経営所得安定対策が実施されており、麦・大豆等については販売価格と生産費の差額が補償されるとともに麦・大豆等の戦略作物の生産性向上が図られているところです。また、主食用米も含め収入減少による農業経営への影響を緩和する対策も用意されているところです。

今後とも国においては、農業の持続的な発展に向けた施策が推進されるものと考えております。また、備蓄米につきましては、平成28年6月末時点の在庫が91万トンとなっており、平成28年産米についても22.5万トンが買い入れられると聞いております。本市としましては、国において適切な備蓄米の確保がなされるものと考えております。

【農林水産課】

17. 経済対策事業は、国・県の財源を伴った事業のみでなく、単独事業としても、地元の中小企業対策、抜本的な雇用対策など思い切った予算付けをすること。

**【回答】**

現在策定中の「前期中期計画」及び前期中期計画における産業分野の個別行動計画である「岡山市産業振興アクションプラン」、また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、中小企業対策等の各種事業を実施して参ります。

【産業政策課、産業振興・雇用推進課】

18. 中小企業振興について

- (1) 「中小企業振興条例」を抜本的に改正し、技術開発支援・指導員・機器貸し出し・販路拡大支援など、具体的な支援策を実施できる内容を盛り込むこと。
- (2) 「小規模企業振興条例」を制定すること。

**【回答】** (1) (2)

本市では、市内企業の大部分を占める中小企業の持続的な発展が地域の活性化には不可欠であることを念頭におき、中小企業振興条例の見直しを考えていますが、現在、小規模企業・中小企業の関係団体と、意見交換をしている段階です。小規模企業振興条例については、意見交換の中での要望や意見等を踏まえて、検討したいと考えています。

【産業振興・雇用推進課】

- (3) 中小企業支援センターを創設し、実態調査に基づく振興策の推進をはかること。
- (4) 中小零細業者への低利長期の各種資金融資制度の充実をはかること。

**【回答】** (3) (4)

中小企業支援については、現在、中小企業振興室において、中小企業の経営体質の強化と健全化に向け、相談窓口を設置し、場合によっては企業に出向き、財務内容や経営の現状分析、経営の改善策や戦略の提案を行う経営相談事業を行っているところであり、引き続き岡山商工会議所、各商工会等の関係支援機関とも連携を密にして、きめ細やかに実施していきたいと考えています。

また、中小企業の経営基盤の強化を図るため、融資制度の充実に取り組むことにより、資金繰りを支援しているところであり、今後とも市内中小企業の資金需要を勘案した融資制度の運用に努めてまいりたいと考えています。

【産業振興・雇用推進課】

- (5) 技術力を活かした特色あるものづくりを支援すること。
- (6) 福祉業界などと工業界の情報交換の機会を引き続き充実させること。

**【回答】** (5) (6)

市内中小企業の技術力を活かした高付加価値製品の開発を支援するため、試作開発補助や研究開発の拠点である「岡山大インキュベータ」に入居する企業への賃料補助を引き続き行ってまいりたいと考えています。また、産学官連携セミナーや岡山ヘルスケア産業連携協議会等を活用し、今後とも介護・福祉業界などや製造業、大学、支援機関等

からの意見を聞きながら情報交換や異業種交流の場を提供していきたいと考えています。  
【産業政策課、産業振興・雇用推進課】

#### 19. 地場企業の振興のために、住宅リフォーム助成制度を創設すること。

##### 【回答】

住宅という個人財産に対する住宅リフォームは、当該所有者の資産形成につながる側面もあり、その公的支援については、行政目的や手段などについて慎重に検討する必要がありますと認識しています。

その観点から、現在、本市におきましては、太陽光発電導入等の省エネルギー化や段差解消等のバリアフリー化などのリフォーム、また、耐震補強などに対する助成を行っているところです。

さらに、平成26年度には空き家対策としてのリフォーム助成制度を創設し、平成27年度からは補助要件の緩和や補助率の引き上げを行うとともに、空き家の除却に対する助成制度も創設して、制度の利用促進を図り、平成28年度からは、国の制度を活用して、地域活性化の取り組みに対する支援も行っているところです。

【住宅課】

##### 【回答】

地域経済の活性化策として、中小企業の経営基盤の強化・安定化に向けて、融資をはじめ、経営相談や経営セミナー、受注拡大のための現地商談会の開催等に取り組みます。

【産業振興・雇用推進課】

#### 20. 商店街活性化計画をつくり、商店街の振興をはかること。

- (1) 特色あるまちづくりをすすめる商店街を支援すること。各商店街の活性化策を策定すること。
- (2) 空き店舗かどうかに関わらず、店舗リフォーム助成制度を創設すること。
- (3) 空き店舗対策を拡充すること。

##### 【回答】

- (1) 商店街が取り組むまちづくり計画等策定事業をはじめ商店街活性化支援事業として、岡山市商業振興対策事業補助金において、支援メニューを設けており、商店街が進める活性化計画作りの検討会議等に岡山市も参加するなどして支援に努めています。
- (2) 店舗リフォーム助成については、個人の資産形成に繋がることから困難と考えており、商店街振興施策として空き店舗対策事業を実施しているところです。
- (2) 商店街活性化支援事業において、商店街が自ら立てた活性化計画に基づいて指定した業種のテナントを誘致した場合、従来の空き店舗対策事業よりも手厚い補助を行うなど、各商店街のもつ特徴を活かした商店街振興に取り組むことにしております。

【産業振興・雇用推進課】

2 1. 新産業ゾーンについては、期限終了時に売却すること。立地企業の貸付延長を認めないこと。

**【回答】**

新産業ゾーン企業団地の立地企業と市が取り交わしている事業用定期借地権設定契約公正証書及び新産業ゾーン企業団地立地協定書では、賃貸借期間中に優先的に用地を市から買い取ることができることとしており、その場合の買取価格は、不動産鑑定士の評価等を踏まえ決定するものとしております。また、立地企業とは、賃貸借期間満了の1年前までに土地の明渡し又は売買について協議することとなっております。

**【産業政策課】**

2 2. 不要不急な大型コンベンション施設は、建設しないこと。

**【回答】**

現在、検討が進められている新しい文化芸術施設を有効活用することも検討したいと考えております。

**【観光コンベンション推進課】**

## **中央卸売市場関係**

1. 市民の台所である中央卸売市場については、引き続き公設市場として、安全な食料供給に徹し、市場活性化を目指すこと。

**【回答】**

中央卸売市場は、安全・安心な生鮮食料品等を安定的に提供する重要な役割を担っており、依然として生鮮食料品流通の中核としての地位を保っております。その高い公共性に鑑み、公正、公平で透明性のある取引を続け、中小規模の生産者や、小売業者も差別なく参加できる場を維持していく必要があると考えております。卸売市場は、産地（川上）と実需者（川下）との間にあつて様々な情報が集まることから、これらの情報を活用することにより売れ筋商品の開発などコーディネート機能を果たすことで環境変化に対応しながら、市場の活性化を図ってまいりたいと考えております。

**【市場事業部】**

2. 卸売市場が安全で安心できる食材を提供していることを、市民にしっかり知らせること。食品への放射能検査を行うこと。特に放射能汚染の危険が高い海産物については、独自に検査し公表すること。

**【回答】**

岡山市中央卸売市場には保健所職員が常駐し検査体制が整い、安全で安心できる食材提供を行っていることは、これまでも見学など機会あるごとに市民にPRしてまいりました。

放射能汚染につきましては、岡山市中央卸売市場の卸売業者は、(一社)全国中央卸売市場青果卸売協会や(一社)全国水産卸協会等を通じて農林水産省の生鮮野菜等の放射能に関する情報を入手しており、放射性物質の疑義のある物品が入荷することはありません。また、岡山市中央卸売市場としましては、保健所等と連携し、安心して食事ができる食材の提供に努めるため、食品のトレーサビリティの徹底を行い、情報の共有に努めてまいります。

【市場事業部】

## 都市整備局関係

### 1. 市街化調整区域における開発について

- (1) 県南マスタープランの具体化にあたっては、優良農地を保全する観点で、客観性のある基準をつくること。
- (2) 市長判断を濫用しないこと。

【回答】(1)(2)

市街化調整区域における指定幹線道路沿線指定区域の開発許可については、平成26年7月に条例改正を行い、許可できる建物用途については、住宅のほか、社会福祉施設、病院、学校、小売店舗などに限定し、平成27年7月1日から施行しており、厳正な運用を行っているところです。

【開発指導課】

### 2. 不法埋め立てに関して

- (1) 「建設残土規制法」(仮称)制定を国に強く求めること。また、「岡山市埋立条例」を規制強化の方向で改正すること。
- (2) 不法な業者への対応を厳正に行うこと。
- (3) 環境基準を超えるヒ素が検出された金甲山中腹の不法埋立残土について、撤去を実現させること。

【回答】(1)(2)(3)

残土埋立行為については適宜パトロールを行うなど監視の強化を図り、条例に基づき厳正な指導を行っているところですが、残土処分の適正化について調査研究するとともに、「残土処分行為等の規制に関する法律」の立法化に向けて、引き続き全国市長会を通じて国へ働きかけてまいります。

また、金甲山中腹の埋立残土について、法面の安定勾配の確保、排水施設の設置など防災面については改善されましたが、引き続き関係機関と連携しながら、違法な埋立行為については粘り強く指導を行ってまいりたいと考えております。

【開発指導課】

### 3. 全市的交通政策を策定すること。

- (1) 市民の交通権を保障する内容とすること。
- (2) 市民的議論を行ったうえで策定すること。

【回答】(1)(2)

昨年度に策定した第六次総合計画・長期構想で掲げた都市づくりの基本方向の一つである「コンパクトでネットワーク化された快適で多様なまちづくり」を進めるため、今年度より新たな総合交通計画の策定に着手しています。

この計画では、「交通権」までは考えておりませんが、都心と拠点、及びそれらの周辺地域を、公共交通を中心とした交通ネットワークで相互に結ぶことで、誰もが移動しやすい都市の実現を目指すこととし、学識経験者や市民、交通事業者などで構成する検討組織を設置し議論するとともに、アンケート調査による市民ニーズの把握などして広くご意見をいただきながら、検討を進めています。 【交通政策課】

- (3) 各地域性に応じた既存路線バス・コミュニティバス・デマンドタクシー等の交通弱者対策を進めること。ふれあいバスの活用を進めること。

【回答】

コミュニティバス等の生活交通については、現在、御津・建部・足守地域のコミュニティバス維持に取り組むとともに、灘崎地域迫川地区では乗り合いタクシーの試験運行を昨年11月より開始したところであり、現在、この取り組みをモデルケースとして幾つかの公共交通が不便な地域においても、地域の方々と生活交通導入に向けた協議を始めております。

既存路線バスについては、地域の要望等を踏まえて、地域の協力のもと路線の維持、利便性の向上、利用促進策などに、可能な範囲で取り組んでいきたいと考えております。

【交通政策課】

【回答】

ふれあいバスは、ふれあいセンターの来館者を無償で送迎している岡山市の自家用バスですので、他の目的での運行は困難です。 【福祉援護課】

- (4) ノンステップバスについて、事業者のヒアリングを行うなどして実情に合った補助を増やすこと。

【回答】

市内の路線バスの低床化率が低いことから、ノンステップバスの導入を事業者に働きかけるとともに、ノンステップバスの購入補助を継続してまいりたいと考えております。 【交通政策課】

- (5) 交通結節点であることを生かせるよう、JRローカル線の増便を働きかけること。

【回答】

JR線は全て事業者が担っておりますので、岡山市としては事業者に対し、ご要望をお伝えします。 【交通政策課】



4. 吉備線LRT化の検討にあたっては、地域振興策を踏まえたものにする。

【回答】

吉備線のLRT化については、高頻度運行や新駅設置、バリアフリー化などによる公共交通の機能強化によって、沿線への居住や施設の集約に一定の効果が見込まれ、吉備線沿線の一体的なまちづくりに資するものと考えております。

吉備線のLRT化の検討においては、駅前広場などの都市基盤の充実や、駅周辺での生活利便施設の集積による拠点の形成とともに、LRT化と生活交通を含めた他の交通ネットワークを組み合わせ、周辺地域を含めた利便性が高く暮らしやすいまちづくりに向けて、総合的な取り組みを検討する必要があると考えております。

【交通政策課】

5. 路面電車の岡山駅前乗り入れについて

- (1) 全市的な政策の優先順位や乗り入れの経済効果、周辺への影響など様々な課題について、シンポジウムやワークショップなど、広く市民全体を巻き込んだ議論を行ってから乗り入れの可否を決定すること。
- (2) 費用対効果を示すこと。
- (3) 市民ニーズの高い環状化や延伸も検討すること。

【回答】(1)(2)(3)

路面電車の岡山駅前広場への乗り入れは、公共交通の利便性の向上だけでなく、多くの人が集まる岡山駅からまちの中心部への回遊を促し、中心市街地全体の活性化にとって大切な施策であると考えております。

直接の乗り入れによって、鉄道やバスとの乗り換え時間が短縮され、電停がわかりやすくなり、バリアフリーの観点からも高齢者や車いすの方などの電停へのアクセスが改善できると考えております。また、岡山駅からの乗り換えの時間短縮効果によって、平面乗り入れの費用対効果の算出結果は3.0となっております。

今年度からは、乗り入れに伴う岡山駅前広場のあり方について検討を始めており、これまでの「調査検討会」に景観や建築の専門家等を加え、体制を拡充した「路面電車乗り入れを含めた岡山駅前広場のあり方検討会」を設置し、さらに広くご意見を伺いながら検討を進めております。

また、市議会での議論、出石地区連合町内会、沿線町内会、岡山駅前商店街振興組合との意見交換会、さらに、若い人の声も聞くべきとのご意見を踏まえ、大学生を対象としたワークショップを開催し、様々なご意見やご提案をいただいております。

今後の高齢社会の進展を見据えると、公共交通の充実は岡山市にとって大変重要な課題であり、各交通機関を維持するとともに、さらなる充実を図る必要があると考えております。このため、環状化や延伸についても、公共交通の充実に資するものとして今後検討すべき課題と考えております。

【交通政策課】

## 6. 自転車政策について

- (1) 「自転車先進都市おかやま実効戦略」に基づき、自動車と自転車の交通分離を促進すること。進んでいる所の教訓を検証し、遅れている所については利用者の声を聞いて改善に努めること。路肩の違法駐車対策を強化すること。

### 【回答】

自転車走行空間の整備については、平成24年8月に策定した「自転車先進都市おかやま実行戦略」に基づいて、平成25年度から本格的に事業を進めており、短期施策として「市役所筋」や「後楽園通り」、「桃太郎大通り」などの主要路線や中心部の自転車利用の多い道路において、また、国においても、旧国道2号で整備を行いました。

平成28年度からは中期施策である、郊外から都心部を結ぶ路線についての検討に着手したところです。整備後の通行調査によると、正しい通行位置を走る自転車が増加しており、整備効果が認められるものの、一部では通行位置の認知度が低い場所も見受けられ、今後も整備を進めていくことで通行位置について利用者の意識の定着を図っていきたいと考えております。

また、自転車走行空間の安全性と快適性を確保するためには、違法駐車対策は重要と考えており、引き続き、違法駐車対策について、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えています。

【交通政策課】

- (2) マイカーからの転換をはかるため、パークアンドライドやパークアンドバスライド等の環境整備を進めること。

### 【回答】

現在、市内では、パークアンドライド駐車場が5箇所、パークアンドバスライド駐車場が8箇所、サイクルアンドバスライド駐輪場が37箇所あり、これらについて利用促進をすると共に、新たな個所について設置の可能性を検討していきたいと考えています。

【交通政策課】

- (3) ももちゃりについて

- ①メンテナンスを十分行うこと。

### 【回答】

ももちゃりで使用している自転車については、年に1回、自転車安全整備士による点検・整備を行い、安全確認を行っています。

また、日常的には、自転車再配置時にタイヤの空気圧やブレーキの利き具合等、不具合があるかどうか確認をしているところであり、今後も、定期点検、日常的な点検による安全確認を行ってまいります。

【交通政策課】

- ②専用カードの発行箇所を増やすこと。

### 【回答】

専用カードの発行箇所については、多くの方が訪れる各種イベントで発行箇所を臨時に設置するなど、発行する機会を設けてまいりたいと考えております。

【交通政策課】

③ハレカによる支払も可能にすること。

【回答】

ハレカによる支払いについては、利便性を向上させるためには有効であると考えております。ハレカを支払可能とするためには、イコカとの相互利用が可能となるか、ももちやり精算機で支払いが可能となるようなシステム改修をし、支払い提携をすることが必要となります。ただし、ハレカは現金チャージ時に1000円当たり80円が付与されるサービスを実施しており、このサービスはバス利用に限定したものとなっているため、ハレカによりバス料金以外の支払いはできないことになっています。よって現状ではハレカによる支払いは出来ないこととなっております。

【交通政策課】

④旅行客の利便性向上の観点から、「1日利用」や「使い切り」など多様な利用形態の設定と、それに適した簡便な手続きを検討し実施すること。

【回答】

ももちやりは限られた自転車を多くの方に共有して利用していただくため、1日中貸出できるプランは設ける予定はありませんが、旅行客等、来街者の方に向けては1日に何度も利用できる「60分くりかえし利用」や「回数券（5回分）」を設定しており、どのプランも利用手続きは同じです。また、運営本部において1日中利用可能な電動アシスト自転車を1日1,000円をご用意しておりますので、ご利用いただけるよう、来街者に向けてさらなるPRをしていきたいと考えております。なお、JR岡山駅東口にはJRが運営している1日利用ができるレンタサイクルがありますので、利用用途によりこちらをご利用することも可能です。

【交通政策課】

⑤中心市街地だけでなく、区ごとのニーズを調査し整備を進めること。

【回答】

ももちやりは、既存公共交通を補完することで車から公共交通利用への転換を促進すること、また、街なかの回遊性を向上させ賑わいのある都心部を創出することを目的に導入しており、中心市街地から大きく外れるエリアへの展開は計画しておりません。利用は好調で、中心部の移動手段の一つとして定着しており、今後は現在の運営における課題等を分析し、安定した持続可能な事業となるよう、運用していきたいと考えております。

【交通政策課】

(4) 駅駐輪場をJRの附置義務とする法改正を国に求めること。

【回答】

鉄道利用者が使用する自転車駐車場の整備は、公共交通を運営する鉄道事業者が、自

転車駐車対策として積極的に取り組む必要があると考えており、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（自転車法）に鉄道事業者に対する鉄道駅への自転車駐車場の付置義務を明記するよう、岡山市から国へ直接要望しております。また、全国自転車問題自治体連絡協議会を通じて、国に対して同様の要望を行っているところであり、今後も引き続き、働きかけていきたいと考えております。

【交通政策課】

(5) 桜橋で自転車・歩行者の通行の安全策をはかること。

①張出での設置など様々な方策を検討すること。

②特に東詰の取り付け部を拡幅すること。

【回答】

桜橋は、自動車、自転車の通行量が多い道路であります。現在の道路幅員の中で歩行者及び自転車が今以上に安全に通行できる空間を確保することは非常に困難であり、また、張出歩道の設置など、橋梁及びその前後の道路の拡幅についても多額の費用と時間を要することから、非常に困難な状況であると考えます。

このことから、まずは限られた道路空間の中で、自動車・自転車・歩行者それぞれがルールを守り、安全に通行していただくため、引き続き交通ルールの啓発を続けていきたいと考えています。

【交通政策課、道路計画課、生活安全課】

## 7. 再開発について

(1) 今進められている事業や今後生じうる事業について、将来にわたる財政負担を十分に考慮し抑制すること。

【回答】

市街地再開発事業の実施に向けて、補助対象事業費の精査はもちろんのこと、財政担当部局とも協議しながら取り組んでまいりたいと考えます。

【市街地整備課】

(2) ビルの無秩序な乱立につながらないように抑制すること。

【回答】

中心市街地において狭小敷地が多い場合、小規模な建築物やペンシルビル等が乱立し、市としても、土地の高度利用がなされず都市景観や防災上も好ましいものではないと考えています。

そのため、高次都市機能の充実・強化の一つの手法として市街地再開発事業等を活用することで、土地の集約化が図れるとともに、土地の高度利用と都市機能を更新し良好な都市環境の創出が図られるものと考えます。

今後とも市街地再開発事業等を通じて適正な土地利用に努めてまいりたいと考えます。

【市街地整備課】

(3) 特定建築者事業をはじめとする、特定の事業者を有利にする事業は行わないこと。

**【回答】**

特定建築者制度は都市再開発法に基づき、民間事業者が市街地再開発事業に参画する方式の一つであり、民間事業者の資金とノウハウを積極的に活用することで事業の円滑化を図ることが可能な制度であると考えておりますが、それらの制度を活用する際には、民間事業者の選定方法などを十分に精査し、事業のリスク軽減となるよう組合等に指導、助言する必要があると考えています。 **【市街地整備課】**

8. 市営住宅について

- (1) 住生活基本計画の策定に当っては、現在の戸数を減らさないこと。
- (3) 高齢者・障害者向けの計画戸数を増やすこと。

**【回答】** (1) (3)

同計画においては、市営住宅の果たすべき役割を、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者等に対する「住宅セーフティネット」の中核をなすものと位置付け、入居対象となる世帯の将来の動向等も注視しながら、適正な供給量を確保していくこととしており、これらを踏まえた計画としてまいりたいと考えております。

なお、新たに市営住宅を整備する場合には、バリアフリー仕様のほかユニバーサルデザインの導入など、高齢者にも安全安心で、使い勝手にも配慮した仕様としております。

**【住宅課】**

- (2) 入居希望者が多いことから、老朽住宅の建て替え計画を早急に具体化すること。  
使用可能な戸数を至急増やすこと。

**【回答】**

近年、少子高齢化の進展による単身高齢者の増加や、人口減少時代の到来のほか、民間賃貸住宅の供給過剰など、住のセーフティネットとしての公営住宅を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を受け、今後の市営住宅の役割や適正な供給量などについて、根本的な検討が必要であると考えており、新たな総合計画の策定に合わせて「岡山市住生活基本計画」等を策定していく中で、整理を行ってまいりたいと考えております。

**【住宅課】**

- (4) 入居時の保証人の条件を緩和すること。現在でも実情に合わせた対応が取れることを周知すること。

**【回答】**

市営住宅への入居に当たっては、家賃の確実な回収を担保するために連帯保証人を必要とし、保証人の要件として一定の保証能力を求めています。併せて、従来の社会福祉法人や医療法人に加えて大学やNPO法人も可能とするなど、その要件の緩和を図っております。

一方、岡山市営住宅条例においては、特別な事情がある者については連帯保証人を免

除することも可能となっていることから、市と指定管理者が緊密な連携を図りながら対応しており、申請時の窓口や入居の説明会などで、丁寧な説明ときめ細かな相談対応に努めております。  
【住宅課】

- (5) 市営住宅の指定管理者制度について、住民や関連業者の意見を聴き、自主事業も含め、毎年検証を行うこと。

【回答】

指定管理業務については、毎月の実施報告書により事業の実施状況を詳細に点検するとともに、指定管理者が毎年度実施している全入居者を対象としたアンケート調査の結果を踏まえて、満足度や課題なども把握しながら、必要な改善について指導、助言などを行っているところです。  
【住宅課】

- (6) 入居者の風呂設置を全市営住宅に速やかに行うこと。

【回答】

浴槽未設置の市営住宅につきましては、市営住宅の老朽度や費用対効果などを勘案し、空き家の定期募集にあわせて順次設置しているところです。今後も限られた予算の中で、できることから取り組んでまいりたいと考えます。  
【住宅課】

9. (都)弓之町浦安南町線の桜橋下流の旭川右岸との連携をふまえた実効ある整備計画を作り、施工すること。

【回答】

現在、桜橋下流では中環状線の一部となる(都)下中野平井線(旭川工区)の整備を行っており、当面はこの事業の早期完成を目指し、事業促進に努めているところです。なお、(都)弓之町浦安南町線の桜橋下流区間については、現在、整備の予定は立てておりませんが、整備に際しては旭川改修計画との整合を図っていくものと考えております。  
【道路計画課】

10. 空き家対策について

- (1) 担当部署をつくり、専任の職員を配置すること。  
(2) 各区役所への相談窓口設置について検討すること。

【回答】

- (1) 空家対策については、これまで建築指導課と住宅課で共管して取り組んできたところですが、より効果的・効率的に推進するために、平成29年度の機構改革で、建築指導課内に専門部署として室を設置することとしております。

【建築指導課】

- (2) 空家等に関する施策について検討するため、平成28年1月1日に庁内組織として「岡山市空家等対策推進会議」を設置しています。構成員の中に各区役所の総務・

地域振興課、維持管理課を含めており、各区役所に寄せられる空家に関する相談については、平成28年1月15日に設置した「岡山市空家等総合相談窓口」で、一般的な相談と専門的な相談を一元的に受け付けることとしているところです。建築指導課内室に事務を移管した上で、当面はこの体制で対応してまいりたいと考えております。

【建築指導課】

1 1. 空き家リフォーム助成制度は、使いやすいものにすること。

【回答】

空き家のリフォーム助成については、平成27年度から、耐震性能に係る補助要件の緩和や、補助率の引き上げなどによる制度の拡充を図ったところです。

また、平成28年度からは、国の制度を活用して、地域活性化への取り組みに対する支援も行っており、引き続き制度の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

【住宅課】

1 2. 木造家屋耐震診断補助制度について、新々耐震基準を満たしていないものを補助対象にすること。

【回答】

1981年（昭和56年）の新耐震基準の制定後、2000年（平成12年）に基準の一部強化の中で、木造建築物については耐震壁のバランスの良い配置や、柱や梁の接続部に金物の使用が明確化されました。新耐震基準の建築物の中には現行の耐震基準を満たしていないものがあることも承知しておりますが、現状として、岡山市内には旧耐震基準の建築物が多く存在しており、まずはそれらの建築物の耐震診断等を優先的に実施すべきであると考えております。

【建築指導課】

1 3. 東西両中島地区は、住民参加でまちづくりの計画をつくること。住民の意見を聴く機会をつくること。

【回答】

東西中島地区につきましては、都市計画公園として決定しておりますが、今後は、住民の方々のご意向をお聞きすると共に、河川整備との調整を行いながら、親水性が豊かであることや中心市街地に近いこと等の地区の魅力を活かすなど、幅広い観点から地区整備の方針を検討してまいりたいと考えております。

【都市計画課】

1 4. 道路管理について

(1) 地元要望に対し対応が追いついていない現状にかんがみ、境界立会などの体制の拡充をはかること。

【回答】

道路の維持管理業務は、通常の業務に加えて、緊急を要する現場対応など、多種多様な業務を行っており、緊急性の高いものから対応しているところです。境界立会などの

業務についても、業務の工夫、事務の効率化を図るなど、より一層、市民ニーズに応えるよう引き続き努力してまいりたいと考えております。 【道路港湾管理課】

(2) 用水の転落防止について

- ① 危険箇所の把握については、町内会だけに依拠することなく、通行者や周辺住民のニーズを把握すること。
- ② ニーズに見合った全市的な整備計画をたて、予算を引き続き確保すること。
- ③ 白線やデリネーター、柵、ふた掛けなど様々な手法を活用した個別具体的な計画を立て、推進すること。

【回答】

用水路等への転落事故防止対策については、地域の実情に詳しい町内会等との連携・協力により、危険箇所の一斉点検を実施したところです。

今後はこの結果に基づき、優先度の高い箇所から順次転落防止柵を設置するなど、必要な対策工事を着実に実施していきます。 【道路港湾管理課】

(3) 点字ブロックについて、ブロック上に物を置かないよう啓発すること。破損状況を点検し、速やかに補修・交換すること。

【回答】

点字ブロック上に物を置かない等、道路の適正な利用について、ホームページ等を活用し市民への啓発活動に取り組んでまいります。

また、道路パトロール等により点字ブロックの破損状況を把握し、破損箇所について必要な修繕対策を実施していきます。 【道路港湾管理課】

1 5. 公園の整備について

(1) 遊具について、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づいて点検し、整備すること。

【回答】

公園の遊具の安全管理については、職員により定期点検を行っているとともに公園愛護委員会には、活動の中で遊具についても気付いたことがあれば連絡をお願いしているところであり、異常を発見した場合は、使用中止の措置を講ずるとともに、必要に応じて専門的な知見、技能を有する専門業者により適切な対応を行っているところです。

今後とも職員は遊具点検に関する研修会などへの出席により、技術向上を図り、公園愛護委員会には、市への早期の連絡について重ねてお願いしていき、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づいて点検、整備を行っていきたいと考えております。 【庭園都市推進課】

(2) 植栽の管理、広場の機能維持など、利用者が安心して使える状態を保全すること。

【回答】



植栽の管理、広場の機能維持については、岡山市では、中高木剪定や整地用の土の補充、公園施設の修繕等を行っており、また、公園愛護委員会には、清掃や除草作業、低木剪定作業、異常時には市への連絡をお願いしているところです。

今後も安全で快適な利用ができるよう、公園愛護委員会と協働して公園の植栽の管理や広場の機能維持に努めてまいります。  
【庭園都市推進課】

16. 「屋外広告物条例」において、政治活動用屋外広告物は、許可申請から除外すること。

【回答】

政治活動用屋外広告物については、屋外広告物法第29条の「国民の政治活動の自由を不当に侵害しないように留意する」との観点から、許可手数料を無料とし、また、許可期間を通常では1ヶ月のところ3ヶ月で運用しており、一定の配慮をしているところではありますが、他のポスター等と同様に著しく汚染、破損したものがあつたり、また、掲出期間を過ぎたものが存置されている現状もあるため、適正な表示を指導する必要から許可を要することとしています。  
【都市計画課】

## 下水道河川局関係

1. 汚水処理率の向上にむけて

(1) 汚水処理率に着目し、公共下水道のみに頼らない汚水処理計画に見直すこと。

【回答】

本市の汚水処理対策としての下水道整備は、合併処理浄化槽との適切な役割の下、アクションプランに基づき、未普及地域解消に取り組んでまいります。

【下水道河川計画課】

(2) 下水道局で一体的汚水処理対策ができるよう、合併浄化槽の取り扱い事務について早急に協議し、環境局から下水道局へ移管すること。

【回答】

合併処理浄化槽の取扱については、より早期の未普及解消が図られるよう環境局と協議を図りながら、連携を密にして取り組んでまいります。

【下水道河川計画課】

(3) 汚水処理対策を飛躍的に前進させるために、市としての合併浄化槽補助率・補助額を増やすこと。

【回答】

今年度から、汲取り便所・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えに対す

る設置補助金額の上乗せを実施したところであり、今後、この取組みの成果等を踏まえ、合併処理浄化槽の更なる設置促進策を検討してまいりたいと考えております。

【環境保全課】

2. 下水道使用料は引き上げることなく引き下げる努力をすること。

【回答】

近い将来に人口減少が見込まれ、ひと・もの・かね等の経営資源の制約が強まる中で、下水道事業の持続的な運営を図りながら、快適で安全・安心なまちづくりに貢献できるよう、下水道事業経営計画2016に基づき経費節減に取り組んでまいります。

【下水道経営企画課】

3. 不明水は、引き続き調査を行い、不明水対策に取り組むこと。

【回答】

不明水は、老朽化による破損箇所等からの地下水の浸入が原因と推察されます。このため、計画的な管きょ内カメラ調査による不具合箇所の把握と改築・修繕等の不明水対策に引き続き努めてまいります。

【下水道保全課】

4. 老朽施設・老朽管の更新については、費用の見通しも含めて計画を立てること。

【回答】

岡山市下水道事業経営計画2016に基づき、処理場、ポンプ場については、施設の健全度を勘案しながら改築更新等を実施し、管渠については、老朽管や陶管の多い中心部（旭西排水区）において点検・調査・改築を実施することとしております。

【下水道河川計画課】

5. 8割程度にとどまっている公共下水道への接続率を高めるため、無利子の貸付制度を作り、水洗化を促進すること。水洗便所改造等補助金制度は、継続すること。

【回答】

下水道への早期接続を促進するため、平成24年度に「岡山市水洗便所改造等補助金」制度を設け、さらに今年度より、汲み取り便所改造工事及びアパート等に対する補助金額を増額するなどの改正を行ったところです。

接続促進に繋がる効果的な制度・方策については、今後も当該制度の成果を踏まえるとともに、市民ニーズや各方面のご意見及び他都市の状況等を参考にしながら検討してまいります。

【営業課】

6. 近年のゲリラ豪雨もふまえ、浸水被害を出さないよう、内水害対策をさらに積極的に推進すること。

【回答】

(仮称)岡山市浸水対策の推進に関する条例に基づいて、市・市民・事業者と連携し

た浸水対策に取り組みます。また、岡山市下水道事業経営計画2016に基づいて、浦安、芳田排水区等、平成23年に大規模浸水被害があった区域を中心に管渠・ポンプ場の整備を推進します。

さらに、内水ハザードマップの普及啓発や台風接近時等の市民への土のう配付など、自助・共助を促進するソフト対策の充実を図ってまいります。

【下水道河川計画課】

7. 砂川・笹ヶ瀬川・足守川・倉敷川・宇甘川・宮川の改修や浚渫を、県・国に要望すること。流域の排水対策を進めること。

【回答】

本市といたしましても、これらの河川整備の重要性につきましては十分認識しており砂川、笹ヶ瀬川、足守川、倉敷川におきましては、毎年、国、県に対し改修事業の推進を要望するとともに、特に砂川、笹ヶ瀬川、足守川につきましては、促進の期成会や協議会を結成し、流域の関係市、関係連合町内会とも協力しながら国・県に対し、改修事業の推進を強く働きかけているところです。

また、砂川、笹ヶ瀬川、足守川、倉敷川、宇甘川に関しては、県に対し、改修事業に先がけての流下能力確保のための浚渫や暫定整備、越水箇所ので防嵩上げ等の応急対策を早急に行うよう強く要望し、応急的な嵩上げ等の対策がなされているところです。

宮川につきましては、県が改修事業を進めており、今後とも県と連携を図りながら事業を推進したいと考えております。

【下水道河川計画課】

## 水道局関係

1. 苫田ダムからの受水について

(1) 利水から治水への転用を促進すること。その際新たな負担が生じないようにすること。

【回答】

利水から治水への転用は、将来の本市上水道施設の老朽化への対応や渇水時におけるリスクの分散、人口減少による水需要の動向など様々な面から検討し、判断する必要があると考えています。

【政策企画課】

(2) 岡山県広域水道企業団からの責任水量を減らすこと。

【回答】

責任水量は、受水事業体の必要水量及び県広域水道企業団の健全経営の維持の観点から全構成団体合意の下、企業団供給条例で規定されています。

県広域水道企業団からの受水は、現在必要な水量であると同時に本市にとって吉井川水系の重要な水源であると認識しています。

【水道局配水課】

2. 水道料金は値上げしないこと。

【回答】

料金収入の減少が続く中で、大規模災害に備えた水道管の耐震化、施設更新等の事業を計画的に進める必要があります。

次期の水道事業総合基本計画の中で、平成29年度から10年間の財政見通しを示しているところですが、事業を着実に進めていく中で、内部留保資金は減少していく見込みです。

今後、業務の効率化を進める中、水道料金の適正なあり方も含めて、様々な方法を検討してまいります。

【水道局営業課】

3. 大量利用者への減免制度は改めること。低所得者への減免制度を再構築すること。

【回答】

個別需給給水契約制度は、大口需要者の水需要意識を刺激し、供給能力の範囲内で使用水量の増加を促す料金制度であり、水道事業の安定経営に大きな役割を果たすものであると考えています。

なお、渇水などの非常時には、調整水量を提示して水道の使用量を抑制することを求める制度となっています。

低所得者への減免制度については、水道事業は受益者負担が原則であり、福祉政策的措置はなじまないという判断から実施していません。

【水道局営業課】

4. 漏水対策を急ぐこと。有収率を向上させること。

【回答】

漏水対策につきましては、漏水防止事業計画に基づき、過去の漏水発生件数等を考慮したうえで、計画的に漏水調査を実施し、漏水箇所の早期発見に努めています。もって有収率の向上を図ります。

【水道局配水課】

5. 身近な水源の保全に努めること。

【回答】

安全安心な水道水を安定的に供給するため、水源の維持に努めてまいります。

【水道局浄水課】

6. 新庁舎の会議室等を他部局に開放すること。

【回答】

新庁舎の会議室は、旧庁舎での会議室利用状況を参考に建設費抑制のため必要最小限に設置しています。

平成29年度から会議室の一部について、当局の業務に支障のない範囲で貸し出す方向で検討しています。

【水道局管財課】

## 消防局関係

1. 整備指針に基づき増員すること。

### 【回答】

災害活動は豊富な経験が必要なことから、急激な職員の若年化を招かないよう、毎年採用人員を平準化し、人員確保に努めているところです。 【消防企画総務課】

2. 消防職員委員会の活動を活性化し、民主的な職場づくりをすすめ、職員の意欲を高めること。

### 【回答】

消防組織法に定められる消防職員委員会は、毎年職員から提出された意見を審議し、その結果に基づき消防長に対して意見を述べ、消防業務全般の円滑な運営を行っているところです。 【消防企画総務課】

3. 女性職員への配慮をすること。セクハラ事件の再発防止を図ること。

### 【回答】

庁舎の移転や建て替え時に、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を計画的に実施しており、女性職員が活躍できる職場づくりに取り組んでいるところです。

また、セクハラを含めたハラスメント防止策として、定期的に対策 DVD の視聴や職場内での話し合い、さらには研修会への参加等を実施しており、倫理観の向上と働きやすい職場環境を整備し、再発防止に努めます。 【消防企画総務課】

4. 消防団の新団員の確保、育成に努めること。処遇改善を進めること。

### 【回答】

各分団長を中心に、その活動内容や必要性について、地域住民の皆様に理解を求め、地域に根差した団員として新規入団者を募っていくとともに、団員教育を実施いたします。また処遇改善につきましては、安全装備の充実強化を優先していきたいと考えております。 【消防企画総務課】

5. 防火査察を強化すること。抜き打ち査察も適宜行うこと。

### 【回答】

平成29年度も従来の査察率を維持するとともに、事前通告なしの査察も適宜行い、対象物に対し防火指導の徹底を図りたいと考えております。 【予防課】

6. 北消防署の会議室等を他部局に開放すること。

## 【回答】

北消防署の防災研修室及び防災協議室については、消防防災に関する研修、講習及び会議等の使用を目的として整備されたものですが、消防局において未使用時には、他部局への開放を行っています。しかしながら、北消防署は岡山市の災害拠点施設であり、市内外での大規模災害が発生した場合や、緊急消防援助隊の出動要請があった場合などは、防災研修室及び防災協議室の使用を中止していただくこともあります。なお、本来の使用目的を逸脱しないよう、他部局の予約受付を使用日の3週間前からとし、早期の会場予約はお断りしています。 【消防企画総務課】

## 教育委員会関係

1. 総合教育会議において、教育の政治的中立性を確保すること。

### 【回答】

文部科学省からの通知のとおり、総合教育会議では、政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではないと考えております。

【総務法制企画課、教育企画総務課】

2. 教育大綱には子どもの権利条約の理念を明記すること。

(1) 子どもの権利条約に書かれている、全ての子どもの権利と、その権利を守るために行政等がしなければならないことを大綱で明確にすること。

①子どもの最善の利益を擁護することを明記すること。

②「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」それぞれについて、子どもにどんな権利があるかを具体的に明記すること。

(2) 子どもの権利条約について、「過度の競争教育を改めること」など、2010年6月の国連からの指摘を大綱に反映させること

(3) 大綱の策定や関連する計画の見直しにあたっては、教育と社会のあり方を市民的に話し合える場を設けること。

### 【回答】(1)(2)(3)

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされており、岡山市の教育の現状と課題を踏まえ、総合教育会議で協議を深めながら、策定を行いました。

【総務法制企画課、教育企画総務課】

3. 教員の市費移行に際し、体制の強化を図ること。

(1) 現行の処遇を切り下げることのないよう制度設計すること。必要な財源は確保すること。

**【回答】**

関係部局や関係団体等と協議を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

**【学事課】**

(2) 定数はすべて正規職員で確保すること。

**【回答】**

学級数や児童生徒数の推移により、年度ごとに教員定数が変動するため、全てを正規教員にすることは難しいと考えております。

**【学事課】**

4. 子どもと教職員が、双方向で学ぶ喜びを実感できる学校づくりを進めること。

(1) 一人ひとりの子どもの学びを保障することが、学校の問題の解決につながると考える。少人数学級を実現し、そのための正規教員の増員を図ること。

**【回答】**

現在、小学校第1学年、第2学年の学級編制は35人以下学級であり、小学校第3学年から中学校第3学年までは、学年の実態からくる要望を受け、総合的に判断し、35人以下学級とすることができるようにしております。

また、正規教員については、増やす必要はあると認識しておりますが、教員の質の担保や年齢構成の平準化等を考えながら、急激に採用数を増やすのではなく、安定した採用を行ってまいりたいと考えております。

**【学事課】**

(2) 司書、栄養士、調理員、用務員など、学校職員の正規化を進めること。

**【回答】**

正規職員の増員については厳しい状況にありますが、引き続き、正規職員の採用も行いながら、学校運営に必要な職員の配置を行ってまいりたいと考えています。

**【人事財務課】**

(3) グッドスタート事業について、県に負担を求めること。

**【回答】**

単市の事業として、平成23年度から岡山っ子スタート・サポート事業を行っております。現在は、小1グッドスタートを上回る配置期間で、1年間を通して配置しており、政令市として国の補助を受けた単独の事業となっております。

**【学事課】**

(4) 教員が子どもと向き合う時間を増やすために

①事務負担の軽減を進めること。

**【回答】**

事務負担の軽減を図るために、調査・報告書等の実施時期や様式、内容等を工夫することができないか検討してまいりたいと考えております。

**【学事課】**

②部活動指導の負担を軽減すること。

**【回答】**

部活動における教職員の負担の軽減を図るため、従前の岡山市部活動外部指導者派遣事業の派遣人数、派遣回数大幅に拡充し、平成27年度から部活動サポート事業を実施しております。 **【保健体育課】**

③教員のOJT及び相談体制を強化すること。

**【回答】**

校内でのOJT推進のため、各校の管理職や研修・研究担当者に向けて情報提供を行ったり、研修を実施したりしています。今後も各学校でOJTがより一層推進できるよう、研修とOJTの研究の充実に努めてまいります。 **【教育研究研修センター】**

(5) 学校評議員制度は地域に開かれた内容にし、情報公開に努めること。

**【回答】**

学校評議員は学校園の職員以外で、地域の有識者、地域の関係機関又は関係施設の長、青少年団体の代表、保護者、同窓会関係者などの中から、校長が教育委員会に推薦し、教育委員会が委嘱することになっており、地域に開かれた組織となっています。

協議内容等の情報については、個人情報保護の観点から全てを公開することはできませんが、許される範囲内で学校評議員を通じて地域にお伝えできていると考えております。 **【学事課】**

5. 競争偏重の教育方針を改めること

(1) 全国・全市共通テストとなる全国学力テスト（全国学力・学習状況調査）への参加はやめ、市独自テスト（学力アセス）は実施しないこと。

**【回答】**

全国学力・学習状況調査については、岡山市、学校及び子どもたち一人一人の学力や学習状況を把握するために必要な調査であると考え、参加する方向で検討しております。

また、岡山市学力アセスについては、子どもの課題を踏まえて、教員が問題作成や分析をすることで、教員の力量向上につながり、学習意欲や学力の向上が実現できると考えており、継続して実施してまいります。 **【指導課】**

(2) 結果について、学校序列化につながるような公表は絶対にしないこと。

**【回答】**

公表にあたっては、学校の序列化が行われないよう十分に配慮しながら、今後も、実施の目的を大切にして調査に参加してまいります。 **【指導課】**

(3) 教育内容がテスト対策偏重にならないようにすること。

**【回答】**



実施については、当該教科の授業時数の一部として行っており、その他の授業において事前対策などの取組を行わず、本来の趣旨に沿った適切な実施に努めてまいります。

【指導課】

6. いじめは常に発生しうるという認識に立って、以下の対策を強化すること。

(1) いじめ相談窓口の周知を引き続き徹底すること。

【回答】

学校では「いじめ防止基本方針」に基づき、一部の教員だけが相談を受けるのではなく、学校全体で組織として対応しています。また、毎年度当初、いじめ相談専用ダイヤルを設置している岡山市教育相談室のリーフレットを全小中学生に配付しています。

【指導課】

(2) 他市の施策や事例などを研究し、常に最善の対応を取れるようにすること。

【回答】

年間数回、文部科学省が主催する生徒指導に関する連絡協議会等に教育委員会担当者が参加しており、国の方針や他都市の取組を踏まえ、先進的な施策を研究してまいります。

【指導課】

7. 市独自の給付制奨学金制度を創設すること。

【回答】

進学を希望する子どもが安心して教育を受けることができ、将来の社会を支える人材へと育つための環境を整備するため、本市では無利子の岡山市奨学金貸付制度を設けております。

給付型奨学金制度の創設につきましては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

【こども福祉課】

8. 子どもの貧困対策を市として強化すること。

(1) スクールソーシャルワーカー（SSW）と子ども相談主事は専門性が異なる。子どもの貧困対策として、福祉の専門家であるSSWを各学校に配置すること。

【回答】

本市が配置している子ども相談主事は、福祉事務所の職員と協働して子どもや家庭を支援したり、学校を通して課題のある子どもや家庭の状況を把握して支援につないだりしており、スクールソーシャルワーカーの機能を果たしていると考えています。

また、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する子ども相談主事の配置を進めるとともに、福祉に関する研修を充実させるなど、より専門性を高めるよう努めております。

なお、現在、国がスクールソーシャルワーカーを正規の学校職員とすることについて検討しているところであり、当面はその動向を見守るべきものと考えています。

【指導課】

(2) 就学援助制度の改善・充実をはかること。

①現行の認定基準では社会保険料等を支払うと生活保護水準を下回る実態があることを踏まえ、認定基準を「生活保護基準」の1.5倍とすること。

【回答】

現在の就学援助認定基準が生活保護水準を下回っているとは考えておりませんが、これまでの状況から見て、扶助費等の義務経費が今後も増加することが予想され、市の財政状況も予断を許さない状況であることから困難と考えております。 【就学課】

②申請、支給事務を毎月行うこと。

【回答】

就学援助の申請については、現在は年3回、支給については、各学期末の翌月に各小・中学校を通じて各保護者へ行っております。毎月の申請・支給となると教育委員会、各小・中学校での事務が非常に煩雑となるため、現時点では困難であると考えております。なお、転入等に伴うなどやむを得ない場合は、申請は随時受付けております。

【就学課】

③新入生の申請は前年度中に支給を行うこと。さしあたって小6時に受給している新中1生に行うこと。

【回答】

新入学学用品費の入学前支給については、就学援助の審査に必要な前年所得が確定しておらず、適正な審査、認定が不可能であること、また、小学校6年生時に中学校入学費用分の支給を行うことについても、支給後に転出等があった場合等の債権回収が困難であること等、問題点があるため、岡山市の制度上、現時点では困難であると考えます。

【就学課】

④学校保健安全法に基づいた学校病治療にアトピーを認めるよう、国に要望すること。

【回答】

医療費援助対象疾病の拡大等に関する国への要望については、指定都市教育委員・教育長協議会を通じて国へ提出しておりますが、今後とも機会を捉え、要望していきたいと考えております。

【就学課】

⑤修学旅行費は実費支給とすること。学校給食費は全額支給すること。

【回答】

修学旅行費の実費支給については、市の財政状況も予断を許さない状況であることから困難であります。毎年、修学旅行先や経費について調査を行っており、平成27年度に引き続き平成28年度にも中学校の修学旅行費を増額しております。

学校給食費の全額支給につきましては、多額の費用を要するものであることから困難ですが、今後も研究していく課題であると認識しております。【就学課】

⑥国も認めているクラブ活動費、PTA費、生徒会費を支給対象とすること。

【回答】

PTA会費・クラブ活動費については、厳しい財政状況の観点から、さらに支給項目を増やすことは困難であると考えております。【就学課】

(3) 学生ボランティアの活用など、新たな形の学習支援を検討すること。

【回答】

平成28年9月から、市内の小中学校3校で、学生がグループを組織して学校を支援する学校支援ボランティアのモデル事業を実施していますが、そのうち中学校1校では、初めての試みとして、放課後の学習支援に取り組んでおります。

1年間の試行を経て、事業効果等を検証した上で、今後の事業展開を検討してまいりたいと考えております。【生涯学習課】

## 9. 学校規模の見直しについて

(1) 効率化優先に統廃合を進めないこと。

【回答】

児童生徒の減少に対応するための教育環境づくりについては、保護者や地域住民としっかりと話し合いをしながら、適切に進めてまいりたいと考えております。

【就学課】

(2) 中央小学校および足守地区の小中一体型学校において、統合の影響を住民アンケートを取るなど、学校の多面的な機能をふまえて検証すること。

【回答】

岡山中央小学校及びあしもり学園（蛍明小学校、足守中学校）につきましては、統合直後にアンケートをとっており、現在は学校アンケート（毎年調査）にて保護者の方にはご意見をいただいておりますが、今後も住民の方の声に耳を傾けながら、よりよい学校づくりに努めてまいりたいと考えております。【就学課】

(3) 中央小学校の教室不足に早急に対応すること。児童数の見込みについて検証すること。

【回答】

岡山中央小学校につきましては、統合後児童数が微増してきており、転用可能なスペースを改修しながら対応してきております。今後も、児童数の動向等を見ながら可能な方策を検討してまいりたいと考えております。【就学課】

(4) 廃校となった校舎について、地域活性化につながる活用策を早急に策定すること。

【回答】

廃校となった校舎につきましては、財産活用マネジメント推進課と連携し、地域の方とともに協議しながら、市及び地域の財産として有効に活用されるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。 【就学課】

(5) 31学級以上の大規模校について、分離や校舎整備を早急に行うこと。

【回答】

大規模校では、学区全体が宅地化され空地が少ない状況であり、学区内で分離校を建設するための土地を見つけにくい状況があります。今後の児童数の動向も見ながら、適切な案を検討してまいりたいと考えております。 【就学課】

(6) 学区弾力化は地域コミュニティに悪影響を与えるため、廃止すること。

【回答】

通学区域制度弾力化につきましては、制度検証のため、地域・保護者・学校の代表者に有識者を加えた意見聴取会を8月に実施したところであり、さらに広く意見をお聞きするため、地域・保護者・学校に対しアンケートを実施したところです。この結果等を基に制度の検証を実施し、制度の在り方について検討していきたいと考えております。 【就学課】

10. 教育委員会として放課後児童クラブの施設確保に積極的に協力すること。校舎の  
 新增築に際しては場所を確保すること。

【回答】

教育委員会としては、各学校における教室の活用状況について調査を行い、その結果を担当部署と情報共有しながら、協議を進めております。

また、校舎の耐震改築等に合わせ、岡山っ子育成局の児童クラブ整備方針によりスペース確保に向けた協議も行っております。

今後とも、必要な情報はしっかりと共有しながら施設確保に協力してまいりたいと考えております。 【就学課、学校施設課】

11. 平和教育について

(1) 学校教育に、高齢化が進む戦争体験者と触れ合う機会を積極的に位置づけ、加害の歴史、被害の歴史について、事実に基づく平和教育を進めること。

【回答】

学校では社会科の時間を中心に戦争の悲惨さや平和の尊さについて学習しています。また、子どもたちの発達段階や地域の実情に応じて戦争体験者の話を聞く場も設けています。 【指導課】

- (2) 岡山空襲の歴史を継承するためにも、「岡山空襲資料室」を積極的に活用すること。  
また、活用時の校外学習必要経費は、予算として確保すること。

**【回答】**

岡山シティミュージアムの「岡山空襲展示室」の活用についても、各学校が子どもの発達段階や地域の実情を踏まえた上で活用することが大切だと考えていますが、校外学習に要する時間の確保等が課題です。

なお、校外学習を行う際には、必要な経費は受益者負担としています。【指導課】

1 2. 教職員の研修を充実させること。

- (1) 独立した教育研修センターを設けること。

**【回答】**

現在の施設や設備等の課題について再度整理し、公有財産の施設、未利用地の活用や複合施設の検討も含め、教育センターの整備について引き続き研究してまいります。

【教育研究研修センター】

- (2) 教職員に対する「義務的研修制度」をやめ、自主的・自覚的研修を保障すること。  
研修は長期休業中に集中させるなど授業に支障のないようにすること。

**【回答】**

教職員の研修が受講者のニーズに沿った主体的な学びとなるよう、個々の課題に合わせて選択受講できるよう工夫しています。また、実施する時期は、その大半を長期休業中に行っておりますが、今後もできる限り授業に支障のない実施時期、及び、時間となるよう配慮します。

【教育研究研修センター】

- (3) 研修にあたって、合理的な理由がある場合は公共交通機関にこだわらず、自家用車を公務使用する場合は実費を支給すること。

**【回答】**

自家用車の公務使用は認めており、「岡山市立学校職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱」に基づいて支給しております。また、公共交通機関を利用の場合は、実費支給をしています。

【学事課】

- (4) 免許更新制度は廃止するよう国に求めること。

**【回答】**

教員免許更新制につきましては、現行制度に則り適正に対応してまいりたいと考えております。

【学事課】

- (5) 教職員の評価制度と賃金リンクをやめること。

**【回答】**

勤務評価の処遇への反映方法につきましては、多方面からの意見を聞きながら、円

滑で効果的な実施に向けて検討しております。

【学事課】

### 1 3. 特別支援教育の体制を充実させること。

(1) 特別支援学級は、対象児童・生徒が1人から設置すること。

【回答】

特別支援学級の設置については、要望の人数に関わらず、児童生徒の実態や保護者の願い、専門家の意見を総合的に判断し、児童生徒に適した教育を受けることができるよう、努力してまいりたいと考えております。

【学事課】

(2) 特別支援学級の編成について、法の定め（学年別・障害種別に編成する）を踏まえて行うこと。少なくとも引き続き2学年以内で編成すること。

【回答】

特別支援学級の学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）では、学年別や引き続き2学年以内で編成するとの規定はございません。

岡山市教育委員会としては、標準法に基づきながら、児童生徒の実態や保護者の願い、専門家の意見等を総合的に判断し、児童生徒に適した教育を受けることができるよう努力してまいりたいと考えております。

【学事課】

(3) 特別支援学級へのエアコン設置は急ぐこと。

【回答】

平成29年度は学校における空調設備の設置による特別支援教室も含めた教室内環境改善について、空調導入の必要な背景、目的の明確化、財源の確保策など、早期導入に向けて必要な事項について外部有識者を交えた検討を行う予定です。

【学校施設課】

(4) 特別支援教育コーディネーターは、必要に応じて学校に専任で配置すること。定数に含めるよう国に求めること。校内委員会を充実させること。

【回答】

特別支援教育コーディネーターは、全ての学校で指名していますが、専任者の配置については、現在の教員定数では難しい状況です。

また、特別支援教育コーディネーターを教員定数に含めるよう国に要望することは、考えておりません。

【学事課】

【回答】

校内委員会については、全ての学校で実施しております。個別の指導計画に基づき、きめ細かい指導・支援の検討など、内容の充実を図ってまいります。

【指導課】

(5) 学校教育におけるプレジョブ制度の課題と成果を整理し、今後の導入を検討すること。

**【回答】**

プレジョブについては、保護者が中心となって取り組まれているものですが、今後も保健福祉局や岡山っ子育成局と連携しながら情報収集に努めるとともに、必要に応じて保護者への情報提供を行っていきたいと考えております。 **【指導課】**

(6) 通級指導教室の充実を図ること。

**【回答】**

通級指導教室へ通室する児童生徒は年々増加傾向にあることから、今年度は、小学校の言語の地域拠点教室を2校に新設、中学校の情緒の教室を1教室増設したところであります。今後も、各通級指導教室の通室状況や、障害のある児童生徒の通室希望等の把握に努め、必要に応じて新增設を検討してまいりたいと考えております。 **【指導課】**

(7) 医療的ケアが必要な児童生徒の通学を保障すること。希望に応じて看護師等を配置すること。

**【回答】**

岡山市では、医療的ケアが必要な子どもの支援を目的に、平成25年度より、看護師資格を持つ特別支援教育支援員を配置しました。平成27年度からは「看護支援員」に制度を変更し、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケア、学習や移動の支援に当たっております。今後も医療的ケアが必要な児童生徒の実態や在籍状況に応じて、配置を検討してまいりたいと考えております。 **【指導課】**

#### 1.4. 不登校児童・生徒の支援について

(1) 学校に戻るかどうかで見るのではなく、子どもの居場所を確保する政策にあらためること。

**【回答】**

岡山市では、平成26年度より全校で質問紙調査等を活用しながら、子どもたちの居場所づくりや絆づくりを効果的に行うことで、不登校の未然防止を図っております。また、不登校傾向にある子どもに対しては、不登校児童生徒支援員やスクールカウンセラー等を活用して別室登校の支援やカウンセリング等をとおして心の居場所づくりに努めております。 **【指導課】**

(2) 適応指導教室について

①全ての区に適応指導教室を設置すること。

**【回答】**

岡山市では現在、市西部（北区）に「トラングルー宮」、市北部（北区）に「ラポート牧山」、市東部（東区）に「すまいる瀬戸」、市中心部（北区）に「あおぞら清輝」と

いう4つの適応指導教室を設置しています。このうち、あおぞら清輝は、平成30年度に新設される操山公民館（中区）に移転併設する予定です。また、市南部（南区）にも適応指導教室を新設したいと考えております。 【指導課】

②開設時間を延長すること。

【回答】

各適応指導教室は、午前9時30分から午後4時30分まで開室しておりますが、この時間設定は、通室する児童生徒ができるだけ学校生活と同じようなリズムで生活できるように配慮したものです。

適応指導教室の開室時間以降の相談については、教育相談室の相談受付を、平日は午前9時から午後18時30分まで、土曜日は午前9時から午後4時までとして対応しています。 【指導課】

③適応指導教室の指導員等を正規職員とすること。

【回答】

適応指導教室に正規職員を配置することは困難な状況ですが、教育委員会の担当者が巡回したり、専門的な研修を実施したりすることにより支援の質的向上を図って参ります。 【指導課】

④ コミュニティバスの利用を含め、ラポート牧山に通うための交通手段を確保すること。

【回答】

各適応指導教室では、時期や年度により、通室している児童生徒数に多寡があります。また、週当たりの通室日数や在室時間などは、通室している児童生徒の一人一人の状態により、その時々で状況は変わります。そのため、定時に運行する送迎バスについては、日々の利用者数の設定や運行コース、通室する児童生徒の一部が利用することでの利用者負担等、課題が多いと考えております。

適応指導教室の入室の際には、児童生徒の状態や保護者の意向を配慮し、自宅から通室しやすい適応指導教室の利用を勧めることもあります。また、児童生徒の利便性を高めるために、適応指導教室の新設を検討しているところです。 【指導課】

⑤子どもの「不適応」を連想させる「適応指導教室」の名称を改めること。

【回答】

岡山市では児童生徒の支援の方向性と、その設置意義を踏まえて周知する意味で、適応指導教室を設置しております。年間の相談件数が10,000件を超え、学校や保護者、児童生徒から信頼できる相談機関として認知されてきていると実感しております。

名称につきましては、公募等により、それぞれを「あおぞら清輝」「ラポート牧山」「トラングルー宮」「すまいる瀬戸」と名付け、日常においては「あおぞら」「ラポート」



「トラングル」「すまいる」と略称で呼んでいます。

【指導課】

(3) 市民協働の観点から、NPO等の市民団体の活動を支援すること。

【回答】

本市では「市民協働推進モデル事業」として、平成26年度より、不登校・引きこもりの青少年に対する支援事業を「フリースペースあかね」と協働して実施しました。今後も市民団体の活動等との協働について検討していきたいと考えております。

【指導課】

15. 教職員すべてを対象としたメンタルヘルスケアのための相談体制や、現場復帰の個別支援体制を充実すること。

【回答】

学校園に勤務する職員のメンタルヘルス対策として、産業医（精神科医）によるストレス相談を実施しているところです。また、全ての教職員を対象にストレスチェックを実施しており、高ストレス者については、カウンセリング及び産業医による面接を受診できる体制を整備しています。

【人事財務課】

【回答】

教職員が復職をする際に支援する復職支援システムにつきましては、学校現場に定着していると考えています。このシステムが、さらに効果のあるものとなるよう、当事者はもちろんのこと、校長や主治医と連携してまいりたいと考えています。

【学事課】

16. 学校・園の整備について

(1) 冷暖房を整備すること。

【回答】

平成29年度は学校における空調設備の設置による教室内環境改善について、空調導入の必要な背景、目的の明確化、財源の確保策など、早期導入に向けて必要な事項について外部有識者を交えた検討を行う予定です。

【学校施設課】

(2) トイレの洋式化を進めること。

【回答】

トイレの洋式化について、既存便所では各階男女便所の各1箇所のトイレの洋式化を進め、新築や増改築の際には半数以上の便器を洋式化としております。

今後、既存便所について、老朽施設改修の取り組みの中で洋式化を継続的に進めてまいりたい。

【学校施設課】

(3) エレベーターを設置すること。

【回答】

エレベーターの設置については、建築基準法等により既存部分の補強及び改修が必要なことなどにより、現在設置を行っておりません。

今後、老朽施設改修の機能改善の一つとして、エレベーターの設置を検討してまいりたいと考えております。 【学校施設課】

## 1 7. 学校給食の充実に向けて

(1) 義務教育の一環として、給食費は無償とすること。

### 【回答】

学校給食費の負担は、学校給食法及び同法施行令により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費及びこれらの修繕費並びに学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費を学校の設置者の負担とし、その他の学校給食に要する経費を児童生徒の保護者の負担と定められています。この規定は、経費の負担区分を明らかにしたものであり、設置者が給食費を補助することを禁止したものではありませんが、本市においては、受益者負担の考えから、給食費は保護者負担とするのが適当であると考えています。 【保健体育課】

(2) 給食調理員の正規確保を計画的に行うこと。

### 【回答】

直営の給食調理場の業務に必要な正規調理員については、計画的な確保に努めてまいりたいと考えています。 【人事財務課】

(3) 民間委託の割合を引き下げること。

(4) 偽装請負の疑いのある調理業務委託でなく、パート雇用も活用した直営方式に変えること。

### 【回答】(3)(4)

厳しい財政状況の中ではありますが、子どもたちのためにより良い給食を安定的・継続的に提供していくことが重要であると考えています。そのためには、直営と民間業者が切磋琢磨し、また、補完しあいながら共存できるように両者の衛生管理や運営状況等を検証し、質や安全性を高めつつ多様な雇用形態を取り入れて、直営の効率的な運営と民間委託との両面から安全で安心な学校給食の提供に向けて取り組んでいきたいと考えています。

また、民間委託割合は岡山市学校給食運営検討委員会の提言を受けており、毎年、学校給食運営検討委員会で取り組み状況を評価していただきながら、民間委託について検証していきたいと考えています。 【保健体育課】

(5) 学校教育施設等整備基金は、民営化推進のテコにしないこと。

### 【回答】

学校教育施設等整備基金は、学校教育施設等の充実のため、学校給食運営の見直しに

より節減した経費を積み立てて、児童生徒が使用する教材器具や学校教育施設・設備、学校給食用備品等の充実のために、計画的に活用するよう努めていきたいと考えています。 【保健体育課】

(6) 大規模災害時の避難所運営に役立った自校方式を維持すること。

【回答】

市内に104場ある学校給食施設のうち、単独調理場は95場ですが、基本的にはどの施設も災害時に炊き出し等を行うことができると考えております。 【保健体育課】

(7) 学校給食の地産地消率を50%にすること。米飯給食・米粉パンなど地元産米の消費拡大に努めること。

【回答】

学校給食の食材は、共同購入と個別購入の両面から積極的に地場産食材の活用を努めているところであり、食品数ベースで40%以上を維持しながら拡大に向けて取り組みたいと考えています。

また、米飯は全量市内産米を使用しており、米粉パンは平成22年度から、米粉めんは平成26年度から県内産の米粉を使用しています。 【保健体育課】

(8) 調理員は、委託業者も含め研修を充実させること。

【回答】

委託業者の従業員研修については、委託契約書（仕様書）に業者側の責務として明記していますし、調理場内での研修の際には、栄養教諭・学校栄養職員も参加するなどして、衛生管理について職員間の共通理解を図る機会とするなど工夫しています。

また、市教委としても年に1回、直営・民間を問わず、給食関係者を対象に研修会を実施しており、多くの参加をいただいているところです。 【保健体育課】

(9) 食材の放射能測定を行うこと。

【回答】

学校給食の食材のうち放射能検出が予想される食材につきましては、平成24年4月から新しい基準値が設定され、国が示す基準値を超過する可能性のある食品は、生産自治体において検査を実施しています。基準値を超えた食品につきましては、原子力災害対策特別措置法に基づき、出荷元の自治体において厳しい出荷制限がなされています。このことから、本市では市場に流通している食材は基本的に安全であると考えています。 【保健体育課】

18. 「学校徴収金の納入についての同意書」を廃止すること。

【回答】

同意書は、給食費をはじめとする学校徴収金の重要性を保護者へ理解をいただき円

滑に納入していただくために提出をお願いしているところです。

今後、同意書様式の見直し等を行いながら、引き続き、学校徴収金に未納が生じないよう努めてまいりたいと考えていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【保健体育課】

19. 地域協働学校の取り組みを予算化すること。

【回答】

コミュニティ・スクール（地域協働学校）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された国の制度であり、その経常的な予算については、国に要望しているところです。

【指導課】

20. 全国に誇るシニアスクールについて、予算化すること。

【回答】

シニアスクールは、岡輝中学校区の地域協働学校運営協議会が発案され、シニアスクールの皆さん自身の生きがいにつながるとともに、学校全体に活気を生み、子どもたちの心の安定にもつながる非常に有意義な取組であると考えていますが、予算化については難しいと考えています。

【指導課】

21. 議会も全会一致で採択した私学助成の拡充を、国・県に引き続き求めること。

【回答】

岡山市内の高校生のうち、約40%は私立高校の生徒であり、岡山市としても私学の教育条件の維持・向上、就学上の経済的負担の軽減などを図るため、引き続き私学助成の拡充を県に要望してまいりたいと考えております。

【こども企画総務課】

22. 市立後楽館高校は、不登校や高校中退の生徒の受け皿となるよう努めること。

【回答】

岡山後楽館高等学校の入学者選抜におきましては、従前から「不登校枠」や「高校中退枠」は設けていませんが、中学校の時に不登校であったことや高校中退を理由に不利な扱いをしないという配慮を行ってまいりました。この配慮は、今後も続けて行う予定にしています。

【学事課】

23. 岡山市子ども読書活動推進計画に基づいて、実施計画を作り、施策を推進すること。

(1) 学校司書は全て正規配置すること。

(2) 市立図書館の司書は全て正規配置すること。

【回答】(1)(2)

学校及び市立図書館の司書を全て正規職員とすることは困難ではありますが、これまで岡山市が築き上げてきた取組を後退させることなく、市民や子どもたちに、より充

実した読書活動の場を提供することができるよう引き続き努力してまいりたいと考えています。

【人事財務課】

(3) 中区及び西部地域に、早期に図書館を建設すること。

【回答】

現在の図書館整備計画は、平成14年に改訂したものであり、その後かなりの年数が経過し、合併や政令市移行などの社会状況の変化や、インターネット予約図書館の公民館受け取りモデル事業などのソフト事業を強化している状況を踏まえた所要の見直しが必要と考えております。

【生涯学習課、中央図書館】

(4) 中央図書館が推進センターであることを明示し、積極的に役割を果たすこと。

【回答】

情報センターとしての中央図書館の役割は、子ども読書活動を推進する団体等の情報収集・情報発信を行うとともに、関係部局や関係団体とのネットワークを活かして子ども読書活動を進めていくことであると認識しています。

その一環として、SNSの活用による情報発信と、ボランティア団体や公民館などの関係機関と連携した行事などを実施しているところです。

今後とも推進センターとしての役割を果たすよう努めてまいりたいと考えております。

【中央図書館】

(5) 移動図書館車を拡充すること。

【回答】

移動図書館の機動性をより発揮させ、図書館サービスが行き届くよう、現行機能等の工夫に努めてまいりたいと考えております。

【中央図書館】

## 2.4. 公民館について

(1) 中央公民館としての施設整備を行うこと。

【回答】

施設としての中央公民館は、操山公民館の供用開始後に廃止することとしておりますが、地区公民館全体を統括する機能については、今後とも必要かつ重要と考えており、その組織体制や事務スペースの確保について一定の方向性を示せるよう、早急に検討を進めてまいります。

【生涯学習課、中央公民館】

(2) 公募館長を増やすこと。特定事業主行動計画に基づき女性の登用を増やすこと。

【回答】

公募館長については、全体の三分の一以上を目途として採用に取り組んでおり、現在、地区公民館36館のうち22館に配置をしております。

また、女性の公民館長は4人であり、引き続き、地方公務員法に規定する成績主義

の原則に基づきながら、女性の登用の促進に取り組んでまいりたいと考えています。

【人事財務課】

(3) 公民館職員に市民サービス業務を兼務させないこと。

【回答】

市民サービス業務のあり方も含め、公民館業務が円滑に遂行できる職員体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

【生涯学習課、中央公民館】

(4) 旭公民館の建て替えを含め、中央中学校区への公民館を早期に整備すること。

【回答】

岡山中央中学校区の地区館としての旭公民館については、耐震診断の結果や公共施設等マネジメントに関する基本的方針等を踏まえながら、適地を含め、その在り方を検討しているところです。

【生涯学習課、中央公民館】

(5) 岡輝公民館の駐車場は、中央図書館とは位置も入口も異なる。公平性の観点から、無料とすること。

【回答】

現在は、岡輝公民館と中央図書館との共用駐車場となっておりますが、利用状況を踏まえながら、当該駐車場の在り方について検討してまいりたいと考えております。

【中央公民館、生涯学習課】

25. 喫煙・薬物乱用・エイズ教育、性感染症等、正しい知識を啓発すること。

【回答】

喫煙及び薬物乱用防止教育、エイズ教育につきましては、児童生徒の発達段階に応じ、保健学習や特別活動の中で、正しい知識の啓発に努めています。

【保健体育課】

26. 男女平等教育を推進すること。デートDVについて教育現場での啓発をすすめること。特に学校教育においては、児童虐待につながりやすい若年妊娠など、現状をふまえた性教育・いのちの教育をさらに充実させること。

【回答】

平成24年度から25年度にかけて、「小学校男女平等教育の手引き」「中学校男女平等教育の手引き」の作成支援を行っており、児童・生徒が学校生活の中で、社会に根強く残っている固定的な性別役割分担意識を解消し、性別にかかわらず一人ひとりがそれ

ぞれの能力を発揮できることを目指す授業実践の一助として活用いただいております。  
【女性が輝くまちづくり推進課】

【回答】

各学校園において、男女平等教育担当者を校務分掌に位置づけ、授業実践に関わる資料や教職員の共通理解を図るための資料を提供しています。それらの資料を校内で活用できるよう指導し、今後も男女平等教育の充実を図ってまいりたいと考えています。  
【指導課】

27. 「がん教育」などの健康教育を充実させること。

【回答】

がん教育につきましては、学習指導要領に基づいて、保健学習・保健指導等の時間を通して、生活習慣病予防の視点から、発達段階に応じて小学校6年生及び中学校3年生で指導しております。また、岡山市立中学校において、保健福祉局と連携し、がんについての授業を実施し、今後の在り方を検討するとともに、教員研修を実施しております。これからも引き続き、がん教育の充実を努めてまいりたいと思います。  
【保健体育課】

28. LGBTの児童生徒について、国の通達も含め、配慮できる学校づくりをすすめること。

(1) 子ども用、教員用のパンフレットを独自に作成すること。

【回答】

性の多様性について、授業でも活用できる冊子を各校に配付しています。教職員向けの啓発パンフレットは、本年度内に各校に配付するとともに、ホームページからもダウンロードできるようにします。  
【指導課】

(2) 校内に掲示するポスターを作成すること。

【回答】

啓発ポスターは、その内容を正しい理解に基づいて指導できる教職員の近くに貼ることが望ましいと考えています。どのような内容にするのが当事者にとってふさわしいのか研究してまいります。  
【指導課】

(3) 全ての教職員への研修を実施する計画を持つこと。

【回答】

来年度、全校の養護教諭・養護助教諭を対象に、性的マイノリティについて正しく理解し適切に指導できるよう、啓発パンフレットを活用した研修を実施する予定です。

さらに、啓発パンフレットを活用した校内研修を各校において実施し、性的マイ

ノリティについて全教職員が正しく理解できるよう支援してまいります。

【指導課】

29. 18歳選挙権導入にかんがみ、主権者教育を位置づけること。

【回答】

岡山市立の学校では、授業の充実に加え、選挙管理委員会の出前授業の活用、生徒会選挙等における実物の投票箱の活用などにより、選挙に参加することの意識の向上を図る工夫をしています。

【指導課】

30. インターネット、スマホの適正な利用の啓発、教育を重点化すること。

【回答】

インターネットやスマートフォンの利用については、子どもたち自身がこれらの機器の長所と短所を理解し、適正な使用ができるようになることが大切であると考えております。学校教育においては、各教科の時間をはじめ道徳の時間や特別活動の時間など、学校教育全体を通じて情報活用能力の育成や情報モラル教育を行う必要があると考えております。

また、岡山市では昨年度、スマートフォンやゲーム機等を使用する際のルールやマナーについて、子どもたち自身が自らの課題として考える取組を全ての小中学校で実施しました。具体的には、学級等での話し合い活動を行い、その結果を児童会や生徒会で取りまとめ、PTAや地域の意見もいただいた上で、各学校で作成した『提案書』を保護者に配付し、各家庭でルールやマナーについて話し合うという取組です。この取組を通して、インターネットやスマートフォンの適正な利用が進むことを期待しています。

【指導課】

31. 外国出身の児童生徒に対して、学校現場での日本語教育を強化すること。コーディネーターの配置を検討すること。保護者に対しても支援を強化すること。

【回答】

日本語指導が必要な外国出身の児童生徒が在籍している場合は、校内で日本語指導担当教員を配置し、特別の教育課程を編成します。日本語指導担当教員は、当該児童生徒の日本語習得状況や保護者の要望に沿って指導計画を作成し、日本語指導、学習評価を行います。

日本語指導の際には、教育委員会から日本語指導支援員を派遣し、指導等の補助や可能な場合は母語による支援を行っています。

【指導課】

32. 朝鮮初等中等学校へ差別を行わないこと。

【回答】

昨年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえて、不当な差別的言動を解消するための



教育を実施してまいります。

【指導課】

- 3 3. 埋蔵文化財の保護・調査・検証等の予算を拡充し、その活動の成果を公表すること。史跡・遺跡については、市民の財産として共有すること。

【回答】

現在、国庫補助事業（重要遺跡保存活用事業）を活用し、金蔵山古墳や造山古墳等の範囲確認調査を行うなど、埋蔵文化財の検証や調査、保護等を実施しております。また、調査に当たっては、適時、現地説明会等を実施するなど、その成果を市民に公開し、保護意識の向上や発掘成果の活用に努めています。

また、埋蔵文化財センターでは、発掘調査出土品を展示し、企画展や講演会、講座などもおこなって出土遺物の活用にも努めております。発掘調査終了後は、『岡山市埋蔵文化財センター年報』や発掘調査報告書を作成し、資料化に努めております。

史跡につきましては、国庫補助事業（史跡岡山城跡保存整備事業、史跡大廻小廻山城跡整備事業、史跡彦崎貝塚整備事業、史跡造山古墳群整備事業）を活用し、史跡の保存整備と恒久的保存のために史跡地の公有化に努めております。

【文化財課】

- 3 4. アユモドキの保護に取り組むこと。産卵場所確保のために土地を購入すること。

【回答】

現在、国庫補助事業（アユモドキ保全活用事業）を利用してアユモドキの人工繁殖や保全啓発活動を行うとともに、市内のアユモドキ生息水系に関し、生息状況及び生態調査を実施し、アユモドキの産卵場所等の実態を調査しております。

【文化財課】

## 監査事務局関係

1. 監査委員は、当局の立場に立つことなく、適正な監査を行うこと。

【回答】

監査委員はこれまでも公正不偏な立場から行財政運営をチェックする機関としての役割を担ってきたところであり、今後とも、その重要性を認識し、監査機関としての役割を果たしていきたいと考えております。

【監査事務局】

2. 行政監査を強化し、第三セクター及び外郭団体の管理運営について、厳しくチェックすること。

【回答】

市が資本金、基本金等の4分の1以上出資している団体に対しては、出資団体監

査として、毎年3団体程度を抽出して実施しているところであります。また、所管課への監査を行う際には、所管する団体の管理体制も含めて監査を行い、団体の管理運営に資するよう努めていきたいと考えております。【監査事務局】

3. 市の補助金交付を受け、監査対象になっている団体には、適宜監査を行うこと。

【回答】

市が補助金等により財政的援助を与えている団体に対しては、財政援助団体監査として、市の支出額を勘案し、毎年1～4団体を抽出して実施しているところであります。また、所管課への監査を行う際には、補助団体への指導監督体制も含めて監査を行っております。【監査事務局】

4. 住民監査請求は真摯に受け止め、住民目線に立って対応すること。

【回答】

住民監査請求監査については、その制度の趣旨から常に市民の目線に立って監査を行っているとありますが、今後とも公正不偏の立場での監査に努めていきたいと考えております。【監査事務局】

## 選挙管理委員会関係

1. 政治資金規正法や公職選挙法の徹底をはかること。

【回答】

政治資金規正法では、個人、団体から政治家個人や政党等への寄附について一定の制限を設けております。また、公職選挙法では、政治家個人や後援団体等から選挙区内の有権者、団体への寄附を禁止しております。

公正な政治活動や選挙運動を確保するうえで、これらの規定が厳正かつ適正に順守されるよう、啓発に努めてまいりたいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

2. 期日前投票の機会を拡大するなど、投票率の向上をはかること。特に、市街地や大学などに全市一括の期日前投票所を設けること。

(1) 岡山大学内の投票所は継続し、対象や時間の拡充を図ること。

(2) 住民票を移動していない学生などに不在者投票制度を周知すること。

【回答】(1)(2)

全市対応の期日前投票所を設置することについては、投票箱、記載台等の選挙器材の配備、投票管理者、投票立会人及び事務従事者の配置や名簿対照、投票用紙交付等の一連の投票事務が円滑、適正にできる相当なスペースを安定的に確保できることが必要であり、また、専用回線の配備も必要となります。そして、選挙人を正

しく区ごとの期日前投票所へ混乱なく誘導できることが重要であります。さらに、一定数の駐車場が確保できることも必要であります。

これまでも、全市対応の期日前投票所の設置が可能な場所について検討してきましたが、今後とも、選挙人の期日前投票の機会の拡大等について、工夫できることはないか検討し、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

岡山大学の期日前投票所については、今回、初めて県知事、県議補欠選挙で実施しましたが、当初、想定されたより多くの方々が利用されました。投票された方々にアンケートを実施した結果、複数日を希望されるご意見等もいただいております。こうしたことを参考にし、若者への選挙啓発事業の一環として継続することを検討してまいりたいと考えております。

また、高校卒業後、親元を離れて生活している学生等は、住民票を現住所に移していないケースが多く、不在者投票制度を利用することになります。この不在者投票制度の仕組みに加え、進学や就職等で引っ越しをした場合には、住民票異動の届出が必要なこともあわせて周知してまいりたいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

### 3. 18歳選挙権導入にかんがみ、若年層への啓発を引き続き推進すること。

#### 【回答】

選挙権を得た初期の段階で、選挙に行くか行かないかにより、その後の投票行動が違ってくると言われており、若者への選挙啓発は重要であると考えております。

18歳選挙権の導入にともない、高等学校への選挙出前授業の充実を図るほか政治や選挙に関する若者を対象としたワークショップやイベントを開催してきました。

また、選挙時には、選挙への関心を高めるため、大学生に対して投票事務への参加を促すほか、大学構内での選挙啓発や期日前投票所の設置に取り組んできました。今後も若年層への啓発を引き続き推進してまいりたいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

### 4. 投票所のバリアフリー化を徹底すること。

#### 【回答】

投票所における障害者等への対応については、投票所入口の段差解消のためのスロープ、投票所内への土足シートの設置、車椅子の配備等バリアフリーに努めるとともに、投票所に障害者優先の駐車場の確保にも努めています。また、各投票所の入口付近に「介助や車椅子の必要な方は、職員にお申し出ください。」の案内を掲示しています。

今後とも、障害者の方が投票しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

5. 障害者や中国残留日本人孤児及びその家族などが選挙権を行使できるよう、適切に必要な措置を引き続き講じること。

**【回答】**

投票所における障害者等への対応については、投票所入口の段差解消のためのスロープ、投票所内への土足シートの設置、車椅子の配備等バリアフリーに努めるとともに、投票所に障害者優先の駐車場の確保にも努めています。また、各投票所の入口付近に「介助や車椅子の必要な方は、職員にお申し出ください。」の案内を掲示しています。

中国残留日本人孤児等への対応については、各投票所の受付係に中国語による案内表示を掲示するとともに、投票の手順を掲載した案内文をお示しし、対応しております。

障害者や中国残留日本人孤児等からの代理投票の申出、問合せ等に親切、丁寧な対応をするよう、投票事務説明会において、投票管理者や同職務代理者等に指示しているところです。

今後とも、対応方の徹底を図るとともに、障害者や中国残留日本人孤児等が投票しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

**【選挙管理委員会事務局】**

6. 開票時間の短縮をすること。開票状況の速やかな公表をすること。

**【回答】**

開票は、選挙人の行った投票を点検し、その有効無効を決定し、各候補者等の得票数を計算する手続であります。

開票事務迅速化に向けた取り組みとしては、開票所の環境整備として、事務従事者が円滑に作業できる開票所の広さとレイアウトを再検討するとともに、自動読取分類機の導入を進めています。

また、職員の意識改革として、市の業務としての選挙事務の重要性を認識し、積極的な事務従事を促すとともに、事務マニュアルについても見直し、事務説明会の充実を図ります。

さらに、開票立会人への対応について、開票立会人説明会では、公益代表としての立場を理解していただいたうえで、図面等による分かりやすい票の流れ、具体的な事例をもとに投票の効力等について説明し、一層のご理解とご協力をお願いしてまいります。

開票状況の公表については、各区の開票所において行っておりますが、国政選挙の比例代表選挙については1時間ごと、その他の選挙については30分ごとを目安に開票速報という形で、開票所及び報道機関等に公表しております。

今後とも、開票時間の短縮及び開票状況の速やかな公表に向けて、工夫してまいりたいと考えております。

**【選挙管理委員会事務局】**

7. 選挙事務に従事した職員には、手当を支払うこと。

**【回答】**

本市においては、平成19年の統一地方選挙から、当日の投票事務に従事された職員について、健康管理の観点等から振替えて休日を取得していただくよう継続試行しております。

今後、試行の状況や他の政令市の制度等も参考にしながら、選挙事務従事手当の支給方法を検討してまいりたいと考えております。 **【選挙管理委員会事務局】**